日 南 町 地 域 防 災 計 画

風水害等対策編

令和８年度改訂

目　次

第１章　総則
第１節　計画作成の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２節　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第２章　日南町の自然条件と災害
第１節　位置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２節　地勢および地質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３節　気象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３章　災害予防計画
第１節　水害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第２節　風害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第３節　雪害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第４節　土砂災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第５節　孤立予想集落対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第６節　防災体制の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第７節　農業災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第８節　建造物災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第９節　文化財災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第１０節　消防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第１１節　物資・資器材等整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第１２節　医療（助産）・救護体制の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第１３節　避難所等整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１４節　危険物等災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
第１５節　防災訓練計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第１６節　要配慮者対策の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第１７節　自主防災組織の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
第１８節　防災知識普及計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第１９節　ボランティア受入計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第 20 節　ペット同行避難対策の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第 21 節　交通施設の災害予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第４章　災害応急対策計画
第１節　組織計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第２節　配備及び動員計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第３節　通信情報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
第４節　災害広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
第５節　事前措置計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

第６節　避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
第７節　救出計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
第８節　消防防災ヘリコプター応援要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
第９節　食糧供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
第１０節　衣料生活必需物資供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第１１節　給水計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２７
第１２節　トイレ対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
第１３節　入浴施設計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０
第１４節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　・・・・・・・・・・・・・・・１３０
第１５節　医療及び助産計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
第１６節　防疫計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
第１７節　清掃及び死亡獣畜処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
第１８節　死体の捜索、処理及び埋葬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
第１９節　障害物の除去計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
第２０節　輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６
第２１節　労務供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
第２２節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３
第２３節　隣保互助、民間団体活用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７
第２４節　水防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８
第２５節　自衛隊災害派遣要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
第２６節　交通施設災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
第２７節　ＬＰガス応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
第２８節　水道施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
第２９節　下水道施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
第３０節　燃料確保の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７
第３１節　機械資器材の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７
第３２節　被害認定及びり災証明の発行計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８
第３３節　被災者台帳の作成及び安否情報の提供計画　・・・・・・・・・・・・・１８０
第３４節　広報・広聴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８１
第３５節　義援物資の受入・配分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第３６節　災害応急対策活動従事者の損害賠償　・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第３７節　職員の派遣　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第３８節　広域応援及び受援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第３９節　原子力災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
第４０節　大規模事故応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０
第４１節　大規模道路災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３
第４２節　大規模鉄道災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９５
第４３節　危険物災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７
第４４節　高圧ガス事故災害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００

第４５節　火薬類事故災害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０７
第４６節　毒物・劇物事故災害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０９
第４７節　その他の毒性物質による事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０
第４８節　その他住民等の安全の確保にかかる応急対策・・・・・・・・・・・・・・・２１１
第５章　災害復旧・復興計画
第１節　公共施設災害復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２
第２節　労働力供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１４
第３節　県・市町村の資金計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１５
第４節　被災者の生活確保対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１７
第５節　被災者生活再建支援法の適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２３
第６節　鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２５
第７節　災害復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２６

第１章　総　　則

第１節　計画作成の目的

１　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第４２条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るため、日南町における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興のための防災に関する基本的事項を総合的に定め、災害による被害の軽減と防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

２　計画の構成

この計画は、災対法第４２条の規定に基づき日南町防災会議が作成する「日南町地域防災計画」の「風水害等対策編」である。

日南町地域防災計画は、本編のほか「震災対策編」「資料編」からなる。

３　計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

（１）災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策の実施
（２）町民、事業者及び市町村、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携
（３）町民、事業者の自助、共助の取組の促進
（４）防災関係機関相互の協力
（５）災害に強いまちづくりの推進
（６）関係法令の遵守
（７）女性、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をはじめとする町民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。

ア　実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
イ　意思決定、住民ニーズのなどを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。
ウ　災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別、国籍、宗教等による違いなどを十分に反映した対策とすること。

４　その他の法令に基づく計画との関係

災対法第４１条に挙げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。なお、強くしなやかな住民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく「鳥取県西部町村国土強靭化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

５　計画の修正

この計画は、災対法第４２条第３項の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があるときはこれを修正する。

６　計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

（１）防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

日南町が実施する各種訓練

（１）総合防災訓練
（２）本部運営訓練
（３）水防訓練
（４）消防訓練
（５）避難救助訓練
（６）情報伝達訓練
（７）非常通信訓練
（８）非常招集訓練
（９）救急医療訓練
（10）簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）
（11）避難所運営訓練
（12）物資輸送等の訓練

（２）防災広報の徹底

防災関係機関は、町民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

防災意識の普及・啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承のため行う事項。

（１）防災研修会、防災講演会等の開催
（２）新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等の広報媒体の活用

（３）体験型施設の活用
（４）消防団及び自主防災組織との連携
（５）避難行動要支援者に対する防災意識の普及啓発及び防災意識の高揚
（６）災害教訓の伝承

（３）防災教育の推進
（１）学校における防災教育の充実
（２）防災対応能力を有する教職員の養成
（３）家庭、地域社会との連携
（４）防災研修会、防災講演会等の開催

（４）体験型施設の活用

災害体験型施設等を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア　県内の体験型施設等

県保有起震車（愛称　グラット君）

・震度２から震度７まで８つの震度階の揺れを再現可能
・鳥取県西部地震、鳥取県中部地震、関東大震災等の過去の大地震に加え、近い将来発生するといわれている東海地震等を想定した揺れを再現可能

鳥取県西部地震展示交流センター

・鳥取県西部地震をはじめ災害に関する各種資料や写真等を展示するとともに、同地震の教訓を後世に伝承

イ　近県の体験型施設等

人と防災未来センター（兵庫県）
宍粟防災センター（兵庫県）
徳島県立防災センター（徳島県）　など

（５）消防団及び自主防災組織との連携

消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した体制の構築を促進するものとする。

（６）要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア　視覚障がい者　　点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ　外国人　　外国語版パンフレット等
ウ　その他　　要配慮者の態様に応じたわかりやすいパンフレット等

（７）災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

７　住民の責務

災対法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。住民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日ごろから自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練などの自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。具体的には以下のような行動を期待するものである。

（１）日頃の備え

(ア) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- 気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報及び緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。
- 町が発表する避難情報の意味や取るべき避難行動を理解する。

(イ) 家族でする防災

- 家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておく。）
- 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など）
- 気象警報等の発表時や、避難指示等が発出されたときのとるべき行動を確認しておく。
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動を確認しておく。
- 災害の種類や特性に応じた避難場所や安全な避難ルート、とるべき行動を確認しておく。
- 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認する。）
・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。（マイ・タイムラインの検討や作成など）
・最低３日分（推奨１週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。
・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

(ウ) 地域でする防災
・自主防災組織や消防団に参加する。
・防災訓練や研修会に参加する。
・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
・県と連携して、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を構築する。
・災害時に円滑に避難情報の伝達や避難支援を行うため、平素から地域ぐるみでの避難体制づくりを進める。

（エ）その他
・老朽空き家等の所有者は、当該空き家の除却を進めるものとする。
・開設当初の避難所は、必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、生活の質を確保するためには、当面の間は自助対応も必要になることについて、理解を深める必要がある。

（２）災害が起こりそうなとき
（ア）家族でする防災
・県、町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報を入手できるようにしておく。
・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
・危険な場所に近づかない。
・危険が迫ってきたら町の発出する避難指示等による避難、又は自ら自主的に避難する。
・定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
・避難は自家用車、徒歩等のうち安全な手段で行う。

（イ）地域でする防災
・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に要配慮者に配慮する。）

・異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

（３）災害が起こったとき

・初期消火や負傷者等の救出・支援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する）
・家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（地震被災建築物の応急危険度判定）
・避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

(エ) 住民及び事業者による地区の防災活動の推進

（ａ）住民及び事業者

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

（ｂ）町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

（４）災害時の備え

（ア） 家族でする防災

（ａ）県、市町村やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報を入手できるようにしておく。

（ｂ）災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

（ｃ）危険な場所に近づかない。

（ｄ）危険が迫ってきたら町長の発令する避難指示等を受け、または自ら自主的に避難する。

（ｅ）定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる）

（イ） 地域でする防災

（ａ）初期消火や情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や住民の避難誘導をする。（特に災害時要配慮者に配慮する）

（ｂ）異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

（ウ）地域防災拠点の整備方針

（ａ）防災基地を拠点として訓練、災害用備蓄及びヘリコプターの運航を行う。

（ｂ）災害時に活用できる空地等を適正に管理し地域防災活動の拠点としてヘリコプターの活用を図る。

８　地区防災計画の計画提案の手続き

（ａ）町は地区防災計画の作成を推進し、作成団体は日南町防災会議に提案する。

（ｂ）日南町防災会議は提案された地区防災計画案について審議し適当と認めるものについて日南町地域防災計画に位置付けるよう努めるものとする。

第２節　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

日南町及び鳥取県をはじめ、本町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町に係る防災に寄与するものとする。

これらの機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１　指定地方行政機関等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
特定地方行政機関	中国四国管区警察局	１　管区内各警察署の指導調整 ２　警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 ３　関係機関との協力 ４　情報の収集及び連絡 ５　警察通信の運用 ６　津波警報及び大津波警報の伝達
	中国四国管区行政評価局（鳥取行政監視行政相談センター）	１　被災者への生活支援情報の提供 ２　災害時における専用電話を備えた相談窓口の開設 ３　災害時における特別行政相談所の開設
	中国総合通信局	１　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること ２　電波の管理及び電気通信の確保に関すること ３　災害時における非常通信の運用監督に関すること ４　非常通信協議会の指導育成に関すること ５　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること
	中国財務局（鳥取財務事務所）	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 ３　公共事業等被災施設の査定の立会

		4　災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局	1　独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
	鳥取労働局	1　労働災害防止についての監督、指導 2　労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局 （鳥取県拠点）	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地、防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　営農資材の供給指導、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業協同利用施設についての災害復旧事業 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫貸付　金等の融資に関する指導 7　災害時における主要食糧の供給対策
	近畿中国森林管理局	1　国有保安林、治山施設等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防 3　国有林における荒廃地の復旧 4　木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
	中国経済産業局	1　災害時の物資の供給対策 2　被災商工業者に対する融資のあっせん 3　被災電気・ガス事業施設の復旧促進措置
	中国四国産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2　鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
	中国地方整備局 （鳥取河川国道事務所、日野川河川事務所、境港湾・空港整備事務所）	1　直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2　地方公共団体からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4　災害に関する情報の収集及び伝達 5　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6　災害時における交通確保 7　海洋の汚染の防除 8　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣

	中国運輸局 （鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）	1　所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2　輸送等の安全確保に関する指導監督 3　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4　緊急輸送に関する要請及び支援
	大阪航空局 （美保空港事務所）	1　災害時における航空輸送の調査及び指導 2　災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	国土地理院中国地方測量部	1　災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力 2　防災情報及び災害復旧・復興に資する地理院空間情報の提供と活用支援・協力 3　災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
	大阪管区気象台 （鳥取地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	第８管区海上保安部 （境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地）	1　情報の伝達・周知 2　海難救助等 3　海上における緊急輸送 4　海上交通安全の確保 5　海上における治安の維持
	中国四国地方環境事務所	1　大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2　国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3　産業廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 4　災害時における環境省（本省）との連絡調整 5　被災動物の保護等に係る支援
	中国四国防衛局	1　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2　災害時における米軍部隊との連絡調整
陸上自衛隊（第８普通科連隊）		1　災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施

	（１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （２）災害救助のため防衛省の管理に関する物品の無償貸付及び贈与

２　指定公共機関等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	国立研究開発法人日本原子力開発機構（人形峠環境技術センター）	１　原子力施設の災害予防 ２　原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 ３　原子力災害時における施設内の応急対策 ４　平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 ５　放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
	独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）	１　災害時における医療救護の実施
	日本銀行（松江支店、鳥取事務所）	１　銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 ２　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ３　金融機関の業務運営の確保に係る措置 ４　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ５　各種措置に関する広報
	日本赤十字社（鳥取県支部）	１　被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 ２　災害時の応援救護及び一般ボランティアとの連絡調整 ３　義援金の募集及び配分 ４　血液搬送 ５　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 ６　救援物資の配布 ７　赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	日本放送協会（ＮＨＫ鳥取放送局）	１　気象予報、火災情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
	西日本高速道路株式会社（中国支社）	１　災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 ２　災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取り扱い
	西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本中国統括本部山陰支社）	１　鉄道施設の災害予防 ２　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 ３　鉄道施設の応急対策及び災害復旧
	西日本貨物鉄道株式会社（米子営業所）	１　災害時における救助物資の緊急輸送
	NTT西日本株式会社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保

	（鳥取支店）	２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日本郵便株式会社 （鳥取中央郵便局）	１　災害時における郵便業務 ２　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取り扱い及び災害つなぎ資金の融資
	日本通運株式会社 （山陰支店）	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	福山通運株式会社	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の輸送
	佐川急便株式会社 （中国・四国支社）	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の輸送
	ヤマト運輸株式会社 （津山主管支店）	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の輸送
	中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）	１　電力施設の災害予防 ２　災害時における電力の供給対策 ３　電力施設の応急対策及び災害復旧
	ＫＤＤＩ株式会社 （中国総支社）	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	株式会社ＮＴＴドコモ 中国支社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンク株式会社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	楽天モバイル株式会社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
指定地方公共団体	日ノ丸自動車株式会社	１　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	１　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取ガス株式会社	１　ガス施設の災害予防 ２　災害時におけるガスの供給対策 ３　ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社	１　ガス施設の災害予防 ２　災害時におけるガスの供給対策 ３　ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社	１　災害時における災害状況の収集及び報道 ２　災害時における住民への情報の周知

	日本海テレビジョン放送株式会社	1　気象警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	1　気象警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社	1　災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県トラック協会	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、雑賀情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰	1　気象予警報、雑賀情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
	公益社団法人鳥取県医師会	1　災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス施設の災害予防及び災害時におけるＬＰガスの供給対策
	鳥取県農業協同組合中央会	1　災害時における食料調達供給
	智頭急行株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県バス協会	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
	公益社団法人鳥取県看護協会	1　災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県歯科医師会	1　災害時における医療救護の実施 2　遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会	1　災害時における医療及び助産に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	1　災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1　災害ボランティアに関すること 2　避難行動要支援者避難支援センターに関すること
	日本海ケーブルネットワーク株式会社	1　有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2　有線テレビジョンによる気象予警報、災害に関する情報の住民への提供 3　その他災害に関する広報活動

	株式会社鳥取テレトピア	1　有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2　有線テレビジョンによる気象予警報、災害に関する情報の住民への提供 3　その他災害に関する広報活動
	株式会社中海テレビ放送	1　有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2　有線テレビジョンによる気象予警報、災害に関する情報の住民への提供 3　その他災害に関する広報活動
	鳥取中央有線放送株式会社	1　有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2　有線テレビジョンによる気象予警報、災害に関する情報の住民への提供 3　その他災害に関する広報活動

地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務においてそれぞれ必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

第2章　日南町の自然条件と災害

第１節　位置

日南町は、鳥取県の最西南端に位置し、日野郡に属す。東は日野郡日野町、西は島根県仁多郡奥出雲町、北は島根県安来市に接し、南一帯は中国山脈で陰陽に分離し、岡山県新見市、広島県庄原市に接している。

中央部は、東経133.15°北緯35.10°

面積は、340.96㎢

第２節　地勢および地質

１ 地勢

日南町は全体のおよそ90%が山林で、地形を大別すると、日野川水系を軸とする多里、日野上、山上谷、印賀川水系を中心とする阿毘縁、大宮谷及び石見川水系を中心とする石見、福栄谷の三つである。この河川沿いに耕地が散在する山間地帯であり、各河川はいずれも急流であるため降雨時の出水速く、山林堤防の決壊、田畑の流出等が多い。

２ 地質

日南町の地質は、殆ど全域にわたって花崗岩地帯であるが、日野上地区及び多里地区の一部分にかけて結晶片岩が占めている。又秩父古生層は多里の湯河附近に、石英斑岩は福栄地区、多里窓山山麓及び三国山麓へ散在する。

第３節　気象

１ 気候

鳥取県の気候は、裏日本型に属するが、日南町はこの中でも中国山地型気候に属し、気温は最も低く、降水量も年間を通じて多く、特に少ない月はない。11月から３月には北西の季節風が発生し特に、１月、２月頃は強い寒波が来襲して雪害を起こす。本格的な春の訪れは４月頃でこの季節には日本海低気圧が発達し南の強風が長時間吹き続き、フェーン現象を起こすことが多い。

６月７月は梅雨前線が山陰方面で活動することが多く、集中豪雨による被害の発生することがある。

８月半ばを過ぎると夏は峠を過ぎ、気圧の谷の通過で雨が降るようになり、９月から台風による被害も発生しやすい。

２ 災害

本町に発生した災害について見るに、気象災害については一般的に県全体における発生の傾向、気象条件と大差はなく、台風による災害、台風以外の水害、強風害が多い。又特に本町は積雪地帯であり、直接の著しい雪害は少なくても、間接的に被る住民の雪への負担甚だ大きいものがある。このほか落雷、降ひょうによる災害、異常乾燥や強風時の火災、長雨、干天、低温持続などの天候異常に伴う災害、霜害、地震等があげられる。

災害の発生回数をみると、災害項目によって年によりかなりの片寄りがあるが、台風、台風以外の水害、強風害、雪害は、大体年間２～３回の発生率を示している。

近年では南部町から日野町に存在する鎌倉山断層に直交する未知の断層の活動による鳥取県西部地震で震度６弱を記録し、負傷者が発生したほか建物、道路、鉄道、農地、山林で被害が発生したほか、島根県東部の布部断層付近を震源とした地震で震度５弱を記録し建物を中心に被害が発生した。

また集中豪雨、台風により、平成３０年７月７日には本町に大雨特別警報、土砂災害警戒情報が発令され、全町を対象に避難勧告を発令した。また、同年９月３０日にも台風２４号接近にともない土砂災害警戒情報が発令され、全町を対象に避難指示を発令した。平成３０年の大雨による災害では幸いにも人的被害は発生しなかったが道路等のインフラや農地、農業施設に多くの被害が発生した。

第３章　災害予防計画

第１節　水害予防計画

１ 目的

この計画は、各種の災害のなかでも特に毎年のように繰り返され、人的・物的にも多くの損害を生じている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため本町の特殊事情をよく把握し、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

２ 水害予防事業の実施

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく近年、山間地、丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建設が行われるようになった。また、農林業の担い手の減少・高齢化及び松くい虫被害による農地、森林の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が強まった。

このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

なお、危険地域の巡視は、地元自治会長、消防団員並びに自衛消防団をもって、巡視体制の充実を図るものとする。今後行うべき事業は次のとおりである。

（１）山腹崩壊並びに土砂流出防止を図るための治山事業
（２）道路及び橋梁、堤防等の維持補修
（３）ため池、樋門その他水害予防施設の新設及び維持補修
（４）土石流並びに急傾斜地崩壊に係る事業

３ 河川等の現況

本町の河川の状況は、資料編のとおりであるが、これらの河川は地勢が急しゅんのため、急流の中小河川が多く、一たび豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。このため、治水を目的とする河川改修事業は随時行われている。

４ 水害危険地域

水害による住民への直接的被害は、堤防の越水や決壊若しくは崩壊による浸水又は排水機能の低下によるいっ水などによるものである。これに対処するため、河川改修事業等の整備に努めているが、地形的条件により、災害を出す地域が本町にも見られる。

本町における水害危険地域は、資料編のとおりである。

５ 主なハード対策

森林の保全、河川改修及び河川管理施設の維持管理、砂防事業、農業用水路改修

６　住民への周知

重要水防区域及び河川災害危険個所の活用による住民への水害の危険性について周知を図る。

７　各種団体との協力体制の促進

水防連絡会による洪水、高潮等の災害防止対策の促進を図る。

８　協定締結の促進

各種団体、個人と水防に係る協定の締結を促進する。

９　減災対策協議会と連携を図る。

10　ダムを活用した河川治水

（１） 関係機関との連絡会議を設置し情報共有を図る。

（２） 町民へのダムに関する情報提供を行いダムの機能について普及啓発を図る。

11　ため池の管理体制の強化

（１） 防災重点ため池をはじめとするため池の状況の把握を行う。

（２） ため池の管理体制の強化を行う。

第２節　風害予防計画

１ 目的

この計画は、恒久的な風害防止対策として、強風によるライフライン施設等への被害を最小限に抑えることを目的とする。

２ 通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

（１）強風及び氷雪により切断の恐れのある老朽通信線路の取り替え及び補強を行う。

（２）人口集中地域においては地下通信ケーブル化に努める。

（３）通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

（４）その他必要な点検、整備を定期的に行う。

３ 主なハード対策

防風林の整備、通信線の補強や地中化

第３節　雪害予防計画

１ 目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらには孤立部落の発生など予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

２ 除雪対策

積雪による交通路を確保するため、迅速的確に除雪作業の実施を図る。

（１）実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実務に当たっては、県及び地域住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

（２）除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道については、平常時は、路面上の積雪が概ね15㎝以上に達したときに、路線の優先順位を次の基準により定め通勤時等の除雪に努めるものとする。

ア　町道の除雪優先基準

（ｱ）消防自動車、救急自動車等緊急自動車の車両通行確保

（ｲ）通勤、物資輸送路の確保（定期バス）

（ｳ）学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保

（ｴ）通学路の確保

（ｵ）その他緊急に必要とする路線

イ　除雪路線

（ｱ）町道について

資料編第２章第２節第１表のとおりである。

（ｲ）国、県道について

本町内の国道及び主要な県道についての優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、本町内の該当路線、区間等については、資料編のとおりである。

ウ　除雪要項

除雪優先町道については、毎年路線を指定して除雪機械所有業者等に除雪委託するとともに、除雪に要する人員は、地域住民の協力により実施するものとする。豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第４章第２３節「隣保互助、民間団体活用計画」により、その協力を得るほか、労務者の雇い上げを行う場合については、第３章第２１節「労務供給計画」により実施するものとする。

３ 観光客対策

観光客の交通確保を図るため、町観光協会、商工会、事業者等との応援協力体制の整備を促進

する。

４ 孤立が予想される部落対策

積雪、なだれ等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の部落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは救急患者の発生等による社会的不安又は農作物の搬出不能による経済的不安等が予想されるが、孤立部落との連絡を確保し、これらの不安を除き、速やかに民生の安定に努めるものとする。

（１）なだれ、冠・積雪等により災害が起こり得る条件がそろった場合は、災害が起こると予想される箇所の巡視を特に強化する。また、なだれ、冠・積雪等により災害が予想される区域については、県に棚及びコンクリート擁壁等の築造を要請するものとする。

（２）救援、救出については消防団等により行うものとするが、食糧が極度に不足した場合、救急患者が発生した場合等緊急を要するときは、知事又は関係機関の協力を要請し、集中的な除雪を行い、又は雪上車、ヘリコプター等により緊急措置をとるものとする。

５ 主なハード対策

植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止

６　ドローン等の活用体制の整備

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。

第４節　土砂災害予防計画

１ 目的

この計画は、地下水などに起因して土地が流動する地すべりや集中豪雨等による山崩れ、がけ崩れ等の災害を未然に防止し、民生の安定を図ることを目的とする。

事業の推進にあたっては、地元、町、県等の行政機関を通してあたる。また、災害発生のおそれのある箇所においては、町職員、地元自治会長、自衛消防団、消防団員等で警戒巡視体制をつくり住民避難の体制に万全の措置をとる。

２ 地すべり危険箇所

地すべりは、一般的に特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、最初は緩慢な動きに始まって、最後は山崩れと同じような崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

町内における地すべり危険箇所は、資料編のとおりであるが、災害を助長しないよう地形、地質調査、表面移動量調査等広範囲にわたって調査が必要である。

危険箇所においては、今後、地すべり対策事業等を実施して、災害の未然防止を図るものとす

る。

３ 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所

町内の現況は、資料編のとおりである。

土石流の発生するおそれがある渓流や、崩壊するおそれがある急傾斜地については、ハザードマップ等を通じて住民に周知を図る等の措置を講じているところである。

今後は、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについてはそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施して、土石流、急傾斜地の崩壊等による災害の未然防止を図るものとする。

（１）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法第6条の規定に基づき、土砂災害が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを「土砂災害警戒区域」に指定している。また、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定している。

町は、当該区域の住民に対して、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。また、今後指定された地域については、指定後早いうちに町地域防災計画に反映させるものとする。

町内における「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の現況は、資料編のとおりである。

（２）警戒避難体制の整備

町は、警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の措置の整備を図る。

なお、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項については、第４章第３節「通信情報計画」、第４節「災害広報計画」、第６節「避難計画」、第７節「救出計画」に定めるところによるものとする。

（ア）関係住民への周知

土砂災害ハザードマップ等の印刷物配布その他適切な方法により提供するとともに、住民がハザードマップの情報を入手できるようにするため、各地域振興センターに常備する。

（イ）気象予警報の伝達

町は、関係機関から伝達を受けた場合には、町防災無線、CATV、自治会長等への電話連絡等により関係住民に速やかに伝達する。

（ウ）警戒避難基準の設定

町は、気象庁のホームページで発表される防災気象情報及び土砂キキクル（危険度分布）等を参考に、避難の指示等を決定する。なお、次に掲げる予兆現象が見られた場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう、周知に努める。

（ａ）がけ崩れ

・がけからの水が濁ったり、崖から水が湧き出る。

・がけに割れ目ができたり、崖から小石が落ちてきたり、がけから音がする。

（ｂ）土石流

・雨が降り続いているのに、川の水かさが減る。

・山鳴り（山がうなるような音）がする。

・川が濁ったり、流木が混じってくる。

・火薬のようなにおいがする。

（ｃ）地すべり

・地面にひび割れができたり、一部に陥没や隆起ができる。

・井戸や沢の水が濁ったり、がけや斜面から水が噴き出す。

４ 山地災害危険地区

町内の現況は、資料編のとおりである。

現在、保安林に指定され、保全対策を図っている箇所もあるが、山地災害危険地区を地域住民に周知させるとともに、荒廃地等の整備を促進する。

第５節　孤立予想集落対策

１ 目的

この計画は、水害、地震等による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

２ 孤立防止策

水害、地震等による土砂崩落や積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは救急患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

孤立が生じた場合には、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安をのぞくよう努めるものとする。

（１）物理的な孤立の防止

（ア）積雪、雪崩防止

積雪、雪崩についての対策については、本章第３節「雪害予防計画」による。

（イ） 孤立予想集落の特定

本町では、日南町地域防災計画（資料編）第2節に示す集落が県の示す孤立予想集落に指定されており、陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員、物資の搬送が有効となる。

町は、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を予め定めておくものとする。なお、町内におけるヘリコプター離着陸場は資料編のとおりである。

（２）情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂災害等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発するおそれがある。この場合、情報の入手（孤立集落への情報提供）及び発信（孤立集落からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される集落内において、非常時に通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線）を配備しておくよう努めるものとする。

また、町は、平時から機器の維持管理を自ら行う、又は、地域住民に行わせるとともに、地域住民に対して機器の使用方法の周知を図ることとする。

（３）孤立状況の把握

水害等による土砂崩落等や積雪、雪崩等により交通が途絶した地域や通信が途絶した地域を把握し県、関係機関と情報を共有する。

（４）町の管理する道路の早期復旧を図るとともに関係機関と連携し交通、通信の効率的な復旧を図る。

（５）代替え交通等の確保

交通、通信が復旧するまでの間、代替えの交通手段の確保に努める。

（６）物資の供給

孤立した集落の生活維持、復旧のために必要な物資の供給を行う。

（７）帰宅困難者の支援

孤立により帰宅困難となったものに対して必要とされる支援を行う。

（８）ヘリコプターによる緊急輸送の要請

孤立しした集落において生活物資が不足した場合、急患が発生した場合、透析等延期できない通院が必要な住民に対してヘリコプター等による搬送が有効と認めるとき、県に対して緊急輸送を要請する。

（９）衛星携帯電話、移動系防災行政無線機等の災害に強い通信設備を配備する。また、不足した場合、県に対して不足分の配置を要請する。

（10）孤立が発生した場合、早期の復旧を図るとともに、孤立中の代替え交通手段、通信手段を確保し住民の不安を低減し、健康被害を防止するものとする。

（11）町は倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する。

第６節　防災体制の整備計画

１ 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 町の体制

（1）平常時・災害時の防災組織

（ア）町地域防災会議

災害対策基本法第16条及び日南町防災会議条例（昭和45年条例第44号）に基づき設置され、平常時においては、町地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行うとともに、災害時においては、災害情報の収集及び防災関係機関間の連絡調整等を実施する。

（イ）町災害対策本部

災害対策基本法第23条の２及び日南町災害対策本部条例（昭和45年条例第45号）に基づき町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が必要と認めた場合に設置する。詳細は第4章第１節に定めるところによるものとする。

（2）防災組織の体制強化

（ア）組織体制の強化

町は、防災分野での活動を統括し、防災を担当する部署として総務課総務室を置いているが、休日、夜間の勤務時間外においても迅速かつ的確な初動体制がとれるよう体制整備に努めるものとする。

（イ）マニュアル等の整備について

町は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種のマニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係者に周知徹底するものとする。

（3）防災関係機関相互の連携体制

（ア）関係機関の連携体制

災害時に防災関係機関相互が円滑に連携した対策を実施するため、平素から防災関係機関情報交換会や実務者会議等を通じて交流を図るとともに、相互の連携体制を整備し、防災に関する情報共有を図るものとする。

（イ）関係機関の長等の連携体制

災害時に迅速な連絡調整や協議が可能となるよう、町、県、消防署、消防団、警察等の間でホットラインを確保する等、各防災関係機関相互で、平常時から各機関の長又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくように努める。

（ウ）事業継続に向けての取組の支援

医療機関、福祉施設、企業が災害時における早期復旧・復興のための事業継続に向けての支援を行う。

（エ）町は県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。

第７節　農業災害予防計画

１ 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

２ 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、西部総合事務所日野振興センター日野振興局等県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議し、又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産等技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。

農業対策協議会は、町長を会長とし事務局を農林課内におき、次の事項を協議又は実施する。

（１）異常天候による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
（２）各関係機関相互の連絡調整に関すること。
（３）防災対策の普及浸透措置を講ずること。
（４）農作物の被害予防に関する気象情報等の伝達体制の確立。
（５）農業災害の防止に関する技術対策等の情報の啓発、周知等。
（６）その他必要と認められること。

３ 農作物の災害防災対策

農作物の防災技術については、そのつど県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

４ 病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

（１）実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握すると共に、県（病害虫防除所）に報告するものとする。

（２）防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期（３日間程度）防除を実施するものとする。

５ 防除器具の確保

（１）町及び鳥取西部農業協同組合日南支所等は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。
（２）農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせん依頼をする。

第８節　建造物災害予防計画

１ 目的

この計画は、風水害、地震、火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

２ 建築物の現況

本町の場合、木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐震耐火構造の建築物はわずかに過ぎない。また、平坦地が少ないことから、積極的に住宅建設を官民合わせて推進して行く必要がある。

３ 公共用建築物の災害予防対策

（１）公共用建築物の従業者及び一般住民に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあっては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

（２）不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図ること及び積極的な耐震調査の実施、また必要に応じては改築又は補強工事を施すこと。

４ 既存建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防計画については、第８節「消防計画」を参照すること。

（１）建具類の完全固定

（２）壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

（３）軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防御する。

（４）特に老朽した建物にあっては、丸太、角材等で補強する。

（５）石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

５ 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策としての活用が見込める文教施設は、災害が発生した場合における対応やその準備について、施設ごとに計画を策定しておく。また、逐次耐震調査を実施し、必要に応じて補強工事を施すものとし、増改築等にあたっては、計画的に耐震、耐火化を促進するものとする。

６ 社会福祉施設等災害予防対策

老年人口の増加に伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設について

の災害時における対応やその準備について計画を策定しておく。また施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、災害時における避難活動等についても配慮し総合的な整備改善を図るものとする。

第９節　文化財災害予防計画

１ 目的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

２ 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定、県指定ともにその所有者、または管理者の責任において行うものとする。

３ 保護管理の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じ文化財保護委員会あるいは県教育委員会から、保護管理に必要な命令、勧告、指示等が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し、消防訓練の実施等により、災害予防体制を整えるとともに破損、腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き、方法等について適切な指導を行う。

４ 災害予防対策

（１）対象物

防災上留意している文化財の種類は、建造物、史跡、美術品、考古資料等である。

（２）施設整備対策

（ア）建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備・確保を図る。

（イ）美術品については、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられるので適宜指導を行う。

（3）火災予防体制の指導

本章第１０節「消防計画」に定めるところによるものとする。

（４）文化財、公文書等は可能な限り耐火書庫または防災上安全な建物内に保管する。

５ 文化財の現況

本町内に所在する文化財の状況は、資料編のとおりである。

第１０節　消防計画

１ 目的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防機関の組織を活かして、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

２ 組織

（１）江府消防署生山出張所

昭和51年に２市12町村で構成される鳥取県西部広域行政管理組合による共同処理として常備消防が整備された。本町においては江府消防署生山出張所が設置されており、令和８年４月１日現在の消防吏員は１３人で、消防、救急業務を行っている。

（２）日南町消防団

常備消防体制が確立された今日においても、町の消防団は、初期消火、残火処理等に活躍しているほか、林野火災、風水害、地震等の大規模災害時には多数の警防要員を必要とすることから、期待されており、その役割は大きい。しかし、就業構造の変化による昼間における消防力の低下が問題となってきている。

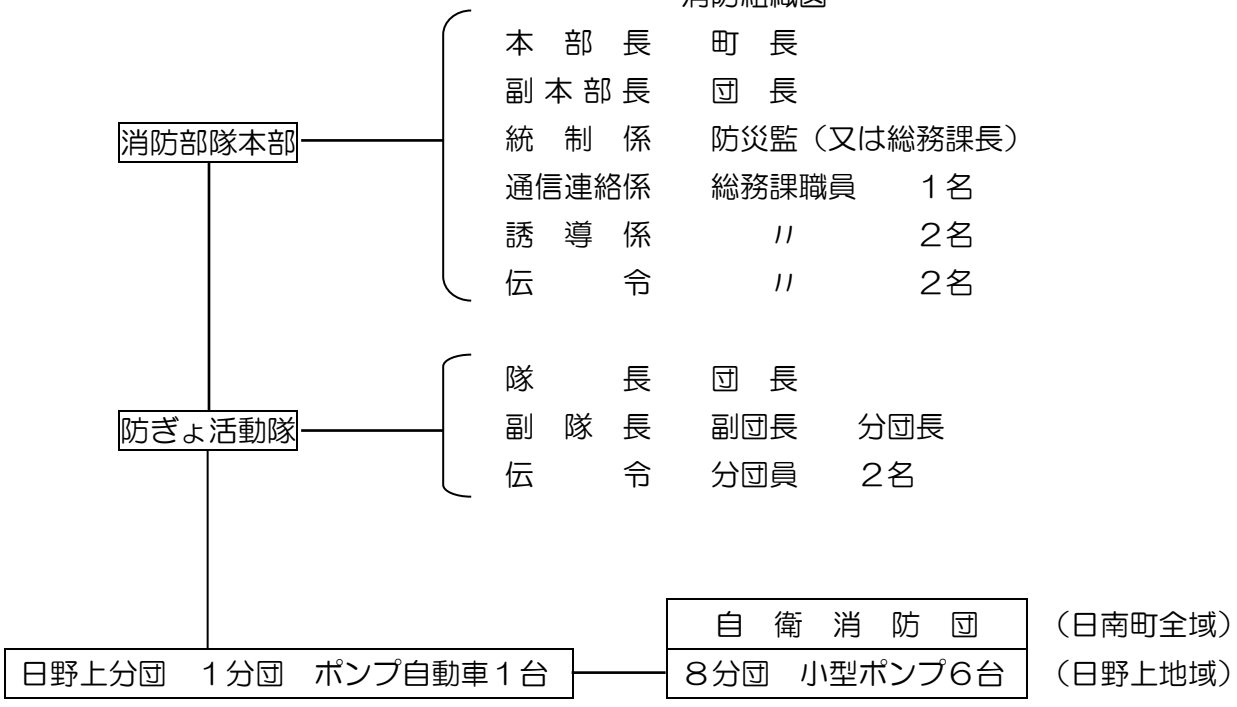
そこで、消防団を地域防災の中核として位置づけ、組織を整備、増強していくとともに、その活性化を図っていく。

本町における消防団の組織は、次のとおりである。（資料編参照）

（３）自衛消防団

自衛消防団は、主に自治会単位で組織され、公設日南町消防団を補佐している。

消防組織図



山　上分団　１分団　ポンプ自動車１台	―	５分団　小型ポンプ６台	（山　上地域）
阿毘縁分団　１分団　小型ポンプ　１台	―	３分団　小型ポンプ４台	（阿毘縁地域）
大　宮分団　１分団　小型ポンプ　１台	―	４分団　小型ポンプ５台	（大　宮地域）
多　里分団　１分団　ポンプ自動車１台	―	５分団　小型ポンプ５台	（多　里地域）
石　見分団　１分団　ポンプ自動車１台	―	５分団　小型ポンプ８台	（石　見地域）
福　栄分団　１分団　ポンプ自動車１台	―	５分団　小型ポンプ６台	（福　栄地域）

３ 消防団出動計画

（１）出動の基準

ア　平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

イ　非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

（２）招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、防災行政無線放送の利用、一斉メール、サイレン、警鐘等迅速的な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。

町　　長 ←→ 消防団長 → 分 団 長 → 団　　員

４ 消防団活動計画

（１）出火防止及び初期消火

平時から住民に対して防火教育・広報を行い防火意識の高揚を図るとともに火災多発危険期には必要に応じて巡視及び監視を行い、出火防止に関する啓発・広報を促進するとともに出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

（２）江府消防署生山出張所との相互協力.

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、江府消防署生山出張所及び消防団は一体となって活動するものとする。

（３）救助及び応急手当

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急手当を行い、病院、医院又は安全な場所へ搬送を行う。

（４）避難方向の指示

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

（５）大規模道路災害の防止

道路における車両の衝突、火災等及び道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止するため次の対策を行う。

ア　町の管理道に係る道路交通安全のための情報の充実を図る。

イ　町の管理道に係る落石危険個所の把握及び整備を行う。

（６）大規模鉄道災害の予防

鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するため次の対策を行う。

ア　落石・倒木の発見及び情報伝達体制の整備を行う。

（７）大規模事故対応体制の整備

平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生する恐れがある災害として道路災害、鉄道災害、航空災害、危険物の災害等が想定される。

ア　大規模事故対応体制の整備

県、警察本部、消防局等と平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

イ　大規模事故に対する地域の協力体制の整備

局地的に発生した大規模事故の初動対応について消防団、自主防災組織、民間事業所、地域の協力が不可欠であることから、県及び町は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。

ウ　応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

エ　応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

（８）消防団の整備充実

消防団員を確保するとともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア　女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりや消防団員の処遇の改善に努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ　事業所・学校等への避難訓練や救命講習等の防災教育の推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

ウ　消防団活動への住民の意識を高めるための広報を積極的に行うものとする。

エ　消防団の情報伝達体制の整備に努めるものとする。

５ 消防施設の整備

（１）点検

火災発生の際直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。

ア　通常点検

イ　特別点検

ウ　現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

（２）整備充実

消防庁から示された「整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設の整備に努めるものとする。

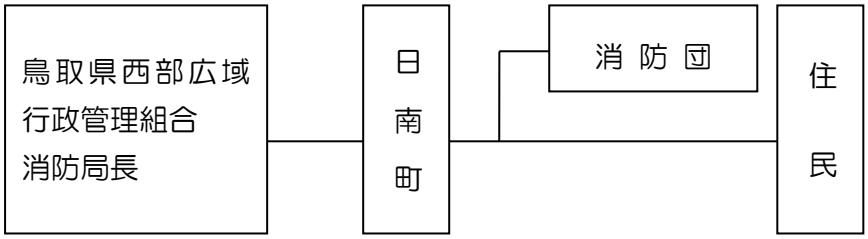
（３）高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

６ 火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報の伝達

（１）火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報の伝達

鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が発令した火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報は、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。



（２）火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めたときに発令する。

種　　類	発　　令　　基　　準
火 災 警 報	１ 最小湿度４０％以下及び実効湿度６５％以下。 ２ 平均風速１２m/秒以上。

（３）林野火災注意報、林野火災警報の発令

林野火災注意報	①、②のいずれかに該当 ①前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ前３０日間の合計降水量が３０㎜以下 ②前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ乾燥注意報が発表
林野火災警報	林野火災注意報発令に併せて強風注意報が発表

7 火災予防の徹底

火災警報が発令された場合あるいは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団はその管轄区域内の次の事項について、火災予防の徹底を行うものとする。

（1）火災予防の指導及び設備検査

火災予防運動週間等を通じ、火を取扱う設備器具などを重点的に検査するとともに、火災予防運動週間のための指導もあわせ行うものとする。

（2）火気使用制限

火災警報、林野火災警報が発令された場合においては、下記事項において速やかに一般住民に周知するものとする。

ア　山林、原野等において火入れをないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ　屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近では喫煙しないこと。

オ　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防局長が指定した区域内において喫煙しないこと。

カ　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

（3） 林野火災の予防対策

ア　予防意識の啓発

（ア）関係機関の連携・協力

町は県、消防局、警察、自衛隊、森林組合等の関係機関と連携・協力を図り、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

（イ）広報活動による啓発宣伝（林野火災予防月間の設定）

ポスター等有効な手段を通じ、町民の林野火災予防意識の啓発に努める。

国が３月に実施する全国山火事予防運動に加え、林野火災の発生が多い４、５月を「鳥取県林野火災予防月間」に、より重点的に広報、啓発活動を行い、、林野火災防止の呼びかけを強化する。

（ウ）関係者及びハイカー等への周知

県、町、消防局、森林組合、農業団体及び関係機関等は、森林所有者、林業従事者、農業者等の関係者及び野山を歩くハイカーや入山者等に、林野火災防止について周知する。併せて、県及び町は、自治会等を通じて、中山間地域や里山の集落に対して林野火災予防意識の啓発に努める。

イ　火災気象に関する各種情報の伝達

気象台の発表する乾燥注意報、強風注意報及び火災気象通報及び消防局長が発令する火災警報、林野火災注意報、林野火災警報を接受したときは住民への周知及び注意喚起を図るものとする。また、火災警報、林野火災注意報、林野火災警報が発令した場合は、火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

ウ　出火防止対策

（ア）森林及び森林から１Ｋｍ以内で火入れを行う場合には、森林法第21条の規定に基づき町長の許可が必要であることを住民に周知する。

（イ）火入れに当たって、火入れに関する条例を厳守させ、防火帯の設置、延焼防止のための人員配置、消火に必要な器具等について指示を行う。また、着衣着火の危険性について注意を促す。

（ウ）県や消防局と連携して、農作業等のためやむを得ない場合を除き、野外焼却（野焼き）が原則禁止されていることについて広報を行うなどの対策に努める。併せて例外的に認められている屋外焼却を行う場合には、消防局に届出をするとともに延焼防止に努めるよう周知を図る。

（エ）上記（ア）から（ウ）に係る注意喚起は、各自治会や森林組合、農業団体等の関係機関も協力して行うものとする。

（オ）林野火災防止のため火災多発期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

エ　消火体制の整備

（ア）林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽、川、池等の自然水利、ダムやため池等の水源を調査し、消防水利マップを作成するとともに、定期的に水利を点検・調査する。

（イ）林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設や資器材の整備充実を図る。

（ウ）防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に活用するため、林道・森林作業道の整備・維持管理を支援する。

（エ）公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

（オ）平時からヘリコプターによる空中消火活動につき連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

オ　防火訓練の実施

林野火災を想定し、県、消防関係機関、森林組合等と合同して実践的な防災訓練を実施する。

カ　連絡体制の整備

速やかに関係機関と連携した初動対応を行えるよう、各機関は連絡体制を整備する。

（４）林野火災の応急対策

キ　連絡体制の整備

林野火災が発生した場合、防災機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施するため連絡体制の整備を行う。

ク　応急活動対策

（ア）消防団は消防局と連携し、消火活動、飛び火等による延焼警戒及び町が開設する避難場所等へ地域住民の避難誘導を行うとともに、水利の案内等に協力する。

（イ）町長は必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、開設する避難場所等へ住民の避難誘導を行う。

（ウ）森林組合は、消防局、消防団等による消火活動が速やかに行えるよう森林作業道活用の

提案や臨時防火帯の設置に協力する。

ケ　消火活動・延焼防止対策

（ア）応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、消防局等が各々調達するものとする。必要に応じ県が一括調達、また、県は関係団体との協定に基づき、資機材調達に係る応援要請を行うものとする。

（イ）消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。

なお、緊急非常の場合は、鳥取県下広域消防相互応援協定により締結市町村へ応援要請を行う。

（ウ）知事が自らの判断において必要と認めるとき、又は、当該市町村長等が知事に申請した場合において知事が必要と認めるときは、努めて予め自衛隊に事前調整したうえで、知事は自衛隊の派遣を要請するものとする。

エ　応急復旧対策

（ア）町は、林野火災発生後に、樹木が焼けて森林の保水力が低下し、延焼した斜面の土砂流出等の土砂災害の危険性が高まる恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

（イ）町は、関係機関と調整を図りながら、林野火災復旧に向けて燃えにくい樹種に配慮した林相構造を目指す。

第１１節　物資・資機材等整備計画

１　目的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現状把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

町は、それぞれ防災物資・資機材の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

２　防災資機材等の整備

（１）防災資機材の整備

町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図る。

（２）水防用資機材の整備

町は、災害時に水防上必要な資機材の整備充実を図る。

３　備蓄体制の整備

（１）町の備蓄

町は県と「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要項」に基づき連携備蓄を実施している。町はあらかじめ定めた次の品目につき、人口に応じた数量の備蓄に努める。

連携備蓄する品目と目標数量

品　目		単位	目標数量	備蓄数量	整備率（%）
保存食		食	360	179	49.7
災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）		食	194	268	100.0
粉乳・ミルク	粉乳	缶	1	1	100.0
	液体ミルク	本	24	0	0.0
保存水（ペットボトル）		ℓ	554	156	28.2
飲料水用ポリタンク、給水バッグ（袋）		個	68	1242	100.0
哺乳ビン	哺乳瓶	個	3	8	100.0
	使い捨て哺乳瓶	個	24	0	0
トイレットペーパー		ロール	7	24	100.0
生理用品		個	37	0	0
折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体	セット	4	6	100.0
	収集袋及び凝固剤	袋	1093	360	32.9
毛布		枚	185	293	100.0
紙おむつ（大人用）		枚	21	2220	100.0
紙おむつ（子供用）		枚	22	144	100.0
救急医療セット		セット	7	12	100.0
懐中電灯（乾電池を含まない）		個	37	32	85.6
ラジオ（乾電池を含まない）		台	14	13	92.9

品　目		単位	目標数量	備蓄数量	整備率（%）
乾電池（単1、単3）		本	101	923	100.0
ブルーシート#3000		枚	123	149	100.0
ロープ（シート張り、救助用）		巻	9	8	88.9
タオル		枚	185	200	100.0
ウエットティッシュ		袋	97	48	49.5
衛生対策セット	歯磨きシート	枚	358	120	33.5
	吸熱シート	枚	18	60	100.0
	ラップ	本	18	4	22.2
	使い捨てスプーン	本	537	500	93.1
	割り箸	膳	537	1200	100.0
	アルコール消毒スプレー	枚	3	90	100.0
	ポリ袋	枚	179	400	100.0
ブルーシート張りセット	UV土のう	個	478	700	100.0
	防水テープ	巻	30	29	96.7
	ビニールハウスロープ	巻	9	0	0

（２）災害時の応援

（ア）災害時に備えて市町村及び県は相互に連携して物資を補完する。

（イ）被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するため、町は県から指示を受けた場合には、速やかに被災市町村へ物資を輸送する。

（３）連携備蓄の状態保持

（ア）定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

（イ）消費期限、耐久期限のある品目は、期限到来前に更新する。

（４）備蓄倉庫の整備

町は、庁舎内備蓄倉庫に防災資機材等の備蓄を行っているが、備蓄倉庫自体が被災した場合、また、避難所開設時における物資の配布効率等を考慮のうえ、適当な施設を確保して分散備蓄に努めるものとする。

４　調達体制の整備

（１）資機材

（ア）町は、消防団、西部消防局、県、中国地方整備局等の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機器等）の能力及び数量を把握しておき、必要に応じ応援を得られるような体制を整備するものとする。

（イ）町は、緊急時における建設機械等の調達について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内販売業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

（２）食料、生活関連物資

町は、緊急時における食料、生活関連物資について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内販売業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

（３）備蓄の推進に係る普及啓発

町は家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、町民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

５　物資供給体制の整備

町は、支援物資の管理や配送について、支援物資の円滑な受け入れ、避難所等への迅速な輸送を実現するため、平時から関係業界や物流事業者等と連携し、物資拠点の選定や災害時の拠点への専門家派遣等、環境整備を図るものとする。

第１２節　医療（助産）・救護体制の整備計画

１　目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産を含む）の途を失うことが予想されることから、町、県、その他関係医療機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護体制を整備することを目的とする。

２　医療救護体制の確立

町、県、その他医療機関は、災害に備え、次のとおり医療救護活動体制を確立するものとする。

（１）町

(ア)負傷者の搬送体制を整備する。

(イ)救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。

(ウ)医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

(エ)自主防災組織の活用方法を検討する。

(オ)医療救護活動の調整機能を担う組織に参加する。

（２）県

「災害時の医療救護マニュアル」に基づき、体制を整備する。

（３）日本赤十字社鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

（４）病院（災害拠点病院）

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として県は次のとおり地域災害医療センター及び基幹災害医療センターを指定している。「地域災害医療センター」は、所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等を行い、「基幹災害医療センター」は、被災地への医療支援等を行うとともに、「地域災害医療センター」の後方支援病院として災害時における県下の中心的役割を担う。

本町域における災害拠点病院は、次のとおりである。

区分	指定病院	所在地	電話番号
地域災害医療センター（県内３箇所）	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	0859-33-1111
基幹災害医療センター（県内１箇所）	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271

（５）鳥取県西部医師会

(ア)鳥取県西部医師会は、救護班の編成体制について整備する。

(イ)医療機関の被害、患者の収容状況等の情報収集体制について整備する。

（６）鳥取県西部歯科医師会

鳥取県西部歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

３　医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、町は、町立病院等と連携し、必要な医薬品等の備蓄、円滑な供給体制を確立する。

第１３節　避難所等整備計画

１　目的

この計画は、風水害に伴う建物の損壊・浸水及び出火・延焼等の被害が発生したとき、または発生する恐れがあるときにその危険から逃れるために住民を避難所等に収容する事態が予想されることから、災害から住民を守るため、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難所等の整備等を推進することを目的とする。

２　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の整備

（１）指定緊急避難場所・指定避難所の整備

地域の実態に即した指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・避難路等の整備を推進するものとする。

（２）指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、被災者が避難生活を送るために指定避難所及び避難行動要配慮者に対応できる福祉避難所について、あらかじめ指定し、町民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（ア）指定緊急避難場所

町は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

（イ）指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れ

ること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

（ウ）福祉避難所

主として避難行動要配慮者が円滑に利用できるための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備できる避難所を指定する。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

（3）指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準

区　分	災害種別	指　定　基　準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②当該施設が地震に対して安全な構造であること。 ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
指定避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある

		ものであること。
福祉避難所		福祉避難所関係 　専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置方法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

（４）指定避難所以外の施設の活用

指定避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

（５）避難所等の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくものとする。

ア　通信機材
イ　放送設備
ウ　照明設備
エ　炊き出しに必要な機材及び燃料
オ　給水用機材
カ　仮設の小屋又はテント
キ　工具類
ク　災害用トイレ及びし尿の汲み取り体制

（６）避難予定場所となる施設管理者との事前協議

避難予定場所として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

３　町の避難の計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

（１）町

ア　避難指示を行う基準及び伝達方法
イ　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の名称、所在地
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所への経路（避難路）及び誘導方法
エ　避難所運営マニュアルの策定
オ　その他、

（２）防災上重要な施設の管理者

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難に万全を期するものとする。

４ 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（１）指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の所在等

ア　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の名称及び所在位置

イ　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所への経路（避難路）

（２）避難の方法

ア　避難指示の伝達方法

イ　避難収容後の心得

第１４節　危険物等災害予防計画

１　目的

この計画は危険物、爆発物等による人命及び建造物等の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

２ 危険物取扱業者の把握

町内における危険物取扱業者は、資料編のとおりである。

３ 危険物の安全対策

取扱業者は特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

（１）危険物保安監督者の選任の励行

（２）危険物取扱者による貯蔵及び取扱いの保安監督の励行

（３）危険物取扱者等による施設点検の励行

（４）消火、警報設備の維持及び点検

（５）危険物運搬の安全確保

（６）一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程の規定

（７）地震、火災時等における危険物の安全対策

４ その他の危険物品の災害予防対策

高圧ガス、火薬類、毒物・劇物による事故を防止するため、その取扱いの実態把握に努め、関係機関と協力し災害の予防を図る。

第１５節　防災訓練計画

１　目的

この計画は、各機関が単独又は共同して、平素十分なる防災訓練を実施することにより、災害応急対策の的確、迅速なる遂行を期することを目的とする。なお、訓練の実施にあたっては、在宅の障がい者をはじめとする要配慮者への対応を考慮に入れて訓練を実施する。

２　訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常招集訓練、救急訓練、災害図上訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練、実働訓練等の方法により適宜行うものとする。

３　訓練計画

訓練の計画樹立にあたっては、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民の参加を得て、より実践的なものになるよう努める。また、実施にあたっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施するものとする。

各種計画の要旨は、次のとおりである。

（１）総合防災訓練

非常災害時において地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国、県その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資するものとする。

（２）水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防等水防体制に万全を期するため、各関係機関及び住民の協力を得て実施するものとする。

（３）消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分する。

ア　消防機関が行うもの

(ア) ポンプ操法

(イ) 放水訓練

(ウ) 礼式規律訓練

(エ) 消防戦術

（オ）警備救助活動

イ　その他の消防団体が行うもの

（ア）通報訓練

（イ）ポンプ操法

（ウ）消火訓練

（エ）避難訓練

（４）避難救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防火訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で、避難救助訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、旅館等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で防火管理者が選任されている場合は防火管理者が作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあたっては、必要に応じ警察、消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

（５）非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際して短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的にして行う。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア　平素における非常招集措置の整備

（ア）招集対象者の住所、居所及び連絡方法等

（イ）招集の区分

（ウ）招集命令伝達、示達要領

（エ）非常招集の命令簿、非常招集記録簿

（オ）非常招集の業務分担、配置要領

（カ）待機、命令の基準

（キ）その他非常招集のために必要とする事務処理

イ　非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、電話、無線放送、メール及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

ウ　集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

エ　点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

（ア）伝達方法、内容の確認点検

（イ）発受時間及び集合所要時間の確認点検

(ウ) 集合人員の確認点検

(エ) その他必要事項の確認点検

（6）その他防災に関する訓練

非常通信連絡訓練、救急訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとし、必要な場合は町単独で行うものとする。

（7）訓練実施

ア	総合防災訓練	年１回
イ	水防訓練	年１回
ウ	消防訓練	年２回
エ	避難救助訓練	年２回
オ	非常招集訓練	年１回
カ	救急訓練	必要の限度
キ	災害図上訓練	年１回
ク	住民、事業所等の訓練	必要の限度
ケ	その他の消防に関する訓練	必要の限度

（8）訓練後の評価

訓練終了後は訓練結果について評価を行い、各行動計画等の改善を行う。

第１６節　要配慮者対策の強化

１　目的

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備する。なお、要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

２ 内容

（1）地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切な介護システムの構築が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を、整備するよう努めることとする。

（2）要配慮者の把握と情報伝達体制の整備

ア　要配慮者の日常的把握

町は、民生委員・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の要援護者の状況を把握するよう努めるも

のとする。

イ　障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は、要配慮者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

（３）避難行動要支援者の避難支援体制の整備

ア　避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、日南町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者を意味する。

さらに、災害時においては、災害により負傷した者及び外国人（日本語や日本の習慣の理解が十分でない者）、地域の地理に不案内な旅行客も避難行動要支援者となりうることや、買い物等で他市町村から一時的に来訪している避難行動要支援者もいることに留意する。

イ　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の要件は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

①要介護認定１～５を受けている者

②身体障がい者手帳１・２級（総合等級）を所持する者

（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）

③療育手帳Ａ・Ｂを所持する者

④精神障がい害者保健福祉手帳１・２級を所持する者

⑤難病患者又は小児慢性特定疾患児等であって、在宅人工呼吸器等を使用する者

⑥上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者

ウ　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者とは、江府消防署、黒坂警察署、民生児童委員、日南町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を意味する。

なお、本計画においては、実際に避難行動要支援者の避難支援を行う者を「避難支援等関係者」と標記する。

エ　避難行動要支援者名簿の作成

町は、総務課と福祉保健課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。具体的には、「日南町避難行動要支援者　避難支援全体計画」に定める。

オ　個別避難計画の作成等

（ア）町は災害対策基本法第４９条の１４の規定に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者

ごとに、作成の同意を得て、避難支援関係者と連携して、避難支援等を実施するための計画（以下、本節において「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。なお、避難支援等関係者が上記ウの者と異なる場合は、個別避難計画に係る避難支援関係者等として、あらかじめ定めるものとする。

（イ）町は、個別避難計画が、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新及び災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

（ウ）町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、その際、取り組み指針等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。また、地域住民が主体となって取り組む支え愛づくりなどを通じて、避難行動要支援者の避難支援を行う体制整備に努める。

（エ）町は、町の条例に災害対策基本法第４９条の１５第２項ただし書に規定する特別な定めを設けることにより、個別避難計画を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。

（オ）町は、日南町地域防災計画において、以下を参考として、避難指示等を発出した場合に着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進するための情報の発出及び伝達に当たり配慮する事項を定める。

（ａ）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

（ｂ）同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

（ｃ）高齢者や障がい者等の態様に応じ、必要な情報を選んで流すこと。

（カ）災害時の避難支援等にあっては、避難支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提である。そのため町は、避難支援関係者等の安全確保に十分に配慮する。

（キ）町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供を行うなど、必要な配慮を行う。

（ク）町は地区防災計画が定められている地区で個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（ケ）県、町は、要支援者の受入にあたり必要となる資機材の整備に努める。特に医療的ケアを必要とする者については、医療機器の稼働に必要となる電源の確保が重要であることに留意する。

（コ）町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に被災者支援システムの導入等デジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。

（サ）個別避難計画は対象者の置かれているハザードマップ上の危険度、本人の行動能力等を

考慮し優先度の高い対象者から作成を進めるとともに、国の定める作成目標期間内に作成を行うものとする。

（シ）個別避難計画作成に必要な個人情報は対象者本人・家族からの聞取りにより入手し、対象者の環境を考慮し最適な計画を作成するものとする。

（ス）個別避難計画は、対象者の状況の変化により、随時見直しを行う。

（セ）個別避難計画による避難支援等関係者となる者は災害対策基本法第四十九条の十六及び十七に基づき情報漏えいを防止する。

（ソ）避難行動要支援者が円滑に立退き避難を行うため、多数の手段による通知又は警告を行うものとする。

（タ）避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行うとともに、社会福祉施設等での受け入れ支援体制の整備に努める。

（４）社会福祉施設等における災害時の受入・支援体制整備

ア　社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

町は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、ファックスやインターネットによる情報提供及び社会福祉施設の一時入所処置等の取り扱いが円滑に行われる体制を整備することとする。

(ア) 災害時の応援協定の締結

(イ) 福祉避難所としての指定

(ウ) 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

(エ) 施設利用方法等の確認

(オ) あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

イ　社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設の防災設備・資機材等の整備、施設内職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

（５）災害時に特に配慮すべき事項

町は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮することとする。

ア　条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じた対応

イ　避難所等における要援護者の把握と要望調査

ウ　避難所のバリアフリー化への配慮

エ　おむつ、簡易トイレ、補装具生活必需品の配慮

オ　粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

カ　手話通訳者・外国語通訳者、ボランティア等の協力による生活支援

キ　巡回健康相談や栄養相談等の重点的実施

ク　仮設住宅の構造、仕様についての配慮

ケ　仮設住宅の優先的入居

コ　仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認

サ　ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援対策
シ　インフルエンザ等感染症の防止
ス　福祉相談窓口の設置
セ　避難支援関係者等の安全確保

第１７節　自主防災組織の整備計画

１　目的

この計画は、自主防災組織の整備充実を図り、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出、及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

２　自主防災組織の整備

（１）自主防災組織は、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成する組織であり、町民は災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織を結成することに努めるものとする。

特に、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きい。

町民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとする。

（２）自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立するものとする。又、町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るものとする。

３　自主防災組織の編成

（１）自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は町や地域の実情に応じて定めるものとする。

ア　情報班
イ　救助班
ウ　消火班
エ　避難誘導班
オ　救護班
カ　給食・給水班

（２）組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア　活動班員については、特定の地域の住民に片寄らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に配置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医者・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。

イ　昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ　婦人防災クラブ及び少年消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

４　自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

ア　防災に関する知識の修得、向上

イ　地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険施設、延焼拡大危険地域等）

ウ　地域における情報収集・伝達体制の確認

エ　避難所・医療救護施設の確認

オ　防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

（２）消防機関の協力

活動に当たっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求めるものとする。

（３）災害発生時の活動

ア　要救助者の救出

イ　出火防止と初期消火

ウ　地域住民の確認

エ　情報の収集・伝達

オ　避難誘導

カ　給食・給水

５　自主防災組織の活動の推進

災害対策を地域の特性を踏まえた町民に身近なものとするため、町民自らによる「地区防災計画」や「自主防災マップ」及び「災害時の行動マニュアル」「支え愛マップ」等の作成や防災活動を促進する。

地区防災計画は、日南町地域防災計画の修正や災害対策基本法の改正等を受け、必要に応じて修正を加え、充実を図ることとする。

なお、地区防災計画に定める事項は、概ね次の事項とする。

ア 自主防災組織の編成および任務分担に関すること。

イ 防災知識の普及・啓発に関すること。

ウ 地域の災害危険の把握に関すること。

エ 防災訓練の実施に関すること。

オ 情報の収集伝達に関すること。

カ 水防活動、出火防止および初期消火に関すること。

キ 救出・救護に関すること。
ク 避難誘導および避難所の組織的運営に関すること。
ケ 給食・給水に関すること。
コ 災害時要援護者対策に関すること。
サ 他組織との連携に関すること。
シ 防災資機材等の整備および管理に関すること。

６　自主防災組織等に対する支援

（１）地域の実情に即した自主防災組織等の整備

地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資器材の整備・充実を図るものとする。

（２）自主防災組織等への活動支援及び指導

（３）自主防災活動を指導する立場を担う者の育成及び活用促進

（４）各種防災資機材及び保管庫等の整備充実

（５）地区防災計画の反映

７　民間企業等との協力体制の整備

民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を図る。

（１）防災協力メニューの明確化による民間企業等の防災活動への参加推進

地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示し民間企業等の防災活動への参加を推進する。

（２）防災協力事業所登録制度の推進

防災協力登録事業所制度を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌により周知を図る。

（３）防災協力協定の締結の推進

様々な業種の民間企業と応援協定の締結を推進し多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進する。

（４）民間企業等との連携強化

民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組を推進する。

（５）民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進する。

（６）民間企業等の防災力向上のための各種支援

ア　民間企業等は、災害時における事業継続の取組を進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資器材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

イ　町は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

（7）防災協力活動に対するインセンティブの付与

民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第１８節　防災知識普及計画

１　目的

この計画は、防災関係者及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。又、災害発生時の初動対応についてのマニュアル等を作成し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

２　普及の対象

（１）町職員
（２）一般住民
（３）児童・生徒等

３　普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。又、点字や朗読、手話通訳等を用いて、身体に障がいのある方などに対しても十分に知識を普及できるように配慮するとともに、自主防災組織や自治会等を通じて、一人暮らしのお年寄りの世帯などについても日頃から防災知識の普及に努めるものとする。

（１）ラジオ、テレビ、防災行政無線、ファックス及びインターネットの活用
（２）広報紙、印刷物（チラシ・ポスター等）
（３）映画、スライドの利用
（４）広報車の巡回
（５）講習会、研修会等の開催
（６）見学、視察、現地調査
（７）その他

４　普及を要する事項

（１）町地域防災計画の概要
（２）災害予防措置

ア　震災予防の知識と心得

・食糧等、必要な物資の最低量の備蓄
・地震に強い家屋の知識等

イ　がけ崩れなどの災害危険箇所

ウ　異常降雨時の避難に関する知識と心得
エ　火災予防の知識と心得
オ　台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
カ　農作物の災害予防のための事前措置
キ　その他必要事項
（３）災害応急措置
ア　町の防災体制の概要
イ　災害報告の調査及び報告の要領、連絡方法
ウ　防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
エ　災害時の心得
(ア) 気象警報等の種別と対策
(イ) 適切な避難場所、避難路及び携帯品
(ウ) 被災世帯の心得
オ　その他必要事項
（４）災害復旧措置
ア　被災農作物に対する復旧措置
イ　その他必要事項

５　普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。たとえば、春、秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。また、過去に大きな風水害や地震等が発生した日や各種の災害予防月間（週間）などの時期を選んで行う。

第１９節　ボランティア受入計画

１　目的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

２　ボランティアの受け入れ体制の整備

（１）災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。
（２）ニーズの把握にあたっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
（３） 町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。

（４）町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備

ア　町内のボランティアコーディネーターの養成及び組織化

イ　「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成

ウ　町ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修

エ　災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録

オ　「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備

カ　災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

３　医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門技術的、重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動範囲は、限定される。

災害時には、この分野での日本赤十字社（以下「日赤」という。）の役割が大きく、本町の体制においても、日赤活動を根幹とし、補完的な観点から、県独自のボランティア体制整備を図ることとする。

（１）活動内容

救命処置、応急手当、巡回診療、健康相談等を実施する。

（２）ボランティアの構成員

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

（３）活動の整備

町は、鳥取県西部医師会、西部総合事務所福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

４ 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターや組織化が必要である。

（１）ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

ア　ボランティア活動団体、青年団体、女性会、土木建築関係団体、商工団体（日南町商工会等）、農林水産団体（鳥取県西部農業協同組合町内各支所等）等

イ　民生児童委員（民生児童委員協議会）、自治会等

ウ　防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

（２）活動内容

ア　避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ　避難所設置以後

（ア）避難所においては、給水、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

（イ）在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

（３）活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

５　赤十字奉仕団への要請

（１）町は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電　　話　0857-22-4466、　26-8367 （夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話） ファクシミリ　0857-29-3090

（２）町は協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

ア　応援を必要とする理由　　イ　作業内容　　ウ　従事場所及び就労予定時間

エ　所要人員　　オ　集合場所　　カ　その他必要事項

第２０節　ペット同行避難対策の強化

１　目的

災害時にも飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化することを目的とする。

２　内容

（１）飼い主への普及啓発等

飼い主が平時から災害への備えを行うことにより自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。

ア　健康面やしつけを含めたペットの平時からの適切な飼養を心がける。

イ　飼い主はペットと同行避難に備えて飼養に必要な備蓄を心がける。

（２）同行避難の受け入れ態勢の整備

ア　避難所で必要とされる飼料や資機材等の調達体制の確保、獣医師会等との連携体制の強化、ペットの一時預かりできる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備。

イ　避難所での飼養環境の検討及び整備、町外からの同行避難の検討を行う。

ウ　同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる拠点避難所整備の検討を行う。

エ　被災地及び避難所におけるペットの管理が適正に行われるよう、ペット飼育の管理マニュアルを作成する。

（３）訓練等による検証及び体制強化

災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう定期的に住民参加型の訓練や研修を行い受け入れ体制の党の検証や体制強化を行うよう努める。

第２１節　交通施設の災害予防

１　目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。。

２　交通路線の確保

（１）道路及び橋梁の整備による災害予防

道路、橋梁を整備し各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保を行う。

（２）その他の交通施設の整備

鉄道等の交通施設についても各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のために耐震補強等の整備を図るものとする。

３　交通規制体制の整備

（１）交通の混乱を防止し、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険個所の通行による二次災害の防止のため通行禁止、制限等の措置を行う場合、防災無線、インターネット等を活用し住民に周知を図る。

４　主要道路の渋滞対策

（１）積雪、土砂災害、洪水等により主要道路に車両の立ち往生が発生したとき、乗員の安全を確保するため、道の駅にちなん日野川の郷を車両および乗員の避難にあてる。

（２）主要道路の渋滞状況及び対策は道路管理者と協調し適切に通行車両に情報提供する。

５　緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整

（１）県及び緊急輸送道路等の管理者と施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集し、収集した情報を共有し、速やかに管理する施設の応急復旧、代替道路決定などを行う。

（２）応急対策用資機材の確保

ア　実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。

イ　災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

ウ　業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

６　孤立集落の早期把握

第４章　災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

それぞれの災害応急対策の実施責任者は、町長（本部長）とし、指揮、命令その他一切の権限を有する。ただし、町長が不在の場合は、次の表に掲げる者が、同表に示す順序により町長に代わってその職務を代行する。

第１次代行者	第２次代行者	第３次以降代行者
副　町　長	防　災　監	あらかじめ町長が指名した者

本計画は必要に応じ、大規模事故、大規模道路災害及び大規模鉄道災害等の事故並びに危険物、液化石油ガス、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物その他の毒性部室の事故においても適用する。

第１節　組織計画

１　目的

この計画は、災害に際し、災害拡大防止及び災害応急対策を総合的に実施することを目的とする。

処理すべき事務または業務

処理すべき事務または業務	
１　市町村防災会議に関する事務	９　被災者の医療、助産の実施
２　防災に関する組織の整備	10　避難の指示
３　防災に関する訓練及び防災思想の普及	11　災害時の文教対策
４　防災に関する物資及び資器材の備蓄及び整備	12　清掃、防疫その他の保健衛生対策
	13　施設及び設備の応急復旧
５　防災に関する施設及び設備の整備	14　緊急輸送の確保
６　災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	15　災害復旧の実施
７　水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応急措置	16　管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導導、援助及び調整
８　被害者の救難、救助その他の保護	

２　日南町防災会議

日南町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、日南町防災会議が置か

れている。その組織構成及び所掌事務等は別に定める。

３　日南町災害対策本部

（１）日南町災害対策本部の設置

日南町内、又は他市町村において災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は日南町防災会議条例（昭和45年日南町条例第44号）に基づき、日南町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。なお、本部未設置の場合においても町長は必要があると認めるときは、本部設置に準じて災害対策を行うものとする。

（２）本部設置の場所

本部の設置場所は、日南町庁舎内に設置するものとする。なお、日南町庁舎が使用不能の場合は、日南町総合文化センター内に設置するものとする。

（３）本部設置の基準

本部の設置の基準は次のとおりとする。

ア　災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。

イ　災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき。

ウ　その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、その必要を認めるとき。

エ　地震については、震度４で災害警戒本部を設置し、震度５以上で災害対策本部を設置する。

（４）廃止の基準

本部は概ね次の基準により町長が廃止する。

ア　当該災害にかかる災害の拡大防止対策及び緊急対策が概ね終了したと認めるとき。

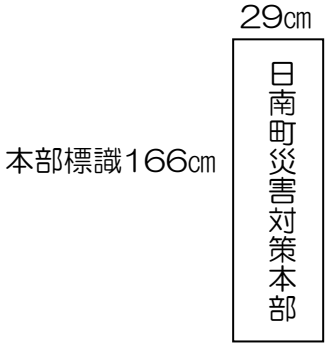
イ　予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

（５）本部の設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、その旨を直ちに次の関係機関に公表するとともに、本部の標識を本部事務局前に掲示するものとする。また、本部を廃止したときは、設置の方法に準じてその旨を公表する。

公　表　先	方　　法	担　　当
鳥　取　県　知　事 （危機管理局）	電話（有線・無線） ファクシミリ	情報連絡班
黒　坂　警　察　署 （　警　備　課　）	鳥取県災害情報システム 電子メール	

防災会議構成機関 （　　）	文書 連絡員等	
隣接市町村長 （防災担当）		
町の関係機関 （防災担当）		
報道機関 （　　）		
住民一般 （代表又は全体）		
鳥取県西部広域行政管理組合消防局 （指令課）		



（６）本部の組織

本部に本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。なお、対策本部の中に事務局を置く。

ア　本部長

本部長は町長がその任務にあたる。本部長は町本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

イ　副本部長

副本部長は副町長・教育長がその任務にあたる。副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ　班長

班長は、防災監、議会事務局長、会計管理者、総務課長、まち未来創造課長、地域づくり推進課長、住民課長、環境エネルギー課長、建設課長、農林課長、教育次長、福祉保健課長、こども若者未来課長、日南町消防団長、その他職員で町長が指名する者を充てる。班長自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務にあたる。

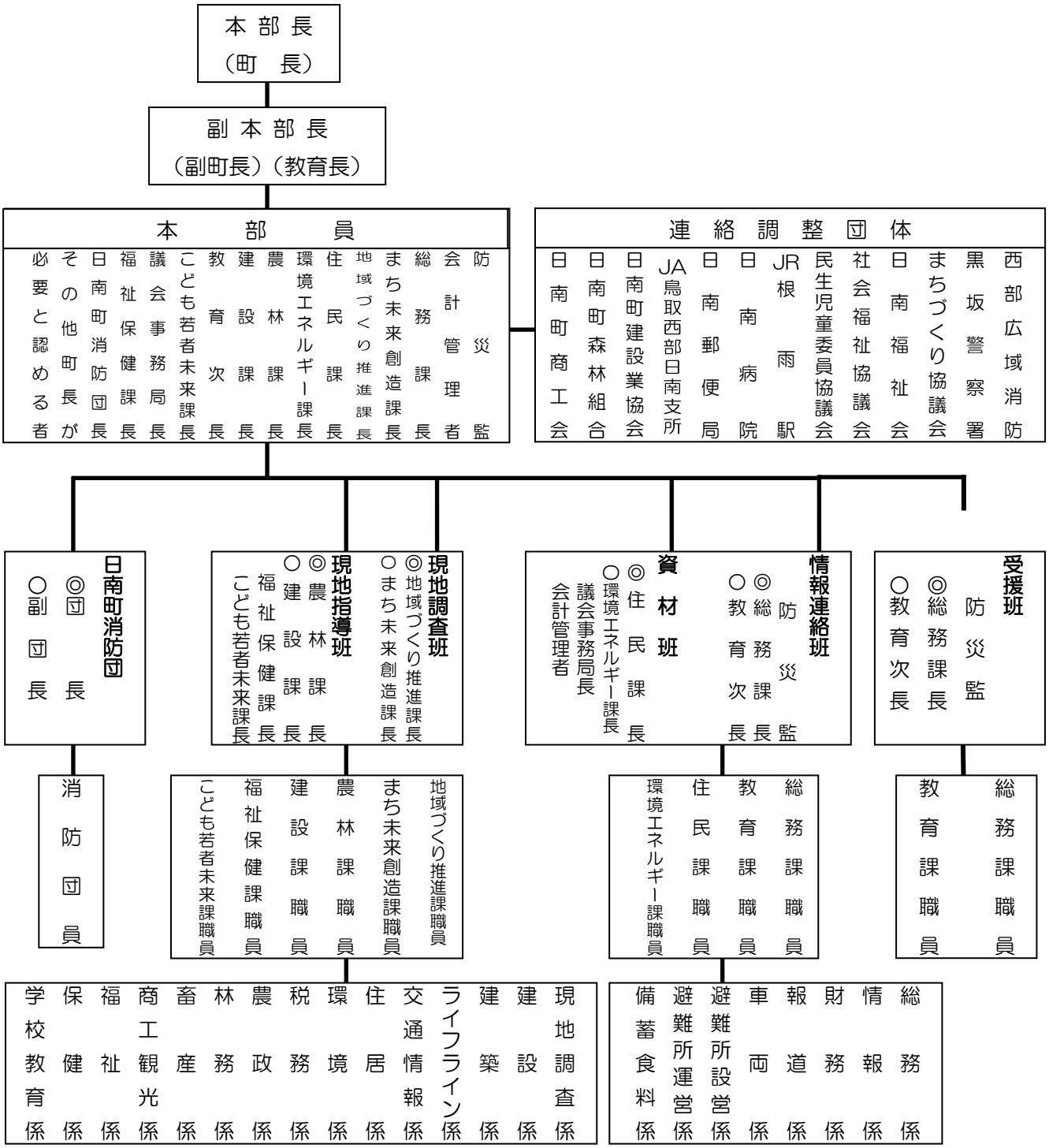
エ　職員

職員は、各班で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施にあたる。

オ　事務局

事務局は、災害対策本部室内に設置し総務課職員並びにあらかじめ決められた他課からの応援職員で構成する。事務局長は防災監がその任務にあたる。防災監自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

ア　本部の組織図



（7）本部の任務

本部は災害の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、災害拡大防止及び災害応急対策を総合的に実施するものとする。

（8）本部会議

ア　本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び班長をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。本部会議の庶務は事務局が担当する。

イ　本部会議の開催

(ア) 本部長は本部の運営並びに災害対策の推進に関し必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(イ) 班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局へ申し出るものとする。

ウ　本部会議の協議事項

(ア) 本部体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項

エ　協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策班長は全ての対策班長と緊密な連携のもとに、実施をはかるものとする。

（9）本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって災害対策の実施にあたるものとする。各班長は、あらかじめ担当者を定め、事務処理体制を整備しておくものとする。

日南町災害警戒本部班編制及び事務分担

班名及び責任者◎	職　員	業　　務
情報連絡班 ◎（総務課長） （教育次長）	総務課 教育課	1．本部会議、本部員動員 2．各班及び関係機関の連絡調整 3．住民の安否確認 4．情報整理、発表 5．水防資材、備蓄品の輸送 6．借上車両の手配
資材班 ◎（住民課長） （会計管理者） （環境エネルギー課長） （議会事務局長）	住民課 出納室 環境エネルギー課 議会事務局	1．避難所設営、運営 2．備蓄資材の確認、調整 3．水防資材の調整
現地調査班 ◎（地域づくり推進課長） （まち未来創造課長）	地域づくり推進課 まち未来創造課	1．現地調査、取りまとめ、報告 （人的災害、家屋災害、公共施設災害、ライフライン災害、農林商工災害）
現地指導班 ◎（農林課長） （建設課長） （福祉保健課長）	農林課 建設課 福祉保健課 こども若者未来課	1．災害の応急対策及び現地指導 2．労務に関すること。 3．技術的被害調査

（こども若者未来課長）		４．避難者の誘導、住民の健康管理・介護 ５．病院との連絡調整 ６．道路等交通情報
受援班 ◎（総務課長） （教育次長） （防災監）	総務課 教育課	１．応援自治体等との連絡調整 ２．人的、物的応援等のニーズの把握 ３．ニーズに基づく応援の要請 ４．応援の申し出の受付及び記録、管理 ５．定期的な全体調整会議の開催 ６．応援職員への活動支援

日南町災害対策組織の災害警戒本部から災害本部への移行は、本部長の指示による。
災害本部の職員配置は「日南町災害対策本部班編制及び事務分担」に示すほか、災害状況により各班において不足が生じた場合は、班長協議の上、必要な班へ職員の配置替えを行う。

日南町災害対策本部班編制及び事務分担

班名	班長	職員	担当	事務分担
情報連絡班	総務課長 教育次長	総務課 教育課	総務係	１ 防災会議に関すること。 ２ 本部会議に関すること。 ３ 本部事務局に関すること。 ４ 災害時における町議会の運営に関すること。 ５ 災害対策の総合計画に関すること。 ６ 災害救助法による救助計画及び実施に関すること。 ７ 各班との連絡調整に関すること。 ８ 職員の動員に関すること。 ９ 職員の安否確認に関すること。 10 自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援要請及び活動調整に関すること。 11 消防機関との連絡調整に関すること。 12 県防災ヘリの応援要請に関すること。 13 地域・自主防災組織の連絡調整に関すること。 14 災害復旧活動に協力する団体との連絡調整に関すること。 15 地域安全活動に関すること。 16 危険・警戒区域の設定に関すること。 17 燃料・火薬等危険物の保安対策に関すること。 18 水防活動の総括、水防管理団体との連絡調整に関すること。

				19 ダム管理施設の連絡調整に関すること。 20 県、国等の災害地視察に関すること。 21 被災者住宅再建支援に関すること。 22 被災者生活再建支援に関すること。 23 庁舎、構内の管理警備に関すること。 24 職員の衛生管理その他の福利厚生に関すること。
			情報係	1 各班からの災害報告の収集及び被害状況のとりまとめに関すること。 2 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害等の報告に関すること。 3 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 4 災害文書の収受・発送に関すること。 5 情報通信の確保に関すること。 6 庁内ＬＡＮ他ネットワークシステム被害調査及び必要な対策に関すること。 7 水力発電所施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 8 水防情報等の送受信に関すること。 9 気象に関する情報の収集及び伝達に関すること。 10 防災行政無線の送受信に関すること。
			財務係	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 災害に係る町費の出納に関すること。 3 町有財産の被害調査及び必要な対策に関すること。 4 義援金等の収受に関すること。 5 住宅金融公庫等の融資に関すること。
			報道係	1 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。 2 地域の広聴活動に関すること。
			車両係	1 配車計画及び車両確保に関すること。 2 災害時における物資等の輸送に関すること。 3 緊急通行車両の確認等に関すること。
資材班	会計管理者 議会事務局長 住民課長 環境エネルギー課長	出納室 議会事務局 各職員 住民課 環境エネルギー課	避難所設営係	1 避難所の開設に関すること。
			避難所運営係	1 避難所運営に関すること。
			備蓄食料係	1 災害用食糧及び生活必需物資の確保及び配分に関すること。 2 避難場所への炊き出し等に関するこ

				と。 ３ 災害に係る物品の購入契約に関すること。

班名	班長	職員	担当	事務分担
現地調査班	地域づくり推進課長 まち未来創造課長	地域づくり推進課職員 まち未来創造課員	現地調査係	１ 現地調査、取りまとめ、報告 （人的災害、家屋災害、公共施設災害、ライフライン災害、農林商工災害）
現地指導班	農林課長 建設課長 福祉保健課長 こども若者未来課長	農林課 建設課 福祉保健課 こども若者未来課 各職員 災害状況により各係を所管する各課職員	建設係	１ 公共土木施設及び町有施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 ２ 家屋の浸水被害の調査及び必要な対策に関すること。 ３ 土砂災害の被害調査及び必要な対策に関すること。 ４ その他土木対策及び他係に属さないこと。
			建築係	１ 公営住宅等建築物の被害調査及び必要な対策に関すること。 ２ 応急仮設住宅等の建設に関すること。 ３ 建築資材の調達及びあっせんに関すること。
			ﾗｲﾌﾗｲﾝ係	１ 簡易水道の被害調査及び必要な対策に関すること。 ２ 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 ３ 建設機械及び建設資材の調達に関すること。 ４ 障害物の除去に関すること。 ５ 光ケーブル等情報通信施設等の被害調査及び必要な対策に関すること。 ６ 道路、橋梁の被害調査及び必要な対策に関すること。 ７ 道路の除雪計画及び実施に関すること。 ８ 河川及び護岸の被害調査及び必要な対策に関すること。
			交通情報係	１ 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 ２ 公共交通の被害調査及び必要な対策に関すること。
			住居係	１ 一般り災者の被害状況の取りまとめに関すること。 ２ 被災地住宅危険度判定の実施に関すること。

				3 その他被災地における民生安定に関すること。
			環境係	1 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること。 2 飲料水の確保及び供給に関すること。 3 トイレ対策の連絡調整に関すること。 4 防疫に関すること。 5 被災地の廃棄物の分別及び処理に関すること。 6 その他衛生対策に関すること。
			税務係	1 被災家屋の調査及び報告に関すること。 2 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。
			農政係	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的対策に関すること。 3 農作物の防疫に関すること。 4 被災農家の災害融資に関すること。 5 農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 6 その他農業対策及び漁協等他班に属さないこと。 7 農業共済組合との共済事務に関すること。
			林務係	1 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 林産物被害に対する技術的対策に関すること。 3 貯木、流木の被害対策に関すること。 4 被災地における林業種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。
			畜産係	1 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 畜産被害に対する技術的対策に関すること。 4 家畜飼料及び飼料作物種子の調達に関すること。 5 被災農家の災害融資に関すること。 6 へい獣処理に関すること。
			商工観光係	1 商工・観光施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 自然公園、公園施設等の被害調査及び

				必要な対策に関すること。 ３ 災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること。 ４ 被災業者に対する復旧に必要な資金融資に関すること。 ５ 災害対策のための労務者の確保及び災害に関連した失業者の対策に関すること。 ６ 商工会との連絡調整に関すること。 ７ その他商工対策に関すること。
			福祉係	１ 社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 ２ 避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること。 ３ 入所者、幼児の避難及び安全送致に関すること。 ４ 被災者に対する生活保護に関すること。 ５ 高齢者、幼児等の要援護者への保護に関すること。 ６ 日本赤十字社、保健所への協力要請に関すること。 ７ ボランティア団体との支援体制に関すること。 ８ 地域住民の避難所等に利用される場合の必要な措置に関すること。 ９ 医療機関との連絡調整に関すること。
			保健係	１ 保健衛生施設、医療機関の被害調査及び必要な対策に関すること。 ２ 災害時の医療、助産に関すること。 ３ 感染症の防疫に関すること。 ４ 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。
			学校教育係	１ 小中学校教育施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 ２ 児童・生徒、教職員の人身被害調査及び必要な対策に関すること。 ３ 学校運営の応急対策に関すること。 ４ 児童・生徒、教職員の避難に関すること。 ５ 児童・生徒、教職員の健康安全に関すること。 ６ 学校内の環境衛生確保に関すること。 ７ 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 ８ 教育委員との連絡調整に関することについて。 ９ 社会教育施設の被害調査、報告及び必

				要な対策に関すること。 10 社会教育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 11 文化財の被害調査及び必要な対策に関すること。 12 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 13 災害時の学校給食に関すること。 14 その他文教対策及び他係に属さないこと。

班名	班長	職員	担当	事務分担
受援班	総務課長 教育次長	総務課職員 教育課職員	総務課	1 受援に関する状況把握 2 資源の調達管理
			教育課	1 応援職員への支援

班名	班長	職員	担当	事務分担
日南町消防団	消防団長	消防団員	消防団本部	1 災害発生時の火災防御、救急、救助活動の実施 ア 情報収集伝達活動 イ 火災防御活動 ウ 救助活動 オ 水防活動 カ 住民の避難誘導 2 大規模災害時の県本部又は消防本部への被害情報の提供 3 自主防災組織の実施する救助、救援活動の支援

4 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管地域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部を設置することができるものとする。

現地災害対策本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

（1）組織

現地災害対策本部に現地本部長、現地副本部長、現地班長及びその他の職員を置く。

ア 現地本部長

現地本部長は、当該地区を所管する代表者又は、災害対策本部の中から本部長が指名する。

現地本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部を統括して所管の職員を指揮監督するものとする。

イ 現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

（２）設置場所

現地災害対策本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地域を所管する地域振興センター内に設置する。

（３）現地災害対策本部の設置及び廃止の公表

現地災害対策本部の設置及び廃止の公表は、災害対策本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

（４）任務

現地災害対策本部は、災害地域において災害対策本部の事務の一部を行うものとし、その内容については災害対策本部の本部会議において決定するものとする。

５　災害警戒本部

防災監は、災害対策本部が設置されない段階で風水害に対する警戒のため必要と認めるときは、総務課を拠点として災害警戒本部を設置する。

（１）警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、警戒部長及び部員を置く。

（２）警戒本部長は、防災監がその任務にあたる。警戒本部長は警戒本部を統括し職員を指揮監督する。防災監が不在のときには次の順序により任務を代理する。

第１位　総務課長　　第２位　建設課長　　第３位　地域づくり推進課長

（３）警戒副本部長は、総務課長がその任務にあたる。警戒副本部長は警戒本部長を補佐する。

（４）警戒本部事務局職員は総務課とする。その他必要に応じて人員の増減、他所属からの応援職員を加えるものとする。

（５）警戒本部の設置基準は、第２節「配備及び動員計画」のとおりとする。

（６）警戒本部の廃止基準は、第２節「配備及び動員計画」に定める第一配備体制、第二配備体制に移行した場合とする。

（７）警戒本部を設置又は廃止したときは、その旨を災害対策本部を構成する所属長又はその代理に直接連絡し庁舎内放送、全職員メール送信などを使用して連絡するものとする。

第２節　配備及び動員計画

１　目的

この計画は、災害時において災害を防ぎょし、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

２　配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。また、地震発生の際の配備体制は震災対策編に定めるところによる。

種別	配　備　の　基　準	配　備　の　内　容
第一配備体制	１ 次の注意報の１以上が発表され、防災監が必要と認めたとき。 （１）大雨注意報又は氾濫注意報 （２）大雪注意報又は風雪注意報 （３）強風注意報 ２ 水防団待機水位を超える又は予想されるとき。 ３ 気象警報が発表され第二配備の指令がないとき。 ４ その他異常な自然現象又は人為的原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で防災監が必要と認めたとき。	１ 関係各課（室）においては、気象情報等についての確認を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 ２ 職員は、第二配備体制に対する準備を行うものとする。

第二配備体制	1 次の警報の１以上が発表され、防災監が必要と認めたとき。 （１）大雨警報又は氾濫警報 （２）大雪警報又は暴風雪警報 （３）暴風警報 2 防災気象速報が発表されたとき。 3 氾濫注意水位を超える又は予想されるとき。 4 気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。 5 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で防災監と関係課長との協議により必要と認めたとき。 6 その他町長が必要と認めたとき。	1 関係各課（室）においては、情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 （勤務時間外においては、防災連絡員は出動待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制をとる） 2 関係各対策部においては、第三配備体制の準備を行うものとする。 （勤務時間外の場合は、本部に出動待機するものとする。）
第三配備体制	1 土砂災害危険警報が発表されたとき。または、土砂災害危険度情報（警戒・危険・災害切迫）が発表されたとき。 2 特別警報が発令されたとき。 3 避難判断水位又は、氾濫危険水位を超える又は予想されるとき。 4 町全域にわたって風水害その他の異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。	町関係職員は、本部組織に従い、各実施対策部は、防災活動に従事するものとする。 （勤務時間外の場合は、本部に出動するものとする。）

（備考）1 上記の基準のほか、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき。

2 水防本部の配備体制は、日南町水防計画の定めるところによる。

3 地震発生の配備体制は、震災対策編に定めるところによる。

３　動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行うものとする。

（１）職員の動員計画

課	第一配備人数	第二配備人数	第三配備人数		防災連絡責任者 正	防災連絡責任者 副	連絡方法
総　務　課	１	２	６	対策本部全職員	課　　長	総括室長	FAX･電話･口頭
まち未来創造課		１	２		課　　長	参　　事	〃
地域づくり推進課	１	１	２		課　　長	総括室長	〃
住　民　課		１	２		課　　長	〃	〃
環境エネルギー　課			１		課　　長	参　　事	〃
農　林　課		１	２		課　　長	総括室長	〃
建　設　課	１	１	３		課　　長	〃	〃
教　育　課		１	２		次　　長	〃	〃
福祉保健課		１	２		課　　長	〃	〃
こども若者未　来　課			１		課　　長	参　　事	〃
出　納　室			１		会計管理者	職　　員	〃
議会事務局			１		局　　長	〃	〃
地域振興センター		７	７		町　職　員		〃
	３	１６	３２				

ア　職員数の増減

各課長は必要と認める範囲内において防災監と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。

なお、各課長は、あらかじめ職員の内から、配備要員を指名しておくものとする。

イ　防災連絡責任者の任命及び責務

（ア）課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は各課課長とする。

（イ）防災連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡調整などである。

（ウ）防災連絡責任者に変更を生じた場合は、その旨防災監まで報告するものとする。

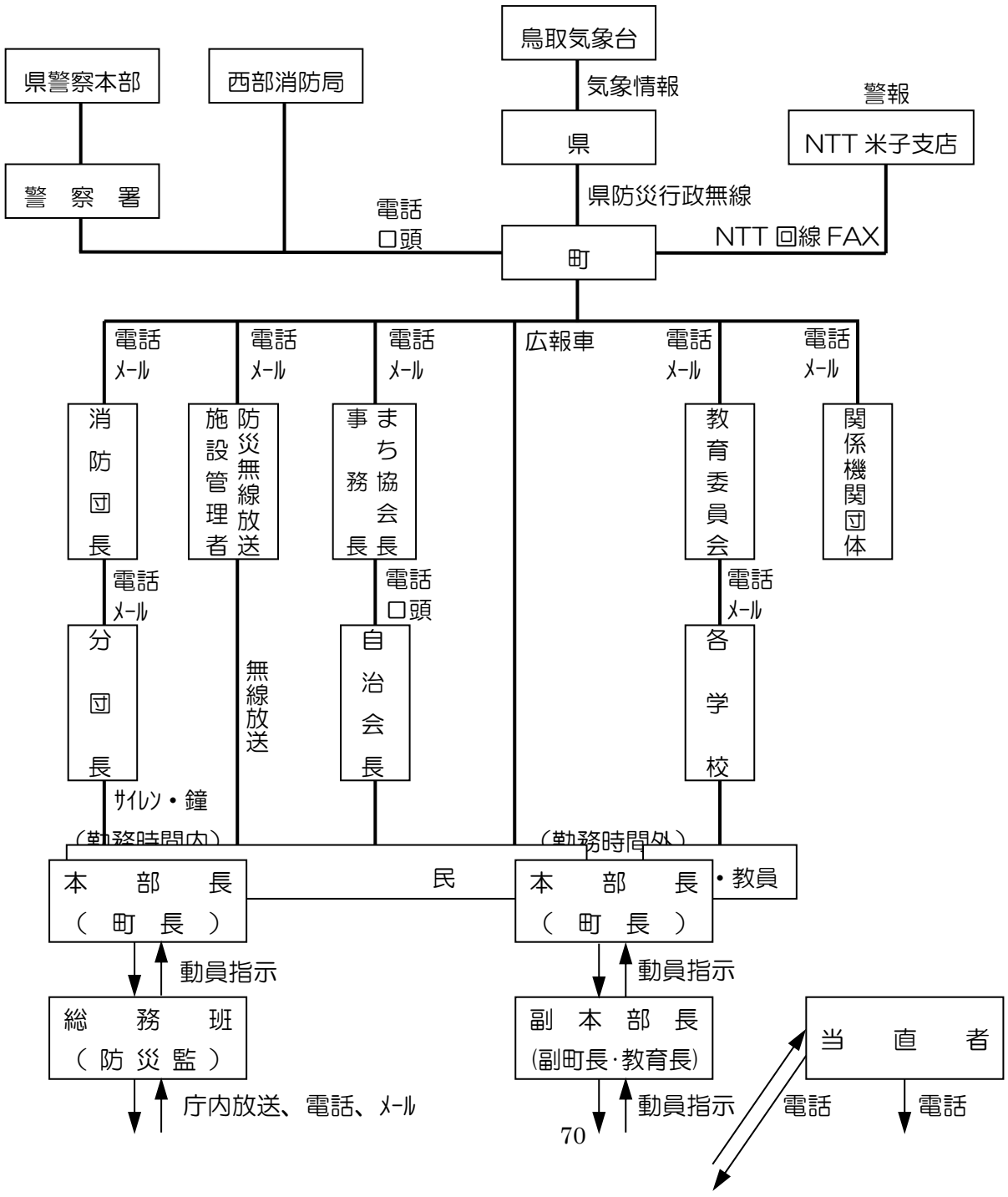
（２）消防団の動員計画

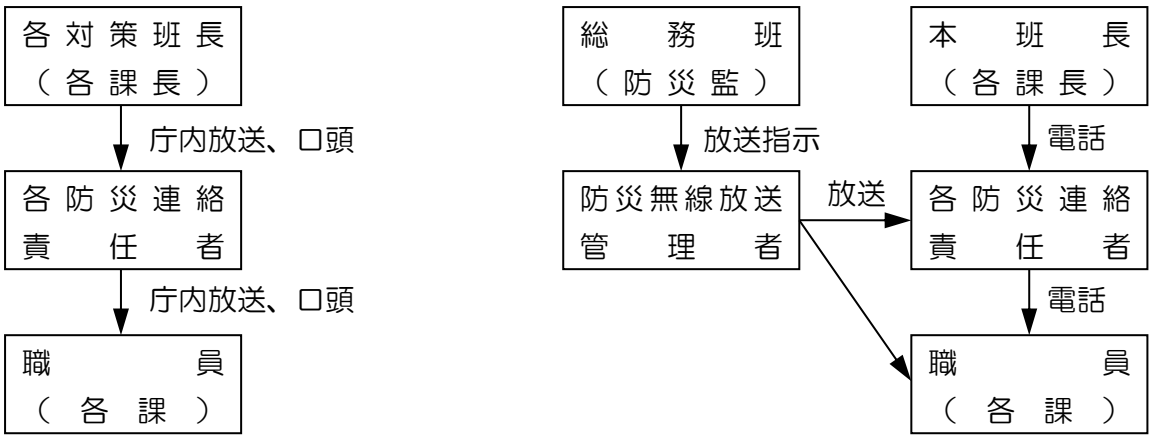
消防団員の動員については、本部長との協議により消防団長の指示を受けて出動することを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。なお、出動の基準、招集の方法等は、第２章第１０節「消防計画」による。

（３）動員配備等の伝達系統及び方法

職員の動員配備は、次の系統で伝達するものとするが、防災連絡責任者は平素から関係者に対する連絡方法等を把握しておくものとする。

なお、勤務時間外の動員指示については、電話、徒歩、メール等迅速、的確な方法により行う。





（４）職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。また、登庁、退庁は安全な状況の時に行うものとする。

（５）業務継続の取り組みについて

ア　災害時において、平時の業務に及ぼす影響を最小限とするため「日南町ＢＣＰ」と関連し優先すべき業務を抽出する。

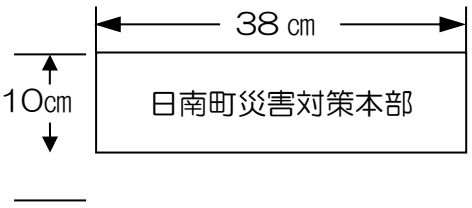
イ　職員の配備、動員体制の整備を行う。

ウ　平時から、職員が自宅で被災しないために住宅の耐震化、家具等の固定、災害時の備蓄を心がける。

（６）標識

ア　腕章

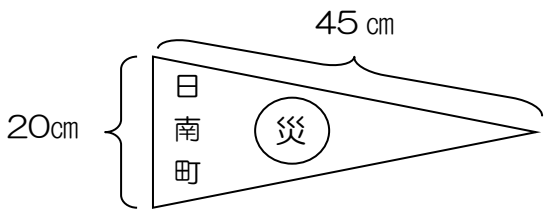
災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の腕章を帯用するものとする。



（備考）地の色彩は白色、文字は赤色とする。

イ　標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則等により別段の定めがある場合のほか次の標旗を帯用するものとする。



（備考）１　地の色彩は黄色、文字は黒色とする。
２　災の直径は５㎝とする。

（７）災害が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとし、長期の対応が必要な場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

（８）外部からの受援体制

本町職員のみでは対応できない場合を想定し町外からの受援体制を構築する。
効果的な受援を行うため、別途「日南町受援計画」を定める。

（９）災害が長期にわたる場合、日南町ＢＣＰと関連し、業務内容を精査し必要と認める場合は町外からの応援を求める。

第３節　通信情報計画

１　目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象注意報及び警報等災害関係情報を迅速、的確に伝達し、もって被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えるものとする。

２ 気象警報等の種類及び発表基準

（１）気象警報等の種類及び発表基準

鳥取地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報~~注意報~~及び注意報~~警報~~の種類並びに発表基準は、次のとおりである。

ア　特別警報

事象の種類	基準
レベル５ 大雨特別警報	大雨特別警報の基準値以上となる表面雨量指数の１Km格子が概ね３０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 大雨特別警報の基準値以上となる流域雨量指数の１Km格子が概ね２０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
レベル５ 土砂災害特別警報	基準値となる６０分雨量及び土壌雨量指数の１Km格子が概ね１０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
暴風特別警報	中心気圧９３０hPa以下または最大風速５０m／ｓ以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	中心気圧９３０hPa以下または最大風速５０m／ｓ以上の台風や同程度の温帯低気圧により雷を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	府県程度の広がりをもって５０年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

イ　危険警報

事象の種類	基準
レベル４ 大雨危険警報	表面雨量指数がレベル４大雨危険警報の基準値に達することが予想される場合 流域雨量指数がレベル４大雨危険警報の基準値に達することが予想される場合
レベル４ 土砂災害危険警報	６０分雨量及び土壌雨量指数が基準値に達することが予想される場合 （おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）

ウ　警報

事象の種類	基準
レベル３ 大雨警報	表面雨量指数がレベル３大雨警報の基準値に達することが予想される場合 流域雨量指数がレベル３大雨警報の基準値に達することが予想される場合 複合基準がレベル３大雨警報の基準値に達することが予想される場合
レベル３ 土砂災害警報	６０分雨量及び土壌雨量指数が基準値に達することが予想される場合 （おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
暴風警報	平均風速２０m/s
暴風雪警報	平均風速２０m/s　雪を伴う
大雪警報	１２時間降雪の深さ40ｃｍ

エ　注意報

事象の種類	基準
レベル２ 大雨注意報	表面雨量指数がレベル２大雨注意報の基準値に達することが予想される場合 流域雨量指数がレベル２大雨注意報の基準値に達することが予想される場合 複合基準がレベル２大雨注意報の基準値に達することが予想される場合
レベル２ 土砂災害注意報	６０分雨量及び土壌雨量指数が土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
強風注意報	平均風速１２m/s
風雪注意報	平均風速１２m/s　雪を伴う
大雪注意報	１２時間降雪の深さ２５ｃｍ
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程１００m
乾燥注意報	最小湿度４０％で実効湿度６５％
なだれ注意報	①積雪の深さ３０ｃｍ以上あり降雪の深さ４０ｃｍメートル以上 ②山沿いの積雪の深さ６０ｃｍ以上あり次のいずれか

	1　最高気温が８℃以上　　2　かなりの降雨
低温注意報	最低気温－４℃以下
霜注意報	早霜期　晩霜期　最低気温３℃以下
着雪注意報	１２時間降雪の深さ：平地１５ｃｍ以上　山地２５ｃｍ以上 気温：-２℃～２℃

オ　その他、特別警報への位置づけ

事象の種類	基準
津波	高いところで３ｍを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度６弱以上の大きな地震が予想される場合 （緊急地震速報のうち震度6弱以上の予測を特別警報に位置づける）

（２）気象防災速報

警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」として気象台が発表する。

ア　気象防災速報（記録的短時間大雨）
イ　気象防災速報（線状降水帯発生）
ウ　気象防災速報（線状降水帯直前予測）
エ　気象防災速報（短時間大雪）
オ　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

（３）気象解説情報

現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報。

ア　気象解説情報（線状降水帯半日前予測）
イ　気象解説情報（台風第〇号）
ウ　気象解説情報（大雨）

（４）水位周知

町内では日野川が水位周知河川とされており、鳥取県から水位周知がされる。

発　表　官　署	内　　容
鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局	日南町丸山地内における水位周知

水位観測所

水位観測所	日南町丸山字上新田248-2
レベル５　氾濫発生水位	３２０㎝
レベル４　氾濫危険水位	２７０㎝
レベル３　避難判断水位	２４０㎝
レベル２　氾濫注意水位	２４０㎝
水防団待機水位	２１０㎝

（５）注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

ア　気象警報等の発表及び解除は、鳥取気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。

イ　気象等予警報の発表及び解除の通報については、以下の点に注意する。

①二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

②一種又は二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらの全部若しくは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

（６）注意報・警報及び気象情報の地域細分

注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で、「府県予報」「一時細分区域」「市町村をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村等)
東部	鳥取地区	鳥取市北部(鳥取市南部の区域を除く区域)、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部(鳥取市のうち河原町、用瀬町、佐治町)、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

（７）関係機関への伝達

町長は、関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅

速・的確な方法によって町内の防災関係機関、町民等に周知するとともに、特に聴覚障がい者等の配慮について留意しながら防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

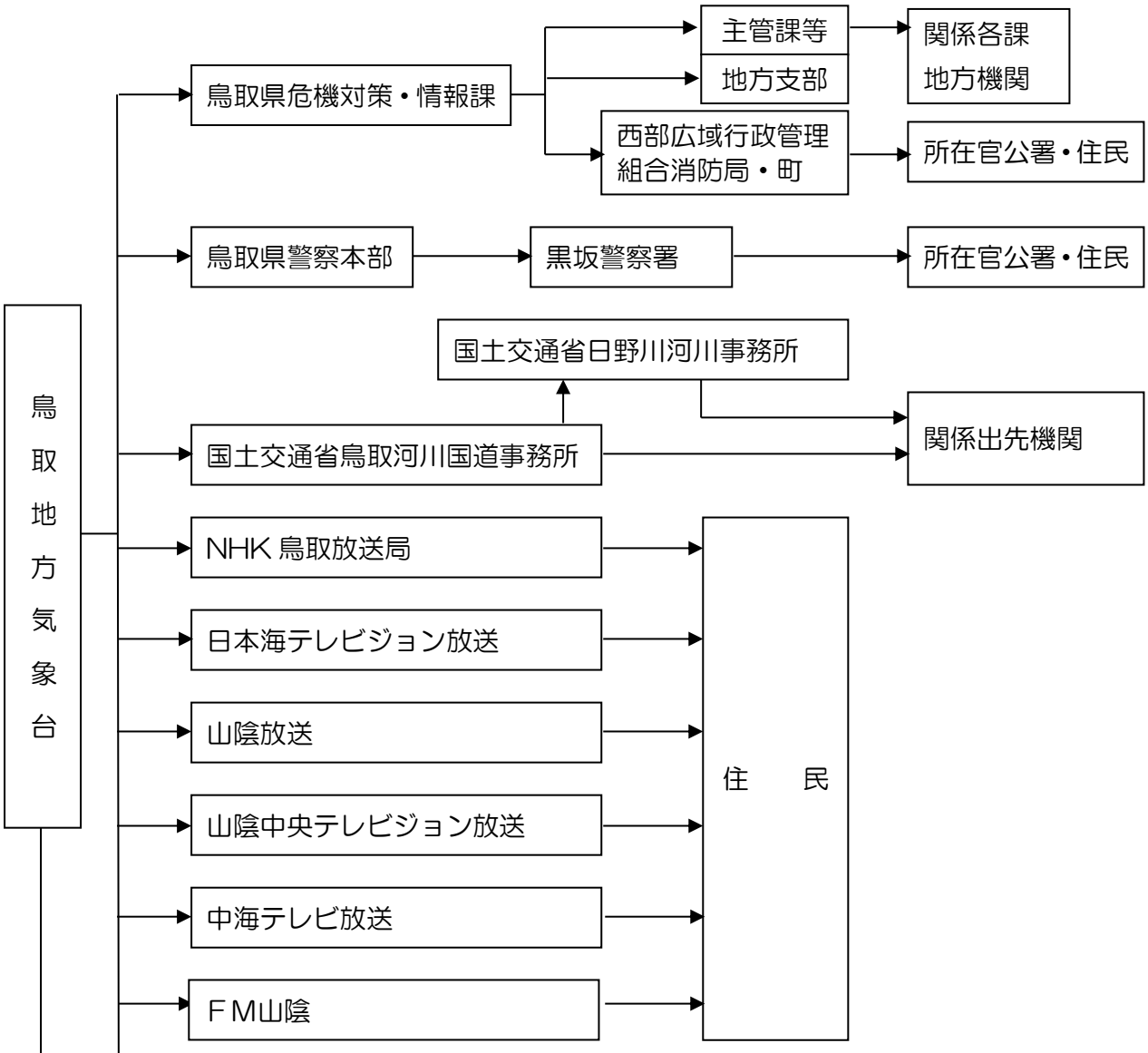
（８）町における警報等の取扱い

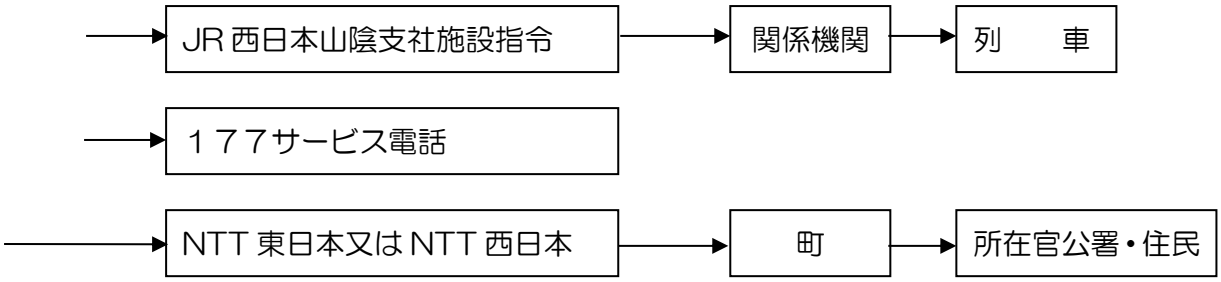
ア　気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、(11)の伝達系統により、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ　勤務時間外における通報は、当直職員が受信し、これを防災監又はあらかじめ指名された職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずる。

ウ　当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡すると共に、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

鳥取地方気象台から発表された警報等の伝達系統は、下図のとおりである。





（11）警報伝達先

前記の系統により町に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝達先	伝達方法	住民等への伝達
庁内各課	庁内電話、庁内放送	各福祉施設等に対して電話（主管課）、ファックス
教育委員会	庁内電話、庁内放送	各学校その他教育施設に対して電話、ファックス
関係機関・団体	電話	
自治会長	電話、防災行政無線	電話、必要に応じて口頭、防災行政無線
消防団長	電話、口頭、防災行政無線、消防無線、一斉メール	各分団長、団員へは電話、口頭、サイレン、標識等、防災行政無線、一斉メール
住民		防災行政無線、エリアメール、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ

（12）土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

ア　町長は県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行うと共に必要に応じて避難指示等を発令する。

イ　町又は西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局に情報が入った場合は、互いに情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

（13）異常現象発見時の措置

ア　異常現象の種類

種別	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

イ　発見者の通報手続

(ア)異常現象を発見した者は、速やかに町長、警察官又は消防機関へ通報しなければならない。

(イ)通報を受けた警察官等は、速やかに町長、警察署長に通報するものとする。

(ウ)(ア)又は(イ)により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに関係地域の住民に周知する等必要な措置をとるものとする。

ａ 鳥取地方気象台

ｂ 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

ｃ その他必要と認める関係機関

ｄ 当該災害に関係ある隣接市町村

（14）火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県危機管理局に通報し、県は通報を受けたときは、直ちにこれを各一部事務組合又は広域連合並びに市町村に対し通報する。

【火災気象通報の通報基準】

種類	発表基準
火災気象通報	乾燥注意報、強風注意報の基準と同一とする。 強風注意報　平均風速１２ｍ／ｓ 乾燥注意報　最小湿度４０％で実効湿度６５％ （ただし降雨、降雪時は通報しないこともある）

（15）ダムの水位情報等の伝達

ダム管理者からダムの状況及びダムに関して行う措置等にいて情報伝達があった場合、必要に応じ、速やかに住民に伝達するものとする伝達に当たっては、気象警報や河川の水位等を総合的に勘案の上、必要に応じてあらかじめ定めた方法により住民へ注意喚起や避難情報の発出を行うものとする。

なお、ダム管理者が通報した河川水位の上昇見込みについては、河川断面の違いによる差や、不測の事態による変化等が生じることが十分考えられるため、参考値であることを念頭に置いた上で情報活用を図るものとする。

３　雨量、水位等の情報収集計画

雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、国土交通省河川情報あるいは隣接市町村の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係のある河川の状況を把握する。

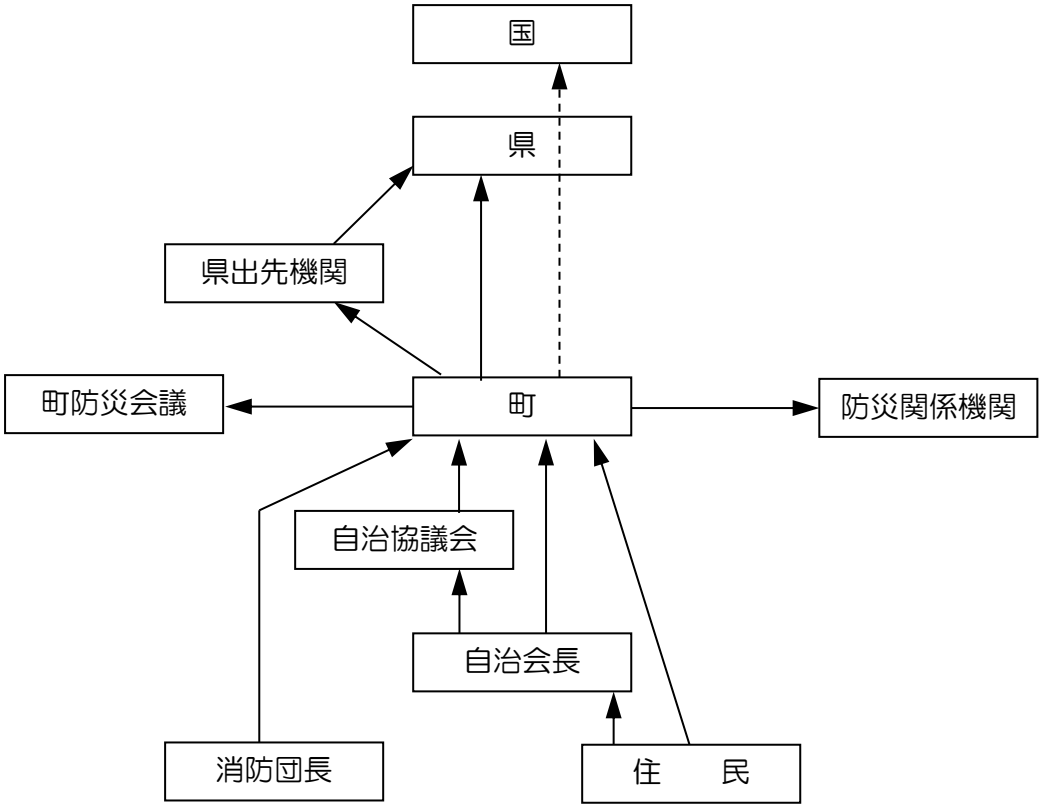
４　被害状況等の収集、報告計画

（１）被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況及び収集にあっては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、情報連絡班長を通じ消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次図のとおりで、その取りまとめは、情報連絡班が行う。なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害状況の処理は、関

係法令等により報告制度による。

収集する情報は個人情報に配慮し災害対応に必要かつ最小限の情報とする。



（２）町の被害状況等の収集、報告

各対策班長は第１節組織計画の分担に従い、被害状況等を収集し、情報連絡班に報告するものとする。

報告の種類及び報告様式は、次のとおりとする。

ア　報告の種類

(ア) 速報

各対策班は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況その措置方法等を報告するものとする。情報連絡班はこれを速やかに取りまとめ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配付するものとする。

(イ) 中間報告

各対策班は被害状況及びその措置の概要を毎日10時及び15時現在で取りまとめ、報告するものとする。

情報連絡班はこれを取りまとめの上、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配付するものとする。ただし、報告回数及び時間は、事務局長と協議のうえ変更することができる。

(ウ) 確定報告

各対策班は、当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したのち、速やかに報告するものとする。情報連絡班は、これを取りまとめの上、県及び町防災会議関係機関等に報告するととも

に各対策部にその写しを配付するものとする。

イ　報告事項及び報告様式

報告事項及び報告様式は、次のとおりとする。

ウ　報告事項及び報告様式

被害状況等の報告及び報告様式は、次のとおりとする。

（様式第１号）

被害報告事項及び報告様式

（日南町第　　報）（速　報／中間報／確定報）

年　月　日　時　分現在

発信時刻　月　日　時　分

発信者

受信者

１　一般概況

（１）災害の原因

（２）災害発生の日時　　月　日　時　分

（３）災害発生場所又は地域

（４）災害に対しとられた措置

ア　災害対策本部設置の状況　　日　時　分設置

イ　町のとった主な応急措置の状況

ウ　応援要請又は職員派遣の状況

エ　災害救助法適用の状況

オ　避難指示の状況

(ア) 開始（廃止）　　日　時　分

(イ) 地区数

(ウ) 世帯数

(エ) 人員

(オ) 避難場所

カ　消防機関の活動状況

(ア) 出動（撤収）日時

(イ) 出動人員（消防職員人消防団員人計人）

(ウ) 主な活動内容（使用した機材を含む。）

キ　その他必要な事項

２ 被害状況（総括）

（　　年　　月　　日現在）

人	死者		人		その他	道路損壊	か所	
	行方不明		人			橋りょう損壊	か所	
	負傷	重傷	人			堤防決壊	か所	
		軽傷	人			がけくずれ	か所	
住家	全壊		棟			なだれ	か所	
			世帯			鉄道不通	か所	
			人			被害船舶	隻	
	半壊		棟			電話	回線	
			世帯			電気	戸	
			人			水道	戸	
	一部破損		棟			ガス	戸	
			世帯			ブロック塀	か所	
			人		火災発生	建物	件	
	床上浸水		棟			危険物	件	
			世帯			その他	件	
			人		津波の有無			
	床下浸水		棟		り災者	り災世帯数	世帯	
			世帯			り災者数	人	
			人		災害対策本部の設置状況		県	
非住家	公共建物		棟				市町村	
	その他		棟		災害救助法の有無			
耕地	田	流失・埋没	ha		消防団員の出動状況		職員	
		冠水	ha				団員	
	畑	流失・埋没	ha		自衛隊の出動状況		隊員	
		冠水	ha				機材	

（注）１ この報告は、町管理のものだけでなく日南町地域内の災害すべてを記入すること。

３　被害状況（部門別）

（　　年　　月　　日現在）

項目			単位	数量	金額	被害内訳	備考
建物関係（一般）	住家	全壊（焼、流）	棟		千円		
		半壊（焼、流）	棟				
		一部破損（焼、流）	棟				
		床上浸水	棟				
		床下浸水	棟				
		小計	棟				
	非住家	全壊（焼、流）	棟				
		半壊（焼、流）	棟				
		小計	棟				
	合計		棟				
農林関係	農業関係	農地	ha				
		農業用施設	か所				
		農作物	ha				
		家畜等	頭				
		貯蔵品、加工品等	か所				
		共同利用施設等	か所				
		小計					
	林野関係	林地	ha				
		林野施設	か所				
		林産物	本(ｔ)				
		小計					
	水産関係	漁港	か所				
		漁船	隻				
		魚貝	こ				
		水産施設	か所				
		水産物	t				
		小計					
	合計						

項目		単位	数量	金額	被害内訳	備考
土木関係	河川	か所		千円		
	海岸	か所				
	砂防	か所				
	道路	か所				
	橋りょう	か所				
	港湾	か所				
	都市施設	か所				
	合計					
厚生関係	社会福祉施設	か所				
	児童福祉施設	か所				
	衛生施設	か所				
	水道施設	か所				
	合計					
商工関係	工業被害	か所				
	建設業被害	か所				
	鉱業被害	か所				
	商業被害	か所				
	その他の被害	か所				
	合計					
文教関係	小、中、高学校	か所				
	幼稚園、保育所	か所				
	その他の施設	か所				
	合計					
総合計						

注１　この報告は国、県工事にかかる被害は含まない。

２　建物関係については、公営住宅分を（ ）で内書とする。

３　建物関係以外のものについては、町単独工事分を（ ）で内書とする。

（様式第２号）

１　一般被害状況調（速　報／中間報／確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

人的被害	死者			人
	行方不明			人
	負傷者	重傷者		人
		軽傷者		人
		計		人
住家の被害	棟数	全壊（焼、流）		棟
		半壊（焼、流）		棟
		一部破損		棟
		床上浸水		棟
		床下浸水		棟
	世帯及び人員	全壊（焼、流）	世帯	世帯
			人員	人
		半壊（焼、流）	世帯	世帯
			人員	人
		一部破損	世帯	世帯
			人員	人
		床上浸水	世帯	世帯
			人員	人
		床下浸水	世帯	世帯
			人員	人
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等			棟
	官公庁舎、病院等			人

2　町有財産被害状況調　（速　報 / 中間報 / 確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分 / 施設名		建物						土地					その他				合計
		全壊（焼・流）	半壊（焼・流）	一部損壊（焼・	浸水 床上	浸水 床下	計	流失	埋没	崩壊	その他	計				計	
	被害量	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	棟 ㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡					
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					千円
	被害面積																
合計	被害面積																
	被害金額																

3　小中学校等被害状況調　（速　報 / 中間報 / 確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分 / 学校名		校舎						土地					その他				合計	人的被害				
		全壊（焼・流）	半壊（焼・流）	一部損壊（焼・流）	浸水 上床	浸水 下床	計	流失	埋没	崩壊	その他	計				計		区分 名称	死者	行方不明	負傷者	計
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡						職員	人	人	人	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡															
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					千円	児童				
	被害量																	職員				
	被害金額																	児童				
合計	被害面積																	職員				
	被害金額																	児童				

４ 社会福祉施設被害状況調（様式は３と同様）

５　商工関係被害状況調　（速　報 / 中間報 / 確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分 / 施設名		建物 全壊(焼・流) 件数	建物 全壊(焼・流) 金額	建物 半壊(焼・流) 件数	建物 半壊(焼・流) 金額	建物 一部損壊(焼・流) 件数	建物 一部損壊(焼・流) 金額	設備機械 件数	設備機械 金額	製品原材料 件数	製品原材料 金額	商品 件数	商品 金額	その他 件数	その他 金額	備考
工業	食料品製造業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
工業	木材、木製品製造業															
工業	繊維製品製造業															
工業	鉄工、機械製造業															
工業	その他の製造業															
工業	計															
建設業																
鉱業																
商業	卸、小売業															
商業	運輸通信業															
商業	電気ガス業															
商業	サービス業															
商業	その他の商業															
商業	計															
合計																

応急措置の概要

6　農地等被害状況調　（速　報 / 中間報 / 確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分				被害状況			被害のうち補助対象となるもの		
				件数	面積等	金額	件数	面積	金額
農地	田	流失	ha	件		千円	件		千円
		埋没	ha						
	畑	流失	ha						
		埋没	ha						
	その他	流失	Ha						
		埋没	ha						
	計								
農業用施設	頭首工		か所						
	水路		m						
	道路		m						
	橋梁		m						
	ため池		か所						
	堤防		m						
	揚水機		か所						
	農地保全施設		〃						
	計								
共同利用施設等			か所						
林野関係	林地	崩壊地	ha						
		地すべり地	ha						
	施設	治山	か所						
		林道	m						
		林産施設	か所						
計									

7　農作物被害状況調　（速　報 / 中間報 / 確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分			被害状況						
			数量	面積	被害程度別面積			減収量	被害額
					50%未満	50%以上	全損100%		
農作物	水陸稲	流失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流失							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	麦類	流失							
		土砂流入							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	野菜	流失							
		土砂流入							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	工芸作物								
	飼料作物								
	果樹	梨							
		柿							
		その他							
		計							
畜産物	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	その他								
	計								
貯蔵品、加工品									
林産物									
水産物	養殖物								
	その他								
	計								
合計									

応急措置の概要

８　土木関係被害状況　（速　報／中間報／確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区　　分	被　害　状　況			被害のうち補助対象となるもの		
	件　数	数　量	金　額	件　数	数　量	金　額
河　　川						
海　　岸						
砂　　防						
道　　路						
橋　　梁						
小　　計						
公営住宅						
都市施設						
合　　計						

応急措置の概要

９　企業関係被害状況　（速　報／中間報／確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区　　分				数　　量	被害金額
水道事業	建物	全壊（焼、流）		棟	千円
		半壊（焼、流）			
		一部損壊			
		浸水	床上		
			床下		
	水道				
	貯水池				
	機械装置				
	その他				
	計				
病院事業	建物	全壊（焼、流）			
		半壊（焼、流）			
		一部損壊			
		浸水	床上		
			床下		
	機械装置				
	その他				
	計				

（３）災害情報の報告等

１．町から県への報告

ア　町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第５３条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。

（留意点）

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察関係機関の協力に基づき、状況を把握するよう努めることとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

イ　市町村の一般被害等の報告については、管轄する支部（支部未設置の場合は総合事務所（県民福祉局））に行うものとする。

（ア）即報

町は、「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はファクシミリ等により県本部事務局（未設置の場合は危機管理部）及び管轄する支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民福祉局））に報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね３時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ　上記に限らず、町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。

（４）火災・災害等即報要領に基づく報告

ア　町、西部広域行政管理組合消防局から県（国）への報告

（ア）町及び西部広域行政管理組合消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後３０分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理部）又は支部（又は県総合事務所県民福祉局））

に報告するものとする。
この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

（イ）地震等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、西部広域行政管理組合消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

（ウ）また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

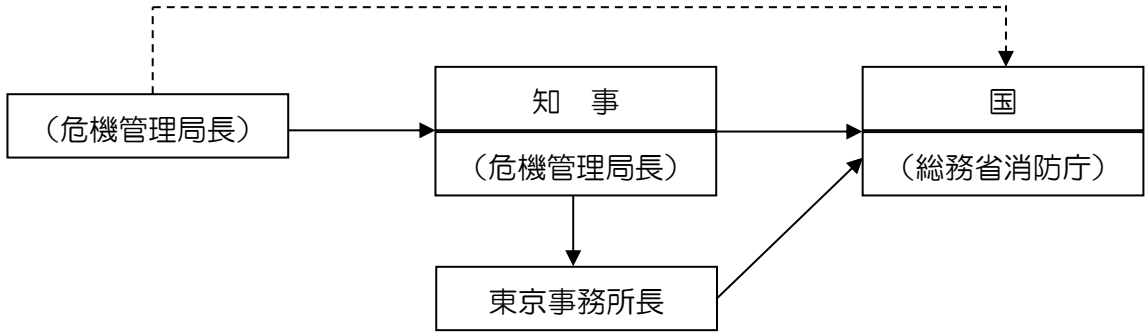
種類 （報告者）	即報基準	直接即報基準 （消防庁へ直接報告する事故等）※
災害 （町）	【一般基準】 （１）災害救助法の適用基準に合致するもの （２）県本部又は町災害対策本部を設置したもの （３）災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの （４）気象業務法第１３条の２に規定する特別警報が発表されたもの （５）自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 （１）地震（県内で震度５弱以上を記録したもの） （２）津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、又は人的被害・住家被害を生じたもの） （３）風水害（崖崩れ、地滑り、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） （４）雪害（雪崩等により人的被害・住宅被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの）	（１）地震（県内で震度５強以上（被害の有無を問わない）） （２）津波、風水害、火山災害（死者又は行方不明者が生じたもの）

	（５）火山災害（噴火警報（火口周辺）が発表されたもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	
火災・事故（西部広域行政管理組合消防局）	【一般基準】 （１）死者が３人以上生じたもの （２）死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの （３）自衛隊に災害派遣要請したもの 【個別基準】 （１）火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） （２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の事故等） （３）危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及びその運搬等に係る事故） （４）原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第１０条の特定事故等） （５）消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故 （６）その他特定の事故（可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	（１）建物火災（ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災） （２）交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内の車両火災等） （３）石油コンビナート等特別警戒区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の事故又は爆発事故等） （４）危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの、又は危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発、漏洩事故等） （５）原子力災害等 （６）爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故	（１）死者５人以上の救急事故 （２）死者及び負傷者の合計が１５人以	１５人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

（西部広域行政管理組合消防局）	上の救急事故 （３）要救助者が５人以上の救急事故 （４）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 （５）消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 （６）消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 （７）自衛隊に災害派遣を要請したもの （８）その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	（１）列車・航空機、船舶の衝突、転覆等 （２）バスの転落等 （３）ハイジャック （４）不特定多数の者が集まる場所における事故 （５）その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 （西部広域行政管理組合消防局）	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

※直接即報については、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が報告

イ　報告（通報）系統



（参考）　国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	ＮＴＴ回線		防災無線		
平日 9:30～18:15 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
				18-7-9049013	消防防災無線
				18-6-8090-5017	中央防災無線
	ﾌｧｸｼﾐﾘ	03-5253-7537	ﾌｧｸｼﾐﾘ	17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
				18-7-9049033	消防防災無線
				18-6-8090-5043	中央防災無線
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
				18-7-9049102	消防防災無線
				18-6-8090-5010	中央防災無線
	ﾌｧｸｼﾐﾘ	03-5253-7553	ﾌｧｸｼﾐﾘ	17-5-048-500-9049036	地域衛星電話
				18-7-9049036	消防防災無線
				18-6-8090-5041,5045	中央防災無線

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のﾌｧｸｼﾐﾘ

５　災害通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため特に緊急を要する場合に他に適当な方法がないときは、次による非常通信制度を利用するものとする。

（１）加入電話又は電報の優先利用（公衆通信整備）

ア　非常電話及び非常電報

（ア）通話通信内容

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる市外通話、電報については、他の市外通話及び電報に先立って接続及び伝送、配達を行う。

Ａ 気象機関相互間の連絡、警報等

Ｂ 水防機関相互の緊急を要する事項

Ｃ 消防機関又は災害救助機関相互の緊急を要する事項

Ｄ 輸送に直接関係のある機関相互間の緊急を要する事項

Ｅ 通信施設の確保に直接関係ある機関相互間の緊急を要する事項

Ｆ 電力供給の確保に直接関係ある機関相互の緊急を要する事項

Ｇ 警察機関相互間の緊急を要する事項

Ｈ 災害に関する異常現象発見者が災害関係機関に通報するもの

（イ）非常通話及び非常電報の取扱い

Ａ 非常通話

あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則とするが、やむ

を得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとする。

通話を請求するときは「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出るものとする。

Ｂ 非常電報

発信するときは「非常」とその旨朱書するものとする。

（２）その他の専用通信設備の利用

町長が行う警報の伝達及び警告並びに応急措置の実施に必要な通信で緊急通信を必要とする場合に公衆通信の通信系統を利用することが不可能なとき、又は著しい遅延等特別な理由により利用困難なときは、地域内にある次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線設備を利用するものとする。

利用することができる機関	連絡の窓口	所在地	連絡方法
警 察 通 信 設 備	生山駐在所	日南町生山	電話74-0110
鳥取県防災行政無線	日南町役場	日南町霞	電話82-1111

（３）非常無線通信の利用

ア　災害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信系統の利用が困難な場合には、次の無線局あるいは鳥取地区非常通信協議会加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

設置機関	連絡の窓口	所　在　地	摘　　要
町	総　務　課	日南町霞	町～県～各機関

（４）放送機関に対する放送要請

本部長（町長）は、災害対策基本法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は住民に対して防災行政無線を使用し、随時連絡通報するものとする。

その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ、テレビ・ラジオ放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

第４節　災害広報計画

１　目的

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民等に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ、的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とする。

２　実施責任者

情報連絡班は各対策班から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、報道機関、各関係機関及び一般住民、被災者並びに庁内各課その他特に必要とするものに対し、広報（防災行政無線、ファックス、ラジオ、テレビ、インターネット等）活動を行うものとする。

３　広報事項

関係機関に発表する事項は、次のとおりとする。

（１）災害対策本部の設置または廃止
（２）気象の状況に関すること。
（３）地震及び余震の状況
（４）災害の種別及び発生日時
（５）災害発生の場所又は区域
（６）被害状況
（７）災害応急対策の実施状況
（８）住民に対する避難指示の実施状況
（９）一般住民及び被災者に対する協力要請並びに注意事項の徹底
（10）安否情報
（11）その他必要な事項

４　広報の方法

（１）報道機関に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に諮った上、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、あるいは防災監又は本部長（町長）から特に指名された者が発表するものとする。発表の時期については適宜行うこととなるが、時期等については、あらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

（２）各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、災害情報を電話、又は文書により連絡する。

（３）一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて、防災無線放送、広報車、その他適当な方法により広報する。

（４）庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項について連絡するものとする。

５　災害発生前の広報

災害が発生するおそれのある場合、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、必要な関係機関及び一般住民に周知するものとする。

６　防災情報の収集と伝達手段の整備

災害時の情報収集、情報整理、情報伝達の重要性に鑑み通信体制の整備を行う。

（１）各種防災情報システムの整備

（２）情報活用体制の整備

（３）住民への情報伝達体制の整備

ア　防災行政無線同報系の戸別受信機を全戸に配布し、主要個所に屋外スピーカーを設置し適切な情報提供体制を構築し維持する。

イ　エリアメール、ケーブルテレビ等による複数の手段で情報伝達の徹底を図る。

（４）庁舎電話及び公用の携帯電話について、積極的に災害時優先登録行う。

（５）通信設備被災時の代替通信手段としてＩＰ電話、衛星電話、防災行政無線移動系の活用を図る。

（６）通信手段を維持するため停電対策、浸水対策を充実させ非常電源の確保に努める。

（７）庁舎等の被災に備え、情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保する。

（８）通信訓練を行い、通信機材の操作と動作確認を行う。

（９）非常通信ルートを策定し、必要に応じて見直しを行うとともに必要に応じて見直しを行う。

７　災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を確保するための「災害対策用移動通信機器」と被災地や避難所等住民への災害支援や生活情報等の提供を支援する「臨時災害放送局用機器」を配備し、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸出し、通信の確保を行う体制を整備している。

町は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器等の種類及び貸与条件は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・ＭＣＡ・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約 1,500 台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車１台（発電容量 100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても貸与可能である
	臨時災害放送局用機器（ＦＭ局）	機器貸与：無償 運用経費：要	１台	・他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても貸与可能である
ＫＤＤＩ中国総支社	携帯電話		約 100 台	・電話による要請で調達可能
	衛星携帯電話		約 10 台	
ＮＴＴドコモ	携帯電話		280 台（うち鳥取支店 30 台）	・電話による要請で調達可能 ・不足した際には本社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105 台（うち鳥取支店 10 台）	
ソフトバンク	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で 1500 台、台数は災害規模・他地域の状況により判断	
楽天モバイル	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で１５０台（内訳：携帯電話１００台、衛星携帯電話５０台）、台数は災害規模・他地域の状況により判断	

＊電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

８　個人情報の取扱い

（１）災害時における個人情報の取扱方針

災害時における個人情報の収集及び提供に関する基本的な方針は次のとおりとする。なお、この指針は平成２０年に県が作成した「災害時における個人情報の取扱いに関する運用方針」を踏まえつつ、近年の災害対応で得られた知見を反映したものである。

ア　大規模災害により多数の死傷者や行方不明者が発生した場合、家族からの安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが予想される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理するものとする。

イ　災害時における死傷者や行方不明者に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模に応じて個別具体的に可否を判断することとする。

ウ　公表に際しては、原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者が多数生じる中で、人の生命、身体又は財産の安全を守るため迅速な捜索活動を行う必要がある場合等緊急に対応する必要がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。

エ　個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、県と協力してその加害者等に居所が知られることがないよう努めるものとする。

オ　公表を行う場合であっても、被災者等の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。

また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うこととする。

（２）個人情報の収集及び提供に係る運用

災害時における個人情報の収集及び提供について、当面以下のとおり運用するものとする。

ア　収集

- 災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。
- 情報は本人からの収集を原則とするが、本人からの情報収集が困難な場合もあるため、県、消防機関、警察本部等と協力し、被災者に関する情報の収集にあたることとし、必要に応じて家族その他所属団体等からも収集することとする。

イ　提供

- 原則個人が特定される情報は提供しないこととし、提供する情報は、個人が特定されない範囲のみで情報提供する。
- 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得て提供するものとする。ただし、法令に基づく場合、事務の執行等に必要不可欠場合並びに個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合その公益上必要な場合は、本人の同意は町条例に基づき不要である。

なお、個人の生命等の安全を守るため緊急かつやむをえない場合の例示としては、本人が行方不明若しくは意識不明であって、報道機関への個人情報の提供が本人の速やかな発見若しくは本人家族の出現を容易とし、本人の身体生命の保護に資することが期待される場合が想定される。

・大規模災害においては個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

ウ　町は個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第５節　事前措置計画

１　目的

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

２　指示者

設備又は物件の占有者又は管理者に対し、事前措置の指示は町長が行う。なお、町長の要求に基づいて警察署長が指示することができる。

３　事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件は、次のとおりである。

（１）設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物、がけくずれのおそれのある土地、農業用ため池、その他不動産的なもの

（２）物件材木、石油、ガス等の危険物、その他設備以外の動産的なもの

４　事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行うものである。

（１）設備補修、補強、移転、除去、使用の停止等

（２）物件処理、整理、移動、撤去等

５　事前措置の指示基準

（１）時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発令中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに

被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行うものとする。

（２）実施方法

各対策部（各主管課）は、所掌事務にかかる事前措置の指示を行うものとし原則として、次の様式による通知書をもってあらかじめ指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは、口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認するものとする。

（様式第３号）

発　　号
年　　月　　日

殿

日南町長

事前措置の予告について

貴所有（占有）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意の上、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設備又は物件の名称	所在地	数　量	措置の方法	備　　考

第６節　避難計画

１　目的

この計画は、災害時における町長等が行う避難情報の提供基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

２　実施責任者

（１）災害による避難の指示等についてはそれぞれの法律に基づき次の者が行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、小中学校の児童生徒及び認定こども園園児の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長及び園長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

（２）町長が不在の場合は、次の表に掲げる者が、同表に示す順序により町長に代わってその職務を代行する。

第１次代行者	第２次代行者	第３次以降代行者
副　町　長	防　災　監	あらかじめ町長が指名した者

３　避難指示等の実施責任者及び根拠法令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
指示	町長	災対法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(知事に報告)
	知事	災対法第６０条	災害全般について	上記の場合において町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき(事務の代行)	避難のための立退き、立退き先の指示(公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知)
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	１　同上において町長が指示できないと認めるとき。 ２　同上において町長から要求があったとき（町長に通知）	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 緊急安全確保措置の指示

	知事（その命を受けた県職員、水防管理者（町長））	水防法第２９条	洪水について	洪水により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示(水防管理者(町長)のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知)
	知事(その命を受けた職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	同上(当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる(公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第４条の規定が準用されるとき	同上(公安委員会に報告)
立入制限退去命令	町長	災対法第６３条第１項	災害全般について	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災対法第６３条第２項	災害全般について	同上の場合において １ 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき。 ２ 町長が要求したとき	同上(町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第６３条第３項	災害全般ついて	町長その他災対法第６３条第１項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上(町長に通知)
	水防団長	水防法	洪水につ	水防上緊急の必要があるため	区域への立入禁

	水防団員 消防吏員	第２１条第１項	いて	警戒区域を設定したとき	止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第２１条第２項	洪水について	同上の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長の要求があったとき	同上
	消防吏員 消防団員	消防法第２８条第１項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき	同上
	警察官	消防法第２８条第２項	火災について	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
立入制限 退去命令 火気使用 禁止	消防長 消防署長	消防法第２３条の２第１項第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散、流出について	火災の発生のおそれがあり、又は発生した場合に人命及び財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき。	区域への立入禁止制限又は区域からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第２３条の２第１項第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散、流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

４ 避難指示の区分

区　分	発　令　の　時　期	伝　達　内　容
高齢者等避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況	(ア) 発令者 (イ) 想定される危険の種類及び区域 (ウ) 避難場所 (エ) 避難経路（具体的に） (オ) 避難指示等の伝達方法 (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等 (キ) 避難に際しての注意事項 ａ 戸締まり及び火の始末 ｂ 家屋の補強、家財道具の安全場所 ｃ 食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限度の物品の携行 ｄ 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 ・災害が発生し現場に残留者がある状況	

※ なお、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内退避型の安全確保行動も周知する。

区　分	発　令　の　時　期	住民に求める行動
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の２階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

避難の時期と危険の切迫程度をわかりやすく伝達するため避難行動を促す情報とともに警戒レベルの情報を提供する。

警戒レベル	行動を促す情報	住民がとるべき行動
警戒レベル５	緊急安全確保	命を守る最善の行動
警戒レベル４	避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル３	高齢者等避難	高齢者等避難に時間がかかる人は避難 他の住民は避難の準備
警戒レベル２	注意報	避難行動の確認
警戒レベル１	警報級の可能性	心構えを高める

警戒レベル、町内の危険個所の周知を図るため、警戒レベルについて説明を行うとともにハザードマップの配布を行う。

５　避難指示等の基準

基準は、町長が地域内の地域条件、各種災害の想定に基づく危険区域の状況等に応じて適宜措置するものとするが、一般的な例示としては次のような事態を考えることができる。

（１）気象台から大雨、氾濫、土砂災害の災害に関する警報等、警戒レベル相当情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。

（２）防災関係機関から大雨、氾濫、土砂災害等、警戒レベル相当情報の災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。

（３）大規模な土砂災害が急迫している状況において、国又は県が緊急調査し、被害の想定される区域・時期について土砂災害緊急情報として通知があったとき。

（４）河川が避難判断水位を突破するなど、洪水のおそれのあるとき。

（５）河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。

（６）地すべりあるいはなだれにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

（７）大規模な火災が拡大するおそれがあるとき。

（８）大規模な爆発が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（９）有毒ガス等の流出等突発的事故が発生したとき。

なお、水防法及び土砂災害防止法で指定された警戒・危険区域の避難体制は次のとおりとする。

警戒レベル	警戒レベル３	警戒レベル４
区　分	高齢者等避難	避　難　指　示
浸水想定区域	日野川が氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき	日野川が避難判断水位(特別警戒水位)を超えたとき
土砂災害警戒区域	１．レベル３土砂災害警報さらに降雨が継続する見込みである場合 ２．数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３．大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～早朝に大雨警報、土砂災害警報に	１．土砂災害危険警報が発表された場合 ２．大雨警報が発表され、かつ土砂災害危険度情報レベル３が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 ３．大雨警報が発表されている状況で、気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表された場合 ４．前兆現象(湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等)などが発見されたとき

	切り替える可能性が言及されている場合 ４．強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	

※その他の河川については、浸水等の現地状況や降雨状況・予測等により避難指示の発出を判断する。

※土砂災害警戒区域の避難については、浸水等の現地状況や降雨状況により、避難所への避難が困難と判断される場合は、屋内避難及び周辺で最も災害の危険性が小さいと考えられる場所への避難とする。

６　避難指示の伝達及び報告

（１）関係住民への伝達

伝達方法

町長は避難指示を迅速かつ確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨伝達するものとする。

(ア) ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会その他民間放送局に対して避難指示を行った旨を通報し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送等協力を依頼する。

なお、この場合事情の許す限り県（危機管理局危機対策・情報課）を経由して行うものとする。

(イ) 防災行政無線放送の利用

避難指示の関係世帯に対して周知徹底を図るため、防災行政無線により伝達する。

(ウ) 広報車、ヘリコプターの利用

町、黒坂警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。また、緊急に避難の必要のある場合、または交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、消防防災ヘリコプターあるいは県警察のヘリコプター等による広報を要請する。

(エ) 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

(オ) 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知させる。

（カ）エリアメール等

エリアメール、登録者向けメール配信サービスを活用する。

（２）避難の指示等についての留意すべき事項

町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難指示を発する場合の伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。

（３）県に対する報告

町長は避難指示を行ったときは、次の事項を直ちに県（危機管理局危機対策・情報課）に報告するものとする。

ア　指示を行った者
イ　指示を行った日時
ウ　避難の理由
エ　避難の対象地区名、世帯数、人員
オ　避難先

（４）関係機関への連絡

町長は避難指示を行ったとき、又は警察官等からの指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

ア　鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長
イ　黒坂警察署、町内駐在所
ウ　避難予定の施設の管理者等
エ　隣接市町村
オ　江府消防署生山出張所、町消防団

７　避難指示の解除

町長は避難指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難指示に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、指示等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

８　自主難難所及び避難経路

（１）自主避難所及び避難経路

災害危険予想箇所、立地条件等を勘案の上、避難所を設置する。各地区別避難所は、資料編のとおりである。なお、避難経路については、災害時の道路状況、安全度確認の上、安全な経路を選び誘導するものとする。

（２）避難の誘導

避難の誘導は町職員、警察官及び消防団員その他部落の長等が行うことになるが、地域ごとに関係者と協議のうえ、別途誘導責任者、誘導員等を定めておくものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立ち退きを要し、本町において処置できないときは、町長は知事に避難者移送の要請をする。

（３）自主避難所及び経路の表示

自主避難所及び経路を当該住民に徹底させるため、防災地図などの作成配付を行うなど機会あ

るごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。

（４）避難の順位及び移送の方法

ア　避難の順位

(ア)避難させる場合は高齢者、乳幼児、子ども、傷病者、障がい者及び女性を優先する。

(イ)災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。

イ　移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者その他施設の高齢者、子どもの避難については車両、ロープ等の資器材を利用する。

ウ　高齢者、傷病者等要配慮者への対応措置

独居老人については自治会長、民生児童委員等が訪問し、自家用車又は人力等で避難地へ誘導するものとする。

エ　知事及び隣接市町村への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町長において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町長は隣接市町村、黒坂警察署と連絡して実施するものとする。

９　指定避難所等の設置

（１）実施責任者

指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は町長が行う。なお、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行い、知事が町長に権限を委任した場合は町長が行う。

（２）指定避難所等の開設

指定避難所等の開設に当たっては指定緊急避難場所を早期に開設するものとする。

（３）避難所の仮設

避難所に適する施設のない地域又は避難所が使用不能となった場合あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町長は早急に仮設避難所、一時的な施設の借り上げ又は天幕を設営するなど応急の措置をとる。

（４）避難所の実態把握

ア　連絡員の駐在

指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を開設し、避難住民を収容したときは資材班長は、直ちに避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議の上、連絡員

に団員を委嘱することができる。

イ　避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護にあたるとともに、たえず本部と情報連絡を行うものとする。

ウ　自治組織の確立

指定避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難人員が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、避難住民からなる自治組織を作り、協力を得るように努めるものとする。

（５）報告及び記録

ア　県知事に対する報告

避難所を開設したときは、町長は次の事項について速やかに知事（福祉保健部福祉保健課）に報告するとともに後日、文書をもって確定報告を行う。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告するものとする。

(ア) 避難場所開設の日時

(イ) 場所及び施設名

(ウ) 収容状況及び収容人員

(エ) 開設期間の見込み

（６）避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める様式による正確な記録をするものとする。

（７）避難及び避難所開設の基準

避難所の開設については、次の基準によるものとする。

ア　収容するり災者

(ア)災害によって現に被害を受けた者

ａ 住家が被害を受け居住の場所を失った者

ｂ 現実に被害を受けた者（例えば自己の住家被害とは無関係な地区内の宿泊者、通行人等）

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

イ　避難所開設の期間

災害の発生の日から７日以内とする。ただし、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合は、開設期間中に知事にあて期間の延長を申請する。

（８）費用の限度

避難所設置のために支出する費用の限度は、災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）に規定された範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮

を必要とする者を収容する福祉避難所にあっては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に揚げる額に加算した額の範囲内とする。

ア　基本額

避難所設置費　1人1日あたり３６０円以内

イ　加算額

冬期（１０月１日から翌年３月３１日）の燃料費について知事が別に定める額

（９）避難所ライフラインの確保

災害発生時における避難所のライフライン確保のため、給水井戸、緊急用電源（発電機）、無線、ファックス等の情報伝達機器の整備に努めること。

（１０）避難所の運営

町は、あらかじめ町が定めた避難所運営マニュアル等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、町は避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア　避難所の開設に当たっては、２泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は避難者1人当たり建物面積として６㎡（うち有効建物面積３㎡程度）の確保を目安とする。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

イ　町は地域住民や自主防災組織等の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）なお、地域住民や自主防災組織等は、避難所の良好な生活環境を実現するため、発災当初から主体的に避難所運営に参画するよう努めるものとする。

ウ　避難所には、避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。その際、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。

エ　男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めるものとする。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。

オ　男女別だけでなく、ＬＧＢＴ等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。

また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低１基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

カ　必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。

キ　避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

ク　避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

ケ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。

　また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

　併せて、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

コ　新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、町は、感染症対策を講じるよう努めるものとする。

サ　災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難所の早期解消に努める。

シ　町及びＮＴＴ西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信について配慮するよう努める。

　また、県及び町は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

ス　町は指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

セ　町は、避難所で停電が発生している状況において、早急に電源を確保する必要があるが町では対応が困難と判断する場合は、県に支援を要請するものとする。

（１１）避難所外の避難者の救助

ア　町は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者、車中泊避難者、自主避難所の避難者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等による巡回健康相談の実施等、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めると共に、早期の生活復旧に向け被災者支援情報の提供及び支援を行う。

イ　町は、地域を巡回する保健師福祉関係者等との連携により、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、生

活物資等の支援を行うとともに、被災者支援情報を提供し、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（本部事務局又は危機管理部）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りにきている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

ウ　車内生活等を送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群発症の恐れがあるため、早期解消に向け必要な支援の実施等に配慮するよう努めるとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

エ　避難所外の被災者の救助に当たっては、必要に応じて県・警察等の協力を要請するものとする。

10　災害時要配慮者については「避難支援プラン」に基づき、安否確認及び避難支援を迅速・的確に実施する。

水防法第十五条第１項に定める要配慮者利用施設を次のとおり指定する。

施設名	所在地	電話番号	ファックス
認定こども園にちなん十色	日南町霞７４０－１	８２－０６２６	８２－０５２０
日南小学校	日南町生山４５０－２	７７－１２００	７７－１２０１
日南中学校	日南町霞７４０	８２－１２２５	８２－１２２６
特別養護老人ホームあかねの郷	日南町下石見２３１５	８３－０８４２	８３－０８４６
グループホームあさひの郷	日南町生山３９７－１	７７－３００２	７７－３００３
日南町子育て支援センター	日南町生山３９７－１	８２－０１１５	
にちなんつなでホーム	日南町生山３４６番地の１	080-1634-4416	
つくほ高齢者有料老人ホーム	日南町生山３４６番地の１	080-1634-4416	

水防法第十五条第１項に定める要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達は日南町災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは日南町災害対策本部から電話、ファックス、防災無線等により行う。

土砂災害防止法第８条１項４号に定める要配慮者利用施設を次の通り指定する。

施設名	所在地	電話番号	ファックス
認定こども園にちなん十色	日南町霞７４０－１	８２－０６２６	８２－０５２０
認定こども園にちなん十色石見分園	日南町上石見５３７	８３－１１５８	
日南小学校	日南町生山４５０－２	７７－１２００	７７－１２０１
日南中学校	日南町霞７４０	８２－１２２５	
日南病院	日南町生山５１１－７	８２－１２３５	８２－１３４１
日南町健康福祉センター	日南町生山５１１－５	８２－０３７４	８２－１０２７
特別養護老人ホームあかねの郷	日南町下石見２３１５	８３－０８４２	８３－０８４６
にちなんつなでホーム	日南町生山３４６－１	080-1634-4416	
つくほ高齢者有料老人ホーム	日南町生山３４６－１	080-1634-4416	
にちなんつなで作業所	日南町神戸上2490－2	８２－１３５５	

土砂災害防止法第８条第１項４号に定める要配慮者利用施設への土砂災害発生予報等の伝達は日南町災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは日南町災害対策本部から電話、ファックス、防災無線等により行う。

１１　事業所等における避難対策

事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防機関、警察等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知せしめるとともに、出入者の避難のための行動が円滑、迅速に行われるよう措置しておくものとする。

また、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年１回は、避難訓練を実施するものとする。

（１）避難実施責任者
（２）避難の順位
（３）避難の指示等の伝達方法
（４）避難誘導責任者及び補助者
（５）避難誘導の要領及び措置
（６）避難に際しての携行品

12　学校等における避難計画

認定こども園及び学校における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

（１）実施責任者

認定こども園においては認定こども園長、小、中学校においては教育長が管内幼児、児童、生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画

を作成させるものとする。

（２）実施要領

ア　教育長及び認定こども園長の避難の指示は、町長等の指示によるほか、安全性を考え早期に実施するものとする。

イ　避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校（認定こども園）から順次指示するものとする。

ウ　児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病・障がい者等を優先して行うものとする。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において、児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

（３）留意すべき事項

ア　教育長及び認定こども園長の各学校（認定こども園）への通報、連絡は、迅速確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。

イ　学校長（認定こども園長）は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

(ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の選定

(ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

(エ) 災害種別に応じた児童生徒等の携行品

ウ　校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

エ　児童生徒等が家庭にある場合における連絡網を整備し、児童・生徒の安否確認を行い県教育委員会に報告するものとする。

オ　学校長（認定こども園長）は、災害種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

カ　災害発生時の鍵の管理等、各学校と町教育委員会が協議し対応を決定しておく。

１３　帰宅困難者への対策

地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図る。

ア　帰宅を容易にするため交通路の確保を図る。

イ　帰宅困難者に対して復旧見通し等随時情報の提供を行う。

ウ　帰宅支援を行うため関係機関の協力体制を整備する。

エ　妊産婦、幼児、障がい者等については優先して避難所等に誘導を行う。

オ　鉄道利用者、道路利用者の立ち往生に対する支援を行う。

１４　避難に要する所要物資の備蓄

避難者が生活するための食糧、生活用品等で最低限必要となる物資をあらかじめ備蓄してお

くものとする。
備蓄物資には乳幼児、アレルギー等に対応した食料、身障者が使用できるトイレ等を含めるものとする。
　災害規模が大きいとき、長期化したときに本町の備蓄のみでは対応できないときは県に対して支援を要請するものとする。
１５　避難所以外へ避難したものに対する支援
　指定避難所以外の自主避難所、在宅、車中等による避難者等について把握し必要な支援を行う。
１６　県に対する災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請
　大規模災害等の発生により災害救助法が適用され、又は適用される可能性がある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してＤＷＡＴの派遣を要請する。
１７　災害時に円滑かつ迅速な避難を行うため避難訓練を行う。
１８　広域一時滞在のできる拠点型避難所の決定
ア　避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
イ　町は指定避難所が広域一時滞在の用に供する拠点型避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努めるものとする。
ウ　町は大規模災害時等に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第７節　救出計画

１　目的
　この計画は、災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対し必要な救助、捜索、保護を図ることを目的とする。

２　実施責任者
　災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

３　県への報告
　災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨

を県に報告する。

４　救出の方法

救出活動は、鳥取県西部広域行政管理組合を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両その他の資器材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。また、自らの居住地域での可能な限り、消防機関を主体にした救出班、警察、自衛隊等の救出活動に協力し、地域における人的被害の軽減に努める。

なお、救出に必要な機材等の状況は、本章第３１節「機械資器材の整備計画」のとおりである。

５　関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町村に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣（本章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」）について知事に要請するものとする。

（１）協力日時
（２）集合場所
（３）協力人員
（４）捜索範囲
（５）捜索予定期間
（６）携行品
（７）その他必要となる事項

６　警察との連絡

り災者の救出にあたっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに町、江府消防署生山出張所、日南町消防団、黒坂警察署は常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。

７　救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）で定めるの様式により正確に記録するものとする。

８　災害救助法による救出の実施

（１）救出を受ける者

ア　災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

(ア) 火災の際に火中に取り残されたような状態にある者
(イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような状態にある者
(ウ) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような状態にある者
(エ) 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような状態にある者

イ　災害のため生死不明の状態にある者
(ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
(イ) 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者

（２）救出の実施期間
災害発生の日から３日以内とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内で救出する事が困難な場合には、その期間内に知事あて期間の延長を申請するものとする。ただし、期間の延長は生存が明らかな場合のみに限り、期間内に生存が明らかにならない場合は、以後死体の捜索として引き続き捜索を行う。

（３）救出のための費用
ア　費用の範囲
(ア) 借上費
船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費
(イ) 修繕費
救出のため使用（借り上げ使用を含む。）した機械器具の修繕費
(ウ) 燃料費
燃料器具を使用する場合のガソリン若しくは石油、捜索若しくは救出作業を行う場合の照明用の燃料又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料等の代金
イ　国庫負担の対象となる限度
上記アの経費の実費

（３）町は災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助に着手し、その旨を知事に報告する。

第８節　消防防災ヘリコプター等応援要請計画

１　目的
この計画は、災害が発生した場合の消防防災ヘリコプター等を有効に活用して、救急活動等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

２　運航体制
消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。
なお、消防防災ヘリコプターの主な活動内容は、次表のとおりである。

活動種別	内　　容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食料、医薬品等の救援物資輸送	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
そ　の　他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

３　緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

（１）被災状況等の調査及び情報収集活動

（２）生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送

（３）災害に関する情報等の伝達広報活動

（４）その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（県危機管理局消防防災航空室）が認める場合

４　応援要請

町域に災害が発生した場合、町長又は西部広域行政管理組合消防局長（以下この節において「町長等」という。）は、県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

（１）応援要請の原則

町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

ア 災害が、町と隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 災害が町及び消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）応援要請先

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
鳥取県危機管理局消防防災航空室（消防防災航空センター）	鳥取市湖山町北４丁目344-2	0857-38-8119	0857-38-8127

（3）受入体制

応援要請を行った場合、町長等は県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、町長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、町長等は、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な地上支援等

エ　主要な施設に対空表示の整備に努める。

５　海上保安庁への救援要請

海上保安庁に救援協力要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への協力の要請を求める。

ア 受け入れ体制

（1）知事からの依頼を受け受け入れ体制の整備を行う

（2）必要に応じて県、海上保安庁と相互間の連絡を行う。

第９節　食糧供給計画

１　目的

この計画は、災害地における被災者及び災害応急対策従事者等のため食糧の確保を期することを目的とする。

２　実施責任者

食糧供給の実施は本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、町長は県又は他市町村に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し等については知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。

３　応急供給の措置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、本部長（町長）が炊き出し等による食糧供給の実施が必要と認める場合は、直ちに資料編に定める「応急用米穀割当申請書」を、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに「応急用米穀割当申請書」を提出する。

また、町は自ら備蓄する食料を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給配分するとともに町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。

（１）供給の取扱い

ア　供給の対象

供給は、次に掲げる場合に行う。

(ア) 被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合

(イ) 災害地における救出作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき。

(ウ) 特殊な災害（ガス施設の爆発等）の発生に伴い、被災者に対して給食を行う必要があるとき。

イ　供給品目

(ア) 米穀類

(イ) 乾パンその他

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実情に応じては乾パンとする。（乳幼児については、粉ミルク）

ウ　供給の基準

主食の１人当たりの供給量は次のとおりである。（乾パン及び小麦粉製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

(ア) 炊き出し用として給食する場合

１人１食当たり200精米ｇ

(イ) 通常の供給機関を通じないで供給する場合

１人１日当たり400精米ｇ

(ウ) 救助作業用として給食する場合

１人１食当たり300精米ｇ

（２）供給の方法

ア　避難所に収容された者に対する供給

避難所ごとに駐在している連絡員は、主食、副食等の必要量を的確に把握し、本部に要請し供給を受けるものとする。

イ　り災者に対する供給・給食

町が直接供給・給食の措置を行う。

ウ　救助作業従事者に対する供給・給食

アに準じ、それぞれの責任者を通じて行う。

４　調達方法及び経路

（１）米穀

ア　本部長（町長）は、知事の指示に基づき、知事の指定する米穀取扱者から購入する。

イ　災害救助法が適用された場合は、アによるほか、本部長（町長）は、知事が調達した米穀の引渡しを受け供給する。ただし、この場合においては、原則として通常供給は行わないものとし、米穀販売業者及び消費者に対し、その旨を周知する。

ウ　災害の規模が大きく、災害救助法が適用された場合で、交通及び通信の途絶等によって本

部長（町長）が知事の指示を受けられない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課の連絡先	電話番号　03-6744-1353 ファクシミリ　03-6744-1391

（ア）町長は、日野総合事務所日野振興局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

（イ）町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課の連絡先	電話番号　03-6744-1353 ファクシミリ　03-6744-1391

（２）乾パン等

本部長（町長）は、被災者に対して給食を行うため乾パン等を必要とする場合は、米穀の申請方法に準じて知事に申請するものとする。

（３）米穀等の在庫場所及び調達可能数量

資料編のとおりである。

５　炊き出しの方法

（１）炊き出し対象者

ア　避難所に収容されている者

イ　住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、山くずれ等のため炊事ができない者

ウ　旅行者、一般家庭の来訪者等で、食糧品の持ち合わせがなく調達できない者

エ　被害を受け一次縁故先等に避難した者で、食糧品を喪失し持ち合わせのない者については、食糧品の給与を行う。

（２）炊き出し責任者

炊き出し等を実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置するものとする。責任者には、避難所対策部員その他適当な者を本部長（町長）が指名する。

なお、避難所内での炊き出しで少人数の場合には、避難所の連絡責任者をもってあてることもできる。また、その実施にあたっては婦人会等の協力を得て行うものとする。

（３）応急食糧

炊き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により食品等が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の簡易なものをもってあてる。

（４）炊き出し施設

町内における炊き出し施設及び可能数量は、資料編のとおりである。

（５）衛生管理

炊き出しにあたっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

ア　炊き出し施設に飲料適水を供給する。

イ　必要な器具、容器をできる限り確保する。

ウ　炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。

エ　ハエその他害虫の駆除に充分留意する。

オ　原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも充分留意する。

（６）業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出し基準等を明示し、業者から購入し供給する。

（７）炊き出しの実施期間及び費用の限度

ア　炊き出しは災害発生の日から７日以内とする。なお、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合には、その期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

イ　一時縁故先等に避難する被災者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者に対して炊き出しの期間内において３日分の食糧品を支給することができる。（大人、小人の差別なし。）

ウ　費用の限度

災害救助法施行細則に規定された額以内（資料編）

（８）炊き出し等の実施に伴う記録

炊き出し責任者は、炊き出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

（９）炊き出し等のための応援要請

災害のため町内では、人的物的に炊き出し等による食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県又は隣接市町村に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

ア　炊き出しの実施

(ア) 所要人数

(イ) 炊き出し予定期間

(ウ) 炊き出し用備品

(エ) 集合又は送付先

イ　物資の確保

(ア) 必要物資の種別、数量

(イ) 必要期間

(ウ) 引取りあるいは送付先

ウ　その他必要な事項

第10節　衣料生活必需物資供給計画

１　目的

この計画は、被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速的確に行うことを目的とする。

２　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。

３　実施の方法

（１）対象者

ア　住居が全壊、流失、半壊、全焼、半焼及び床上浸水した者

イ　被服、寝具その他生活に必要最低限の家財を喪失した者

ウ　物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必要最小限度の家財を直ちに入手することができない者

４ 給与及び貸与の方法

（１）物資の購入及び配分計画

災害救助法を適用するものについては同法により、同法によらないものについては、同法に準じて行うものとする。

資材班は世帯構成員別被害状況等を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与又は貸与するものとする。

（２）物資の調達

権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合には本部長（町長）が物資調達を行うが、町内で調達困難な場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に依頼し、調達する。

ア　品目別数量

イ　必要日時

ウ　引取り又は送付場所

エ　その他必要な事項

（３）物資の輸送

救助物資の輸送は、原則として知事が行う。ただし、知事が救助物資の確保場所まで引取りを指示したときは、本部長（町長）は、指示された場所で引継ぎ輸送するものとする。

（４）救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定めるものとする。

（５）物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与については、自治会長等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

（６）品目

救援物資の給与又は貸与は、実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ　外衣（洋服、作業着、子供服等）

ウ　肌着（シャツ、パンツ等の下着）

エ　身回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）

オ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

カ　食器（茶碗、皿、箸、ほ乳ビン等）

キ　日用品（石けん、ちり紙、生理用品、歯ブラシ、歯みがき、上敷き、ござ等）

ク　光熱材料（懐中電灯、マッチ、ローソク、固形燃料等）

ケ　簡易トイレ

コ　ラジオ

（７）基準額

救援物資は、資料編第３章第９節第１表に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付する。

（８）給貸与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する救援物資の給貸与を完了すること原則とする。なお、災害救助法が適用されこの期間内に給貸与を完了することができない場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

（９）特別基準の承認申請（対厚生労働大臣）

ア　季別変更（資料編参照）

イ　費用限度額の変更（資料編表参照）

５　義援金品の保管及び配分

被災者用に送付された義援金品等は、情報連絡班で受付け記録したのち保管し、り災者の実態に応じ配分するものとする。

６　確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

第11節　給水計画

１　目的

この計画は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を図ることを目的とする。

２　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。

３　給水の方法

給水は県、保健所等の指示に基づき消防機関、自治会長等の協力を求めて建設課が実施する。

４　飲料水の供給

（１）飲料水が汚染したと認められるときは、関係機関等の水質検査を受け、必要な浄水処理を行って供給する。

（２）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、浄水処理した浄水を給水車、かん又はポリエチレン袋等の容器により運搬し給水するものとする。

（３）飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

（４）給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

（５）災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

５　給水量等の基準

災害救助法による飲料水の供給と、伝染病予防法（明治30年法律第36号）による家用水の供給関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところについて実施するものとする。

（１）災害救助法による場合

ア　対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

イ　供給量１人１日３リットル以上とする。

ウ　実施期間

災害発生の日から７日以内とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内で打ち切ることが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

エ　費用

飲料水の供給を実施するために支出する費用の範囲は、浄水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品費及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

（２）伝染病予防法による場合

１人１日20リットル（ただし、異常大災害の場合は３～５リットル）とする。

６　給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県又は隣接市町村等に対して応援要請を行うものとする。

（１）給水対象地区、人口

（２）１日の必要量

（３）水源の要請

ア　水源からの給水、運搬について

イ　取水日時及び機関

（４）給水機材の要請

ア　品目別必要数量

イ　必要とする日時及び時間

ウ　機材の運搬について

エ　集積場所

（５）給水全般に対する要請

ア　給水日時

イ　給水場所

ウ　地区の給水受入体制について

エ　その他

（６）その他必要な事項

７　給水用資機材の調達及び技術者の確保

（１）交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

（２）給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

（３）給水のために必要な容器等の保有状況は、資料編のとおりである。

８　給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく資料編の様式により正確に記録する。

９　給水施設の現況

本町における給水施設の現況は、資料編のとおりである。

10　応急給水機器の保有状況

本町における応急給水機器の保有状況は、資料編第３章第10節第４表のとおりである。

第12節　トイレ対策

1　目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

（1）仮設トイレの設置、維持

（2）携帯トイレの配布

（3）既存トイレの復旧、維持

2　実施責任者

1　被災地のし尿の収集及び処理は本部長（町長）が行う。

2　仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は県が保有するものは県が行い、それ以外は町が行う。

3　携帯トイレの調達及び配布は町が実施するものとする。

4　町が実施する業務について、処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。

3　被災地のし尿収集及び処理

（1）し尿の処理は原則としてし尿処理場で行うものとする。

（2）し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

（3）町は（2）の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

（4）町は水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

4　仮設トイレ、マンホールトイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上下水道の環境に対する影響を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

5　携帯トイレの配布

（1）被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

（2）被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

（3）携帯トイレに必要となる消耗品の配布を行う。

（4）収集した糞便袋等については、町の分別区分に従い、町が処理する。

（5）区域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）を推進する。

6　災害用トイレの応急調達ルートの確保

町は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートの確保、マンホールトイレなどの災害用トイレの整備を図るものとする。

第13節　入浴施設計画

１　目的

この計画は、災害のため入浴施設が損壊等により不足した場合に県、市町村その他関係機関の協力の下に入浴施設、設備の確保を図ることを目的とする。

２　実施機関

仮設入浴設備の供給及び給水の実施について本部長（町長）がおこなう。なお、災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。

３　実施の方法

仮設入浴設備の供給及び給水は次の方法によっておこなう。

（１）浴場用水は被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所から給水車等により運搬供給する。

（２）仮設入浴設備は必要とする被災地に運搬供給する。

（３）公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等について県及びその他関係機関と連携して住民への広報を実施するものとする。

４　浴場用水の給水対策における順序

第１１節給水計画４飲料水の供給を最優先する。

５　浴場用水給水等応援要請実施責任者

応援の要請は、本部長（町長）が知事に対しておこなう。ただし本部長（町長）不在等の場合には次の順位で要請をおこなう。

第１位　副町長　　第２位　防災監　　第３位　本部における最高責任者

第１４節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

１　目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、応急住宅の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

２　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は要員、建築機材について応援を要請する。

３　応急仮設住宅

（１）対象者

ア　住家が全壊、全焼又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力をもってしても、住宅を確保することができない者

（２）入居者の決定

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。

本部長（町長）は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定め、知事に入居選定のための調査書を提出する。

（３）建設用地の選定

ア　用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

イ　被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。

ウ　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（４）応急仮設住宅の規模及び費用の限度

１戸当たり29.7㎡（９坪）を基準とし、費用については１戸当たり災害救助法施行細則に規定された額以内とする。（資料編のとおり）

（５）建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。ただし、20日以内に着工できないときは、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

（６）管理及び供与期間

管理は本部長（町長）が行い、災害救助法適用の際も知事の委託を受け、本部長（町長）が行う。被災者に供与できる期間は、その工事が完了した日から２年以内を原則とする。供与にあたっては、本部長は入居者から入居期間等を記入した入居誓約書を提出させたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

（７）応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法施行細則に定める資料編第３章第11節第２表の様式によりその記録を正確に行う。

４　住宅の応急修理

（１）対象者

ア　住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では応急修理のできない者

（２）実施方法

ア　災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。

本部長（町長）は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出する。

イ　修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないものを対象とする。

（３）費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、一世帯当たり災害救助法施行細則に規定された額以内を原則とする。（資料編）

なお、同一住宅に２つ以上の世帯が居住している場合は１世帯とみなす。

（４）応急修理の期間

災害発生の日から１箇月以内に完成するものとする。なお、災害救助法が運用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事に延長を申請する。

（５）住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式により正確に記録する。

５　災害公営住宅の建設

（１）町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

（２）なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の３割以内について、３分の２の国の補助を得ることができる（公営住宅法第８条）。

ア　地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき。

（ア）被災地全域で５００戸以上

（イ）一市町村の区域内で２００戸以上

（ウ）区域内の住宅戸数の１割以上

イ　火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）被災地全域で２００戸以上

（イ）一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上

６ 建設業者について

町内の建設業者の主なものは、資料編のとおりである。

第１５節　医療及び助産計画

１　目的

この計画は、災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び分娩の介助等を実施し、り災者の保護を図ることを目的とする。

２　実施責任者

（１）災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、県、他市町村又は日本赤十字社（以下「日赤」という。）鳥取県支部にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

（２）災害救助法が適用されたときは、日赤鳥取県支部長は、知事の委託を受けて医療及び助産の業務を行う。

３　対象者

（１）医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

（２）災害発生の日の以前又は以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

４　医療及び助産の範囲

（１）医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（２）助産の範囲

ア　分娩の介助

イ　分娩前後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

５　実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内（助産にあっては災害発生の日の以前又は以後７日以内に分娩した者に対して、分娩した日から７日以内を原則とする。）

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

６　医療及び助産の実施

災害時、医療機関は施設の被害、患者の受け入れ可能数を調査し広域災害・医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用して情報収集と情報発信を図る。

（１）医療救護班の編成

災害が発生した場合、医療及び助産は、原則として町内で編成する救護班により行うものとする。

本町における救護班の編成は、次のとおりである。

実施機関等 日南病院　　生山５１１－７　　０８５９－８２－１２３５
編　成 医師１名　　看護師１～３名　　その他１名以上

その他、自主防災組織の活用を検討する。

（２）医療、助産の応援要請

災害が発生し、本部長（町長）が要請すれば救護班は直ちに班編成し、医療、助産活動にあたるが、町内の救護班だけで医療、助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ日赤県支部等医療関係機関に次の事項を明示し応援要請を行うものとする。

なお、県及び日赤県支部等は事態に応じ町からの要請を待つまでもなく、医療、助産活動を開始するが、この場合にもこれらの救護班と密接な連絡のもとによく協議し、円滑な医療活動を行うものとする。

協議及び確認事項は、次のとおりである。

ア　医療対象地区

イ　医療対象人口

ウ　医療内容

エ　救護班の数及び集合場所

オ　その他必要なる事項

７　救護所及び医療機関等の確保

災害状況及び被災者の救護状況を検討し、必要に応じて、公共施設等の避難場所に救護所を開設し、医療機関と連絡を密にし医療、助産、救護活動を行うが、救護班等による医療、助産活動ができない場合には、資料編の医療機関に搬送し受診させるものとする。

搬送は消防局が実施するが、消防局の救急車が確保できない場合は町で確保した車両等により搬送する。

救護所を開設したとき、速やかに住民に周知を行う。

救護所を開設した場合、町内の病院は後方医療機関として入院が必要な傷病者の受け入れを行う。

８　医療、助産活動に必要な医療品等資材の調達

（１）医薬品の調達

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には、次の事項を明示し県、西部総合事務所福祉保健局及び隣接市町村に要請するものとする。

ア　品目別必要数量

イ　必要日時

ウ　運搬方法について

エ　集積場所

（２）医療、助産に必要な医療資材、医療品等は、資料編のとおりである。なお、隣接市町村からの医薬品、血液製剤、医療用ガス及び医療器材の主な調達先は、資料編のとおりである。

その他、備蓄可能な医薬品等については適正量の備蓄に努める。

９　救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定めるの様式により正確な記録を行うものとする。

第１６節　防疫計画

１　目的

この計画は、災害時における生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等による伝染病の流行等を未然に防止するとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずることを目的とする。

２　実施責任者

（１）災害時における防疫は本部長（町長）が実施する。ただし、伝染病予防法又は予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による代執行は知事が行う。

（２）被害が甚大で町のみで対処できない場合は、県又は他市町村にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

３ 防疫の実施

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収するものとするが、この場合にあっても未設置の場合に準じて実施する。

（１）総務記録係

（２）情報連絡係

（３）資材係

（４）消毒係

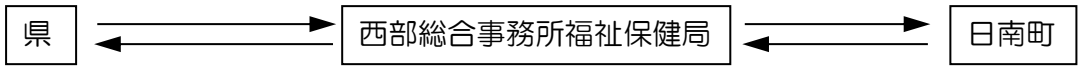
（５）給水清掃係（水質検査）

（６）検疫調査係

（備考） 係の編成にあたっては、業務の重複を避けるため適宜兼務とすることができる。

対策系統図

（指導、指示、命令、応援の措置等）



（連絡、報告、応援の要求等）

４　防疫の種別及び方法

（１）検病調査及び健康診断

西部総合事務所福祉保健局を主体とし、伝染病患者の発生状況を把握し、下痢、有熱患者が現に発生している地域あるいは避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じ順次実施する。さらに検病検査の結果必要と認める地域の住民に対して、伝染病予防法第19条第１項第１号の規定により知事が健康診断を行うが、町の担当員もその実施にあたって協力するものとする。

（２）臨時予防接種

災害地の伝染病発生を予防するため必要に応じ、種類、対象、期間等を定め県と共同して予防接種を実施する。

（３）消毒方法

ア　公的機関による消毒

知事の指示に基づいて速やかに消毒活動を実施するものとする。

消毒回数等詳細については、被害の状況、消毒場所の地域的条件を考慮の上適宜定めるものとするが、消毒箇所としては概ね次の場所とする。

(ア) 浸水家屋、下水その他不潔な場所

(イ) 避難所の便所、ごみ捨て場その他不潔な場所

(ウ) 井戸

(エ) 状況によってそ族、昆虫等の駆除

イ　各世帯が行う消毒

床上（必要に応じ床下）浸水地域に対しては被災直後各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁等の洗浄、便所の消毒及び野菜等の消毒について実施させるとともに必要に応じ衛生指導を行う。

５　患者等に対する措置

（１）災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに所轄の保健所と協議の上、重篤な場合は県内の指定医療機関への患者又は保菌者の搬送及び入院を検討するものとする。

（２）交通途絶等のため指定医療機関に入院させることができないときは、臨時の医療施設を設

けて入院させるものとする。
（３）やむを得ない理由により指定医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅療養とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

６　避難場所の防疫措置
（１）避難所の防疫の徹底
本部長（町長）は避難所を開設したときは、伝染病等の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図る。
（２）避難者の検病検査
避難者に対しては、発病を防ぐため随時検病検査を実施し、防疫の安全を図る。
（３）衛生消毒剤の散布等の指導
避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。
（４）給食従事者の健康診断
避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

７　防疫用薬剤及び器具の確保
消毒剤、薬剤散布用器材の保有状況及び調達先は、資料編のとおりである。

８　食品衛生
災害に際しての食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。
（１）避難所に対するもの
ア　手洗いの励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起を行う。
イ　被災者の手持食品、見舞食品について衛生監視を行う。
ウ　腐敗食品等不良品の処分方法について適切な指導を行う。
（２）炊き出し施設に対するもの
ア　給食用施設の点検
イ　給食に用いる原材料、食品の検査
（３）営業施設に対するもの
被災地における営業施設全般の実情を的確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再会については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するよう指導する。

９　家畜防疫
（１）災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、米子家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投

薬の処置を行う。

（２）町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努めるものとする。

10　飼い犬管理対策

町は、飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。

11　ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２８条１項及び２項に規定する駆除は次により行う。

（１）対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

（２）駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

１２　生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第１７節　清掃及び死亡獣畜処理計画

１　目的

この計画は、災害発生地における汚物、廃棄物による環境汚染を防止し、二次的被害を防止するため、被害地のし尿、ごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

２　清掃計画

（１）実施責任者

被災地における清掃業務は、本部長（町長）が実施する。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は必要な要員及び資器材について応援を要請する。

（２）清掃班の編成

清掃作業を効率的に実施するため、次の基準に従い、清掃班を編成する。

ア　じんかい、汚物等のごみ処理班

(ア) 運搬車２台
(イ) 運転手２名
(ウ) 作業員６名
(エ) 所要器具スコップ、フォーク、トビロ等
（注） 作業員については、奉仕団の活用又は人夫の雇い上げ等を考慮する。

イ　し尿処理班

し尿処理は、３町衛生施設組合にて処理する。ただし、対処不能のときは、し尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間（公社等を含む。）の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

（３）県及び隣接市町村に対する応援要請

本部長（町長）は、町の能力のみで実施困難と認められるときは、西部総合事務所福祉保健局長あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援を要請するものとする。

ア　清掃業務の種別
イ　清掃を必要とする地域
ウ　応援要請期間
エ　応援のための人員及び機材並びに集合、集積場所
オ　その他必要な事項

（４）清掃の方法

ア　じんかい、ごみ処理

食物等の腐敗性のものは別に廃棄場所を定め、収集にあたっても優先的に行うものとする。収集したじんかい、ごみの処理は原則として焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は埋立て、野天焼き等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ　し尿の処理

(ア) 処理の方法

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、臨時的に地下投棄等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(イ) 汲取り制限

被災地域での処理能力が及ばない場合は、応急措置として２割～３割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

(ウ) 収集不能地域に対する対策

汲取車、運搬車により処理できない場合にあっては、共同便所の仮設等の対策を講じるものとする。なお、仮設便所の設置については、地下水等が汚染しない場所を選定し、その閉鎖にあたっては、消毒を完全に実施した後埋設するものとする。

３　死亡獣畜の処理計画

（１）実施責任者

ア　死亡獣畜の処理は、所有者が西部総合事務所福祉保健局長の許可を受けて行うものとす

る。

イ　所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、本部長（町長）が実施するものとする。

（２）処理の方法

ア　移動し得るものは適当な場所に集め、埋葬、焼却等の方法で処理する。

イ　移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

４　清掃設備の状況

町内における清掃設備の状況は、資料編のとおりである。

第１８節　死体の捜索、処理及び埋葬計画

１　目的

この計画は、災害によって死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容、埋葬の実施を円滑に行うことを目的とする。

２　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行う。ただし、町で対応できないときは、県又は他市町村にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。

３　死体の捜索

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用のある場合においては、同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

（１）捜索の方法

ア　組織

死体の捜索は、警察官、消防機関等の協力を得て捜索班を編成し捜索にあたるものとするが、被災の程度、捜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

イ　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるものに対して行うものとする。

（２）応援の要請

町の捜索のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を必要とする場合は、次の事項を明示し県及び関係市町村に対し、捜索の応援を要請する。

ア　町内での捜索

(ア) 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所

（イ）捜索予定地域
（ウ）応援を要請する期間
（エ）その他必要な事項

イ　他市町村内での捜索
（ア）死体が埋没していると予想される場所
（イ）死体数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
（ウ）その他必要な事項

４　死体の収容処理

（１）実施者

捜索班が実施することを原則とするが、必要に応じ町内の住民等の協力を求めて実施する。

（２）死体の届出

死体を発見した者は、直ちに本部長（町長）に届出するものとする。
届出を受けた本部長は、直ちに警察官に届出するものとする。

（３）死体の処理

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための措置として行うものである。

イ　死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

ウ　検案

死体については、県あるいは町の救護班又は一般開業医の医学的検査を受け、死因その他について明らかにする。

エ　死体の引き渡し

死体の身元が判明した場合には、原則として遺族、親族等に連絡の上、検案後引渡しするものとする。

オ　変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による死体検視後処理を行うものとする。

カ　災害救助法が適用されていない状況で、同法の適用されない地域に漂着した場合の死体の処理

本町に災害救助法が適用されていない状況で、同法適用地域より死体が漂着したときは、同法適用地域が社会的混乱のため死体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

（ア）死体の身元が判明している場合

ａ 町長は、知事の補助機関として死体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

ｂ 死体は、漂着地の市町村（本町）において処理されるものとし、その費用については、災

害救助法第35条の規定により求償を受けるものとする。

(イ) 死体の身元が判明していない場合

a 死体の身元が判明していない場合であっても、死体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(ア)と同様に取り扱うものとする。

b 死体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、本部長（町長）が「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の規定により処理するものとする。

キ 棺その他埋葬に必要な物品の調達体制の整備を行う。

5 死体の埋葬

災害の際、死亡した者で本部長（町長）が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとする。

（1）埋葬を行う場合

死体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で埋葬が終わっていないものを含む。）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

（2）埋葬の方法

本部長（町長）は棺、骨壺等の埋葬に必要な物資の支給をおこない、埋葬は原則として死体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととする。また、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事故等による死体については、黒坂警察署から引継ぎを受けた後埋葬するものとする。

イ 身元不明の死体については、黒坂警察署と連絡し、その調査に当たる。

ウ 身元不明の死体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録する。

（3）緊急火葬支援体制

ア 本部長は死体多数のため、鳥取県西部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し、他市町村に応援を要請する。

イ 本部長は死体の搬送について、町のみで対応できないときは、知事に応援を要請する。

6 死体の捜索並びに死体の処理、埋葬の期間及び費用

（1）期間

死体の捜索、処理、埋葬の実施については、災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施が困難な場合には、この期間内に知事に期間

の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

（２）費用

ア　死体の捜索

一定の基準額を定めるべき性質のものではないが、災害救助法が適用された場合、次のものが国庫補助の対象となる。

(ア) 借上費（捜索のための必要な機械、器具）

(イ) 修理費（(ア)の機械、器具の修繕費）

(ウ) 燃料費（(ア)の機械、器具等に使用したガソリン代等）

イ　死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は一体あたり災害救助法施行細則に規定された額以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり一坪の範囲内で設置し、この場合一体当たりの費用は災害救助法施行細則に規定された額とする。

(ウ) 埋葬

大人一体当たり、小人一体当たりの費用は、災害救助法施行細則に規定された額以内とする。

死体の処理等に係る費用の限度は、資料編のとおりである。

７　死体の埋葬等のための施設の状況

資料編のとおりである。

８　埋葬及び死体の処理の実施に伴う記録

死体の埋葬及び死体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める様式により正確に記録するものとする。

第１９節　障害物の除去計画

１　目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

２　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合

は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。
　また、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

３　障害物除去の対象
　実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用ある場合においては同法により、同法の適用ない場合においては同法に準じて行う。
（１）対象者
ア　障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態である者の住家
イ　自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者の住家
ウ　半壊又は床上浸水した住家
エ　原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものに限る。
　なお、対象となる住宅の選定は、本部長（町長）が民生委員その他関係者の意見を聴き決定する。（災害救助法が適用され、知事から権限の委任がない場合は調査書を知事あて提出し、その決定による。）
（２）対象物
ア　居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。
イ　汚物の概念にはいるものは、一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合には、この計画による除去を行うものとする。

４　障害物除去の方法
（１）除去は消防機関の協力を得て行うか、又は業者に請け負わせて実施するが、町長が行うことができない場合は、警察官の協力を得るものとする。
（２）除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。
（３）道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。
５　除去に必要な機械器具の確保
　障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

６ 障害物の集積・保管の場所
　保管等の場所については次の基準により選定するものとする。
（１）安全な場所の選定
　障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない場所
（２）道路交通の障害とならない場所
（３）盗難等のおそれのない場所

（４）工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物保管場所等を公示する。

７　障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

８　障害物除去の期間及び費用

（１）期間

障害物除去の期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

（２）費用

費用の限度は資料編のとおりである。

９　障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める様式により正確に記録するものとする。

１０　障害物の除去体制の整備

（１）障害物の円滑かつ迅速な処理の観点から町内の清掃能力の把握、及び災害時の清掃体制の整備に努める。

（２）生活ごみの処理方法及び予定場所を確保し、防疫用薬品の備蓄を行う。

（３）災害廃棄物は分別を行うとともに有害物質が環境への流出防止措置を講ずる。

（４）がれき等を処分するため一時的集積場所を定め、環境に配慮した最終処分を行う。

（５）町は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理の観点から、令和５年環境省告示第４９号に基づき本計画その他の防災関連指針・計画等との整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。

（６）建築物等における石綿飛散・ばく露等を防ぐためあらかじめ必要な資機材等（ビニールシート、防塵マスク等）を整備し適切に処置できる体制を整えておく。

（７）がれき等の災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法についてあらかじめ定めておくものとする。

１１　災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされている。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要

性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

第２０節　輸送計画

１　目的

この計画は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

２　実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は情報連絡班が行う。

また、町で対処できないときは、県又は他市町村にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

３　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

（１）自動車による輸送
（２）鉄道による輸送
（３）航空機等による輸送
（４）人力による輸送

４　人員、物資の優先輸送

（１）人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出されたり災者等とする。

（２）物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品並びに防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

５　輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

（１）自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア　町有のもの

(ア) 情報連絡班が稼働可能数の掌握、配車を行う。

(イ) 配車については、各対策部が自動車を必要とするとき、情報連絡班に要請を行う。

イ　その他のもの

各対策班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、情報連絡班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。なお、町の所有するもの及び借用可能自動車の状況は、資料編のとおりである。

ウ　応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上県あるいは他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 自動車の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

（２）鉄道による輸送

道路の災害により自動車輸送ができないとき又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、情報連絡班は西日本旅客鉄道株式会社米子支社に要請を行う。

（３）航空機等による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は山間地等へ緊急に輸送の必要が生じた場合、消防・県警・自衛隊・その他の機関のヘリコプターに要請をおこなう。

（４）人力による輸送

災害のため車両等機動力による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章第２０節「労務供給計画」によるものとする。

６　緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより黒坂警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「緊標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

（１）明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

ア　番号標に標示されている番号

イ　車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）
ウ　使用者住所、氏名
エ　通行日時
オ　通行経路
カ　その他必要な事項
（２）掲示箇所
　緊急通行車両の使用者は、緊標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」を携帯するものとする。

７　災害救助法による輸送基準
　災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。
（１）輸送の範囲
ア　被災者の避難
　町長、警察官等の避難指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）
イ　医療及び助産
　重病患者で救護班による処置ができないもの等の移送及び救護班の仮設する診察所等への患者輸送あるいは救護班関係者の輸送等
ウ　被災者の救出
　救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
エ　飲料水の供給
　飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
オ　救済用物資
　被災者に給（貸）与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
カ　死体の捜索
　死体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送
キ　死体の処理
　死体の処理及び検案のための救護班員等人員の輸送、死体の処理のための衛生機材等の輸送、死体の移動に伴う死体の輸送並びに死体を移送するための人員の輸送
（２）輸送期間
　輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。
（３）輸送の特例（特別基準）
　輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。
（４）輸送実施に伴う記録
　上記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものと

する。

８　緊急輸送道路等の確保

災害輸送を効果的に行うため輸送道路の確保に努める。

（１）町内の国道及び県道について災害時の輸送体制を維持するため緊急輸送道路に指定する。

（２）主要幹線道路が寸断されることを想定し迂回道路の確保に努める。

（３）緊急輸送体制の強化

ア　輸送道路及び輸送手段の確保

道路の被災状況の把握に努め、道路管理者・鉄道運営会社と情報共有を図る。

イ輸送拠点の整備

輸送拠点における在庫管理、荷下ろし・荷さばき等における調整を行い、効率的な輸送を行う。

第21節　労務供給計画

１　目的

この計画は、災害応急対策を迅速的確に実施するため必要な労務者及び技術者の動員を円滑ならしめ、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

２　実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については本部長（町長）が行うものとする。

３　労務者等の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行うものとする。

（１）各部の常傭労務者及び関係業者等の労務者の動員

（２）公共職業安定所等のあっせん供給による労務者の動員

（３）関係機関の応援派遣による技術者等の動員

（４）緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

４　労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

（１）雇用手続

各対策部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し資材班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

ア　雇用の理由

イ　所要職種別人員
ウ　作業内容
エ　雇用期間
オ　就労場所
カ　賃金の額
キ　労務者の輸送方法
ク　その他必要な事項

（２）賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮の上、本部長（町長）が決定する。

その支払いについては各対策部が負担し、日々作業終了後現地で支払うものとする。

５ 労務者等の応援要請

町内での動員では労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に応援の要請を行うものとする。

（１）応援を必要とする理由
（２）所要職種別人員数
（３）作業内容
（４）作業期間
（５）就労場所
（６）賃金の額
（７）その他必要な事項

６　知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害応急対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

（１）指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

本部長（町長）が、指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせん要求手続き

（２）知事に対する職員のあっせん要求手続き

本部長（町長）が、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の派遣あっせん要求をする場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
（３）現場活動における関係機関相互の連携を図るため災害対策本部で調整を行う。

７　従事命令等による労務者等の強制動員

（１）災害応急対策のための緊急に必要がある場合には、各法律に基づく強制命令により労務者の確保を図るものとする。

８　ボランティアとの連携

被災地での支援活動に協力するＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要に応じて災害対策本部への参加を求めたり、情報共有のための連絡調整会議を開催することなどを通じて被災者の支援ニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行う者の生活環境に配慮するものとする。

各法律に基づく命令の種類、執行者等は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象	作業対象者
従事命令	知　事	災対法第71条第１項		１　災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業）
〃	町　長	〃第２項	災害応急対策事業	（１）医師、歯科医師又は薬剤師
協力命令	知　事	災対法第71条第１項	（災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	（２）保健師、助産師又は看護師
〃	町　長	災対法第71条第２項	災害救助作業	（３）土木技術者又は建築技術者
従事命令	知　事	災害救助法第24条	（災害救助法に基づく救助）	（４）大工、左官、とび職
協力命令	〃	災害救助法第25条		（５）土木業者、建築業者及びこれらの従業者
				（６）地方鉄道業者及びその従事者
				（７）軌道業者及びその従事者
				（８）自動車運送業者及びその従業者
				２　災対法及び災害救助法による知事の協力命令（災害

				応急対策及び救助作業）救助を要する者及び近隣の者
従事命令 〃	町　長 警察官	災対法第65条 第１項 〃第２項	災害応急対策作業 （全般）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
従事命令 〃	消防吏員 消防団員	消防法第29条 第５項	消防作業	火災の現場付近にある者
従事命令 〃 〃	水防管理者(町長) 水防団長 消防機関の長	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（注）災対法とは、災害対策基本法の略称である。

（２）従事命令等の執行

ア　従事命令等の執行に際しては、必要最小限度によるものとする。

イ　従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

（３）損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者又はその遺族等に対しては次の各法律に基づき損害補償を行うものとする。

ア　消防法第36条の３

イ　災害対策基本法第８４条第1項

ウ　水防法第34条

エ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

オ　災対法に基づく「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」（昭和40年３月26日鳥取県条例第７号）

９　労務供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編により正確に記録するものとする。

第２２節　文教対策計画

第１項　応急教育

１　目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

２　実施責任者

（１）町立小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）が行う。

（２）文教施設の被災は、直接児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、学校ごとの当面の応急措置については、学校長が町教育委員会と協議の上、具体的な計画をたて実施するとともに町長に提出するものとする。

３　災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

４　避難措置について

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、本章第７節「救出計画」に定める避難計画に基づいて、速やかに避難する。

また、町から避難所等の開設の要請を受けた学校にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力するものとする。

５　応急教育対策

（１）休校措置

ア　授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、必要事項を充分に徹底させるとともに次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率等による集団下校を行う。
なお、必要に応じ教職員がこれに付き添うなどの措置をとる。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

(ウ) 集団下校を行う場合は、可能な限り、電話、放送施設、広報車の利用等確実な方法で各家庭への連絡に努めるものとする。

イ　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話連絡網、防災無線等確実な方法で各児童、生徒に徹底させるものとする。

（２）教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

ア　校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館等を利用し、応急教育を行う。

イ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、公民館等公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ　激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害によりア又はイの措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ　教育施設のあっせん依頼

町に、適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に対してあっせん方要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

（３）応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めるものとする。

（４）教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により、児童、生徒の教育に障害を及ぼすおそれのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校から応援あるいは臨時教員の採用等教職員の確保に努める。

６　児童、生徒の災害援助に関する措置

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用ある場合においては同法により、同法の適用のない場合においては同法に準じて行う。

（１）教科書及び学用品の給与

現地指導班は教育委員会及び学校長の協力を得て、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会あて報告するとともに、教科書等のあっせんを要請するものとする。その他の学用品についても必要数量を調査の上、確保を図るものとする。また、必要に応じ町内あるいは隣接市町村の学校に対して使用済みの教科書等の供与についても依頼するよう考慮するものとする。なお、災害救助法が適用された場合には、教科書が無償で再給付される。

（２）支給対象者

住家の全壊、流失、全焼、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失またはき損

し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して支給する。

（３）支給品目

ア　教科書教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条に規定する教科書、学校教育法第107条により規定する図書

イ　教材教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

ウ　文房具ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下じき、定規等

エ　通学用品運動靴、かさ、かばん、風呂敷、長靴等

オ　その他の品目においても、り災状況、程度等実情に応じ適宜調達支給する。

（４）支給の方法及び期間

現地指導班は、各学校長を通じ対象者に支給するものとする。

支給の期間については、災害発生の日から教科書は１箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内にその手続きを完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施困難な場合は、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

（５）費用

災害救助法が適用された場合にあってはそれによって行うものとするが、その限度額を超える部分あるいは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とする。

（６）学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

７　学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

（１）被害状況（調理関係職員、学校給食施設設備、給食用保管物資等）を早期調査し、把握するとともにその対策を行うこと。

（２）災害地に対する学校給食用物資の補給調整

（３）衛生管理、特に食中毒、伝染病発生等の事故防止を厳重する。

（４）状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

８　児童、生徒、教職員の健康管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

（１）校舎内外の清掃、消毒

（２）飲料水の検査

（３）伝染病の予防接種や健康診断の励行

（４）児童、生徒の保健管理及び保健指導

（５）児童、生徒の心のケアに対する配慮

第２項　文化財災害応急対策

１　目的

この計画は、災害により文化財及び関連施設が被災した場合において、応急対策を実施することにより、文化財価値を損なわないなど被害が拡大しないよう措置することを目的とする。

２　実施責任者

（１）当該文化財の所有者・管理者等の責任において、応急対策を実施するものとする。

（２）町は県と連携し、所有者・管理者等の実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。

３　被害状況の把握

文化財及び関連施設が被害を受けた場合、所有者・管理者等又は系および町は速やかに被害状況を調査把握し、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

（１）指定文化財の所有者・管理者の対応

ア　災害が発生したときには、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、文化財の被害状況を速やかに町へ報告し、報告を受けた町は県へ報告して、必要な指示を受けるものとする。

なお、災害によって交通等が遮断されるなど、被害確認が困難な場合には、所有者・管理者等は町へ報告し、報告を受けた町はその旨を県に報告する。また、県及び町も、文化財所在地に到達可能な交通路など状況の確認を行う。

イ　災害発生時には、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等で的確かつ詳細に記録する。

（２）県及び町の対応

ア　災害の状況に応じ、消防局等と連携しながら被害状況を把握し、速やかに応急対策を行うものとする。

イ　現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者・管理者等に応急措置を講じるよう指導する。

また、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁に実施した内容を報告する。

ウ　町民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

第２３節　隣保互助、民間団体活用計画

１　目的

この計画は、各種民間団体の組織的活動要請、活用方法等を定め、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

２　実施責任者

被災者における隣保互助、民間団体の協力要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、町で要請実施できない場合は、県に必要な措置を要請する。

３　対象団体

対象となる民間団体は、次のとおりである。

また、その現況及び連絡先等は、資料編のとおりである。

（１）日赤奉仕団
（２）自治会
（３）婦人団体
（４）自衛消防団
（５）その他の民間団体

４　協力要請

（１）災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、民間団体の責任者を通じ、協力要請するものとする。さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村長を通じ当該市町村内の民間団体に協力を求める。
（２）日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、本部長（町長）は知事（県福祉保健部福祉保健課）あてその要請を行い協力を求める。
（３）各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。

ア　応援を必要とする理由
イ　作業内容
ウ　従事場所及び就労予定時間
エ　所要人員
オ　集合場所
カ　携行品等
キ　その他必要な事項

５　協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりである。

（１）被災者及び災害応急対策作業員等に対する炊き出し
（２）被災幼児の託児、保育

（３）被災者の救出
（４）救援物資の輸送、被災者に対する配給
（５）清掃、防疫活動の応援
（６）避難所の応援
（７）その他災害応急措置の応援

第２４節　水防計画

１　目的

この計画は、日南町における洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施については、水防法第25条の規定及び鳥取県水防計画に基づき、別に定められている「日南町水防計画」によるものとする。

２　水防組織と機構

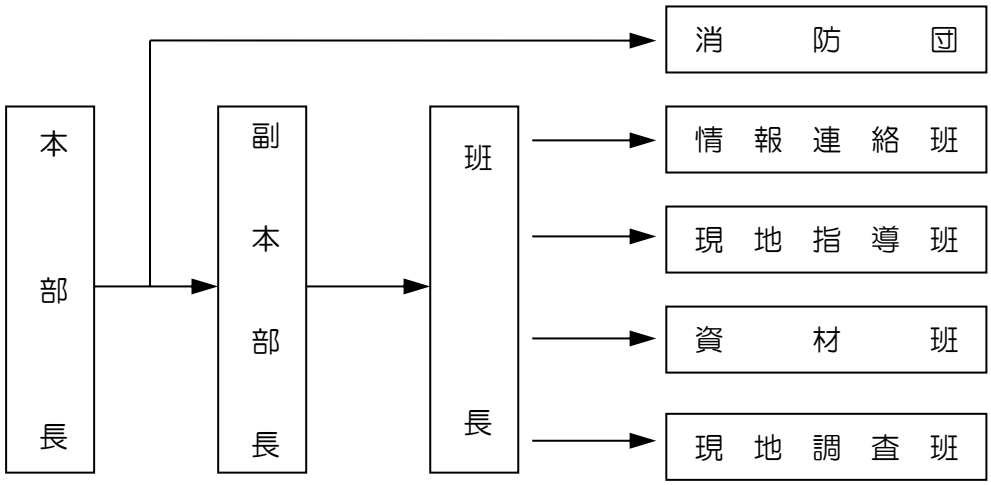
（１）水防管理者

日南町長

（２）水防組織系統

ア　水防本部

町における水防を総括するために設置し、本部事務局を総務課に常置する。また、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の組織に移行するものとする。



水防本部編成表

本 部 長：町　長

副本部長：副町長、教育長

班別組織

班名及び責任者◎	職　員	業　　務
情報連絡班 ◎（総務課長） （教育次長）	総務課 教育課	１．本部会議、本部員動員 ２．各班及び関係機関の連絡調整 ３．住民の安否確認 ４．情報整理、発表 ５．水防資材、備蓄品の輸送 ６．借上車両の手配
資材班 ◎（住民課長） （会計管理者） （環境エネルギー課長） （議会事務局長）	住民課 出納室 環境エネルギー課 議会事務局	１．避難所設営、運営 ２．備蓄資材の確認、調整 ３．水防資材の調整
現地調査班 ◎（地域づくり推進課長） （まち未来創造課長）	地域づくり推進課 まち未来創造課	１．現地調査、取りまとめ、報告 （人的災害、家屋災害、公共施設災害、ライフライン災害、農林商工災害）
現地指導班 ◎（農林課長） （建設課長） （福祉保健課長） （こども若者未来課長）	農林課 建設課 福祉保健課 こども若者未来課	１．災害の応急対策及び現地指導 ２．労務に関すること。 ３．技術的被害調査 ４．避難者の誘導、住民の健康管理・介護 ５．病院との連絡調整 ６．道路等交通情報
受援班 ◎（総務課長） （教育次長） （防災監）	総務課 教育課	１．応援自治体等との連絡調整 ２．人的、物的応援等のニーズの把握 ３．ニーズに基づく応援の要請 ４．応援の申し出の受付及び記録、管理 ５．定期的な全体調整会議の開催 ６．応援職員への活動支援

イ　水防機関

本町における水防活動については、消防団と鳥取県西部広域行政管理組合消防局が相互協力することとし、水防機関の長は消防団長をもってこれにあてる。

なお、水防機関の町内の分担区域は、次の７区域に分けるものとする。

水防機関編成表

指揮者	指揮者補佐	分団	分団長	副分団長	班長	団員
消防団長 １名	消防副団長 ２名	日野上	１名	１名	１名	１２名
		多里	１名	１名	１名	１２名
		山上	１名	１名	１名	１２名
		阿毘縁	１名	１名	１名	１０名
		大宮	１名	１名	１名	１０名
		石見	１名	１名	１名	１２名
		福栄	１名	１名	１名	１２名

水防法第17条の規定により、地元住民は水防本部長又は水防機関の長より出動の要請があった場合は、現地作業隊としてこれに協力しなければならない。

ウ　気象情報伝達系統

気象情報伝達系統は、本章第３節「通信情報計画」に定める気象警報等の伝達系統図のとおりである。

３　重要水防区域

日南町における水防上重要な区域は、資料編のとおりである。

４　樋門樋管操作並びに貯水池の出水対策

樋門、ため池等の管理者（操作担当者を含む。）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ樋門を閉じる等適切な措置をとるとともに水防本部に通報する。

なお、本町における樋門、ため池等の現況は、資料編のとおりである。

５　水防用資材及び資材の補充並びに取扱要領

水防用資材は、出水時水防に使用するため常時備蓄する目的をもって水防倉庫を設け、有事の際にはこれらの資材をもって最も有効的に水防活動に使用できるよう常に備蓄及び管理しなければならない。

水防倉庫１棟あたりの備蓄資材最低基準及び本町における備蓄資材は、資料編のとおりである。

（１）器具、資材の確保と補充

ア　倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際充分に役立つよう整備しておかなければならない。

イ　補充資材確保のため水防区域内の資材業者と協議し、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

ウ　予備土若干量は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備すること。

（２）水防用資材取扱要領

ア　水防用資材は、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

イ　資材の使用については、資料編の様式の帳簿を備え、常に正確に記入しておかなければならない。

ウ　資材を使用したときは、５日以内に水防本部へ報告しなければならない。

（３）備蓄場所

水防倉庫あるいはこれに代わるべき施設の設置場所、備蓄資材の状況は資料編のとおりである。

６　水防非常配備と出動

（１）水防配備体制

水防本部長（町長）は、洪水の災害時においては、水防本部員に通常勤務から水防配備体制への切換えを確実迅速に行い、水防の完遂を期さなければならない。

	時　　期	配備体制と活動内容	
		情報連絡班 資　材　班	現地指導班
準備体制	始期 １ 次の注意報が発表され、町長が必要と認めたときは、直ちに準備態勢に入る。 （１）大雨注意報 （２）氾濫注意報 ２ 注意報発表により水防本部は本部長の、また水防機関は総指揮者の指示により準備体制に入るが、特に夜間においては、迅速適切な行動ができるよう、防災連絡員をあらかじめ指名しておき、各班及び各機関との連絡を密にすること。 終期 注意報が解除されその必要がなくなったとき。	１ 情報連絡班を３係に分けた１係の内２～３名がこれにあたり、主として情報連絡活動にあたる。 事態の推移によっては、直ちに防災連絡責任者、関係者の招集並びに現地指導班、水防機関などに指示ができるよう準備をすすめる。 ２ 執務時間外のときは、防災行政無線を開局できるよう準備をすすめる。 ３ 情報連絡班員及び資材班員は注意報が発令された場合は、できるだけ外出を避け、また居場所を明確にする。 ４ 情報連絡班は、河川及びため池等の水位が急激に上昇し、消防団員の出動の必要が予測されるとき、又は現地指導班から要請があった場合は、町消防団並びにため池、樋門の操作者に対し、巡回出動の準備をさせる。 ５ 資材班は、水防倉庫を開ける準備をすすめる。	１ 現地指導班員２～３名がこれにあたり、雨量の観測、水位の観測を行う準備をすすめる。 ２ 各班の防災連絡責任者は、水防機関等と連絡を密にするとともに事態の推移によっては関係者を直ちに招集して、現地指導ができるよう準備をすすめる。 ３ 現地指導班員は、注意報が発令された場合は、できるだけ外出を避け、また居場所を明確にする。

	時　　期	配備体制と活動内容	
		情報連絡班 資　材　班	現地指導班
第一非常配備	始期 １　次の警報の１以上が発表されたときは、自動的に非常配備に入る。 （１）大雨警報 （２）氾濫警報 終期 　警報が解除されその必要がなくなったとき。	１　情報連絡班の班長又は副班長並びに情報連絡班を４係に分けた１係が12時間交替で配備し、情報連絡を主として、現地指導班長、水防管理者、気象台、西部総合事務所日野振興センター、黒坂警察署と連絡を密にし、現地指導班、資材班及び水防機関、住民等に適切な指示をする。 ２　執務時間外のときは防災行政無線機を開局する。 ３　情報連絡班は、消防団に重要水防区域並びにため池等巡視を指示する。（⑶の連絡系統図のとおり） ４　消防団の巡視中に異常を認めたときは、付近住民等の協力を得て適切なる処置を取るよう指示し、消防団長並びに現地指導班長に連絡する。 ５　資材班は、水防倉庫を開放し必要資材等の輸送確保並びに調整を行う。	現地指導班長以下現地指導班全員が管内重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に報告する。 　雨量は、雨量観測所（国土交通省日野川河川事務所、西部総合事務所日野振興センター）から、資料を入手する。

第二非常配備	始期 町内全域にわたり甚大な被害が派生するおそれがあり、また一部発生した場合並びに日南町災害対策本部が設置されたとき、又は水防本部長が指示したとき。 終期 警報、注意報が解除され、水防本部長が解除したとき。	1 情報連絡班、資材班全員がこれにあたり、現地指導班、水防機関、気象台、西部総合事務所日野振興センター、黒坂警察署等と連絡を密にし、情報収集と適切な指示をする。 2 情報連絡班は、消防団全員に重要水防区域並びにため池等巡視を指示する。	事態が緊迫し水防活動が予測されるので、現地指導班全員が各自の定められた部署につき、指示がありしだい水防活動にあたる。

（3）重要水防区域、ため池巡視体制連絡系統図

7　水防てん末報告

水防活動を行った場合には、資料編の様式により遅滞なく西部総合事務所日野振興センター所長に報告するものとする。

9　公用負担権限

（1） 公用負担権限

水防法２８条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用　　イ　土地、土石、竹木その他資材の使用

ウ　車両その他の運搬用機器の使用　　エ　工作物その他障害物の処分

（2） 公用負担権限委任証明書

水防法第２８条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

（3） 公用負担の証票

水防法第２８条の規定により、公用負担の権限を行使したときにはこれを示す証票を２通作成して、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

（4） 損失補填

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補填するものとする。

10　水防情報の収集、伝達

（1） 鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機対

策・情報課が受報及び水防本部を含む県関係各課及び市町村等及び関係機関への伝達を行う。

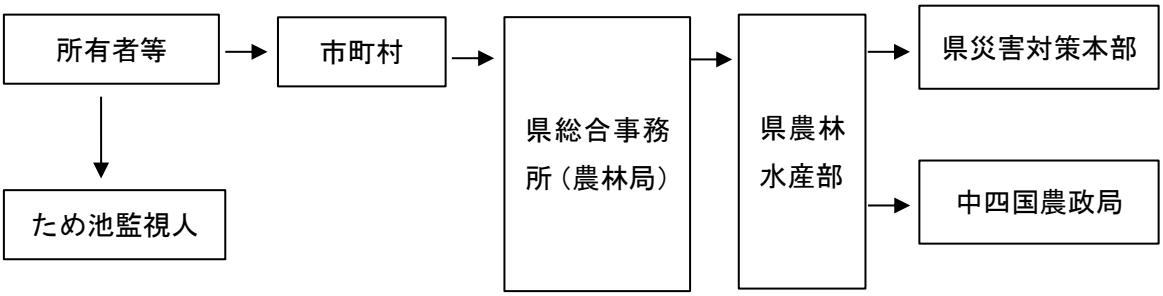
（２） 情報の伝達系統については、第３章「通信情報計画」参照。

11　河川の監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、河川災害危険個所（特に重点監視区間（設定している場合））に重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管県土木整備事務所長、総合事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

12　ため池の監視及び警戒

１　ため池の情報収集



２　ため池の連絡体制

所有者等は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に対して行う措置等について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

（１） 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき

（２） 水位が洪水吐天端高に達したとき

（３） 水位が洪水吐天端高以上に上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

３　非常時のため池の管理

（１）　所有者等は、監視人を部署につかせる。

（２）　天気予防により激しい雨や局地的豪雨が予想される場合は、監視人はため池で以下の作業を行う。

ア　斜樋取水孔（ため池栓、木栓等）を開け、水位を下げる。また、ため池への流入量を減らすため、導水路の樋門を開閉できる場合は閉める。

イ　水位の上昇度を確認する。

ウ　洪水吐や底樋出口に注意して、水で提体が洗われないかを確認する。

（３）水位が洪水吐天端高を上回り提体を越流することが予想される場合、その他急変の場合は、速やかに町、関係集落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる集落に避難の

準備をさせる。なお、水位が洪水吐天端高を上回る水位以上に水位上昇し、決壊のおそれのある場合は避難命令を伝達する。

（４）関係集落、消防団は所有者等からの急報を受けた場合、土のう、シート、杭等あらかじめ用意した応急資器材を持ち現地に急行し、シートかけ、土のう積みなど被害拡大を防止するための応急対策を実施する。

（５）洪水が減少し、又は豪雨がやんだ後も監視人は待機して観測を継続する。

（６）異常気象による記録的な大雨が記録された場合、県及び所有者等と協力し防災重点ため池を対象に緊急一斉点検を行う。

１３　関係機関への応援要請

災害が発生し町水防管理団体のみにて防ぎょが困難とみなされるときは、水防管理者は県（危機管理局）に対し、陸上自衛隊第８普通科連隊の災害派遣を要請するものとする。

１４　決壊時の通報並びに決壊後の処置

（１）水防法第２５条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、所轄消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管総合事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。

（２）水防法第２６条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

１５　避難のための立ち退き指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第２９条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

１　立退き計画の作成等

水防管理者（町長）は、地元警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

２　水防管理者の立ち退き指示

（１） 洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。

（２） 水防管理者が指示する場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

１６　その他

以上のほか、日南町水防計画には、これらの項目に関する具体的明細及び「水防作業」「水防信号」等について定められている。

第２５節　自衛隊災害派遣要請計画

１　目的

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣を要請する場合、その手続きを定め円滑な実施を図ることを目的とする。

２　実施責任者

災害派遣の要請は、本部長（町長）が知事に対して行う。ただし、緊急若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

町長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第１位　　副町長
第２位　　教育長
第３位　　その場における最高責任者

３　災害派遣要請基準

部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護ため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

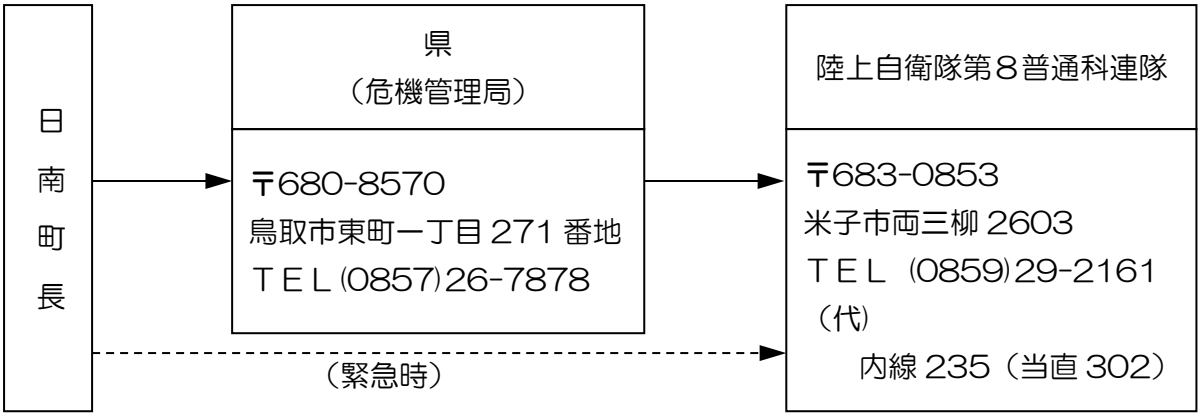
（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
（３）救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（４）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
（５）応急措置のための医療、防疫、給水及び行政支援などの応援を必要とするとき。

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

４　災害派遣の要請手続き

（１）本部長（町長）は、災害派遣を必要とするときは、資料編に定める部隊等の災害派遣要請申請書により、知事（危機管理局）に部隊等の派遣要請をするものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。また、知事への連絡が不能の場合は、本部長が直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。なお、災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めたときは、県知事の要請あるいは自衛隊単独の判断で部隊等を派遣することができる。

（2）災害派遣要請手続き系統



（注）ヘリポートの状況を上記の部署へ報告しなければならない。

5　部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路又は水路の応急警戒、応急医療、防疫、給水、入浴の支援、通信の支援にあたるものであって、災害地の整理、復旧などをすべて行うものではなく、概ね次の基準により活動を行うものとする。

（1）部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。

（2）部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

（3）部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

6　部隊等の受け入れ措置

（1）受入れ準備の設立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設、車両、器材等の保管場所の準備

イ　連絡責任者の指名

本部長（町長）は連絡責任者を指名し、派遣部隊等及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

ウ　作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資器材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊等到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。

応急措置に必要な資器材は、例示すれば次のようなものである。

(ア) 器具類スコップ、ツルハシ等土木工具

(イ) 設備類夜間照明設備、給水用水槽又はドラム缶、ポリエチレン容器等

(ウ) 資材類金網、鉄線、カスガイ、かます、麻袋、木杭、標識資材等

（２）派遣部隊等到着後の措置

派遣部隊等が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊等を目的地に誘導するとともに、派遣部隊等の責任者と応援作業計画について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

７　費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、町及び自衛隊が協議して、そのつど決定するものとする。

（１）県及び町は災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に必要な資器材、施設の借上料及び損料、入浴料、消耗品、電気、水道、汲み取り及び通信に関する経費並びにその他の経費を負担するものとする。

（２）自衛隊は、露営、給食、装備、器材及び被服に関する経費並びに災害地への往復等に要する経費を負担するものとする。

８　派遣部隊等の撤収

本部長（町長）は派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編第３章第22節第２表に定める部隊等の撤収要請申請書により知事に派遣部隊等の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出する。なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

９　派遣部隊等に関する報告

本部長（町長）は派遣部隊等到着後、次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに資料編第３章第22節第３表に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

（１）派遣部隊等の長の官職氏名

（２）隊員数

（３）到着日時

（４）従事している作業の内容及び進捗状況

（５）その他参考となる事項

10　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

（１）災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、１m四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

ア　急患が発生し救助を必要とする場合赤旗

イ　食糧が欠乏し救助を必要とする場合黄旗

ウ　孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合白旗

（2）ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

ア　地盤が堅固で平坦地（勾配4°から5°以下）であること。

イ　無障害地帯（基準ヵ項）

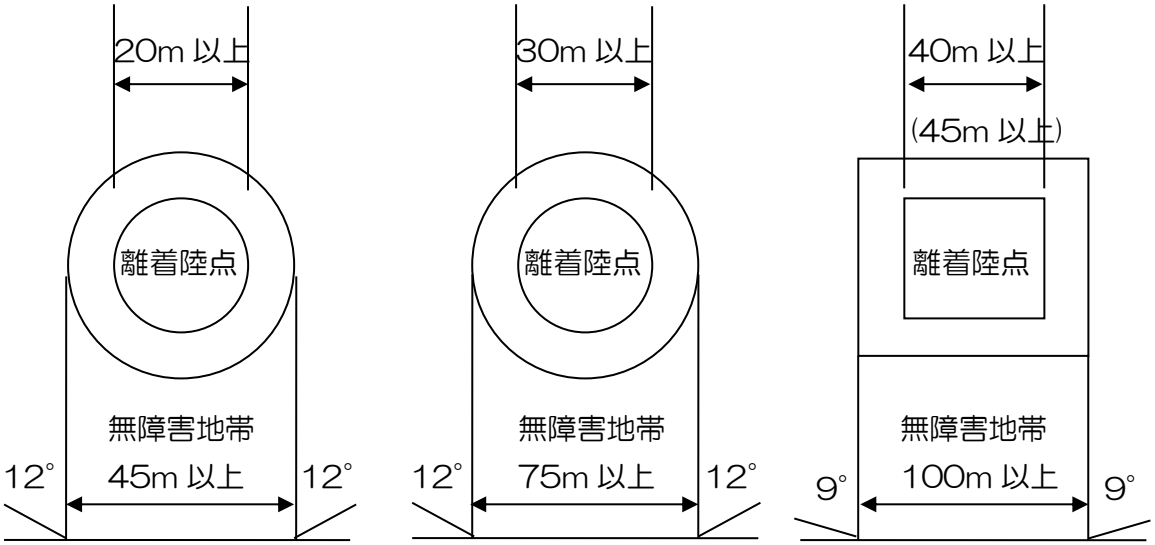
ウ　回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所

エ　大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。

オ　積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要

カ　単機着陸のために必要な広さ

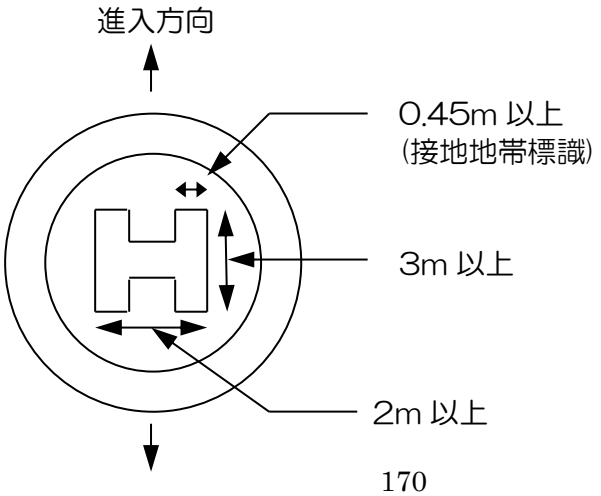
小型（OH-６）　　中型（UH-１H及びUH-６０J）　　大型（CH-４７J）



・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点

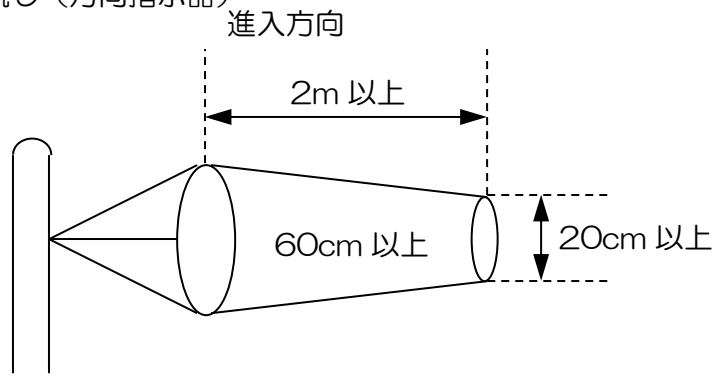
・無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域

キ　標識



半径 2m 以上で石灰標示
積雪時は墨等で明瞭に標示

ク　吹き流し（方向指示器）



色は背景と反対色

大きさは基準であり、緊急の場合は異なっても良い。

（3）危険防止の留意事項

ア　離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子ども等を接近させないこと。

イ　着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。

ウ　現地に自衛隊員が不在の場合、鳥取県西部広域行政管理組合の支援により監視員を配置すること。

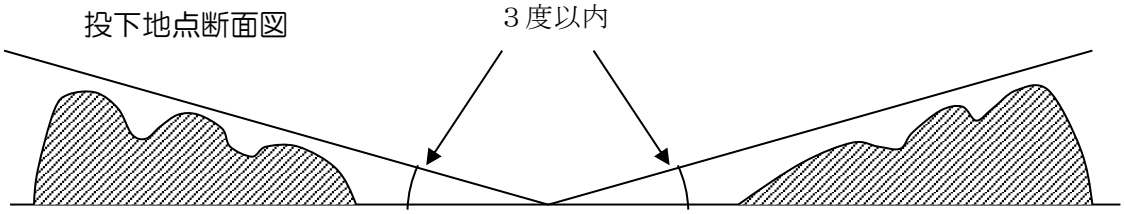
（4）飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮しての次の要領により物料投下することができる。

ア　投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約５㎞の円内に、中心点を高度０として、約1.6㎞の円周上に300m以上の山又は障害物、約３㎞の円周上に400m、約５㎞の円周上に500m以上の障害物がなく投下地点附近約300m以内に人家等が存在しないことが必要である。

そのほか、幅300m以上の渓谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、きわめて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



イ　投下地点と標示方法

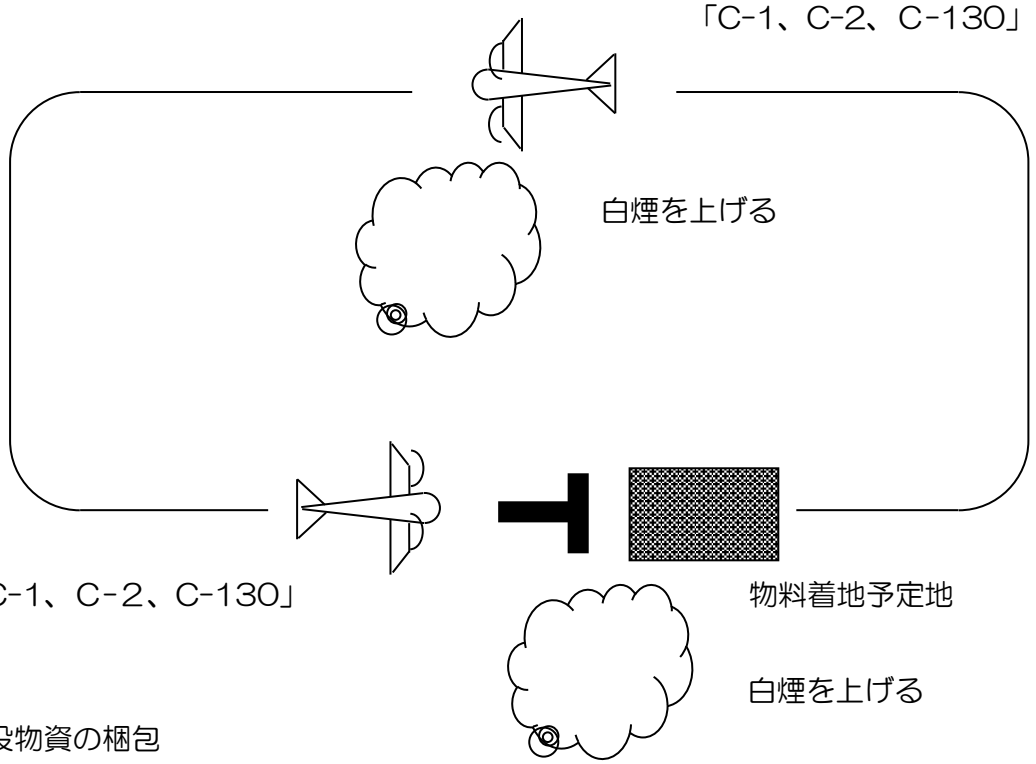
(ア) 投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度（できうれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してＴ字型に並べる。

(イ) Ｔ字板の左右100mの地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙をあげる。

（５）飛行経路

ア　投下高度　　普通200m～300mである。

イ　飛行経路



（６）空投物資の梱包

ア　「Ｃ－１、Ｃ－２、C-130」等の輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

　輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、１個10㎏から1,000㎏までの範囲である。

イ　梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては、簡易なものでもよい。

ウ　ヘリコプターの輸送量は約400㎏程度であり、１個の容積は１㎥以内で１人で持てる程度に梱包する。

エ　落下傘で投下する物資は、かならずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また投下速度も速いため、投下目標は人家から離れていることが必要であり、地上の人員にも上空に注意し危害防止に努めること。

　なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

（７）落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊に返送する。傘の洗濯は禁じられているので乾燥したのち付着した泥を布でぬぐい取っておく。

第２６節　交通施設災害応急対策計画

１　目的

この計画は、災害時における交通の混乱を防止し、交通路の確保を図り、応急措置の迅速化に資することを目的とする。

２　実施責任者

（１）本部長（町長）は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、県警察と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

（２）交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第７６条
		県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署及び高速道路警察隊の管轄区域に及ばないもので期間が１か月を超えないもの	同上	道路交通法第５条第１項
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第１項

３　応急措置

（１）町の管理する道路

本部長（町長）は、町道が破損、決壊、橋梁損失その他交通に支障を及ぼすおそれがある場合又はその通報を受けた場合は、直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

なお、通行の禁止、制限等の規制措置を実施する場合においては、その内容等を黒坂警察署長

に通知するものとする。

（２）国及び県が管理する道路

本部長（町長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報を受けた場合は、直ちに西部総合事務所日野振興センター所長あて報告するものとする。

（３）車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

（４）措置命令等

ア　警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又はやむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ　自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

ウ　消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

（５）標識等の設置

ア　道路交通法第４条第１項の規定に基づく規制（公安委員会実施）

「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

イ　災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）

同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第２条に定める標識を設置する。

ウ　道路交通法第５条第１項の規定に基づく規制（警察署長実施）

同法施行令（昭和30年政令第270号）第３条の２に定める標識を設置する。

エ　道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第48条第１項及び第２項の規定による道路標識を設置する。

（６）応急工事実施要領

ア　被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設課長の判断で適宜工事実施を行うものとする。

イ　被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設課長は総務課長と協議の

上、財政措置の確認を得た上実施する。

ウ　被害の規模が、復旧工事費1,100,000円を超える場合であって公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されない場合の応急対策は、イにより実施し、適用される場合にあっては、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

（7）応急対策実施順位

ア　救助実施に緊急を要する路線

イ　定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

ウ　官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設と通じているもの

エ　その他民生の安定上必要があるもの

4　応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）も考慮する。

（1）作業員について

ア　応援を必要とする理由

イ　作業内容

ウ　従事場所

エ　就労予定期間（時間）

オ　集合場所

カ　携行品等

キ　その他必要な事項

（2）機械等について本章第24節「機械資器材の整備計画」参照

5　応急対策用資器材の確保

（1）応急対策用資器材の確保は、資材班が行う。

（2）業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

6　道路状況等情報の住民への提供方法についての周知

交通規制を行うとき、防災無線、ケーブルテレビ等により住民に対して迅速に情報提供する。

7　応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、国（非常本部等）が総合調整を行うことに留意する。

第27節　ＬＰガス応急対策

この計画は、災害時におけるＬＰガスの供給確保及びＬＰガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

１　町は県ＬＰガス協会と、町内において地震、暴風、洪水その他の自然事象による災害が発生した場合、のＬＰガスの応急供給について、「緊急用ＬＰガスの調達に関する協定」を締結する。

２　ＬＰガスの応急供給における緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具、その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

３　町は、ＬＰガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用ＬＰガスの調達に関する協定」に基づき、県ＬＰガス協会に直接または県を通じてＬＰガスの供給要請を行うものとする。

４　県ＬＰガス協会は、県又は町からの要請に基づき供給物資の搬送を行わせるものとする。

５　県ＬＰガス協会は、平時からＬＰガス応急体制の整備を行うものとする。

第２８節　水道施設応急対策

この計画は、風水害により水道施設（工業用水施設を含む）被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

１　あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。

２　直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。

３　応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

４　緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び水道事業者に応援を要請する。

５　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

第２９節　下水道施設応急対策

この計画は風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

１　あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。

２　直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。

３　応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

４　緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水管理者に応援を要請する。

５　施設復旧に関しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により

可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

６　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

第３０節　燃料確保の応急対策

この計画は災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させることを目的とする。

１　町は災害発生時に応急対策に要する緊急車両及び一般用途の燃料の確保が困難な時は県に対して燃料の調達を要請する。

２　豪雪時の事故渋滞等に伴う通行不能車両が多数発生した場合等、燃料がなくなることで直ちに生命危険が生じるおそれがあることから、応急給油の対応の必要性について検討するとともに、対応の準備を行うものとする。

第３１節　機械資機材の整備計画

１　目的

この計画は、災害に対し必要な資器材の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

２　実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握及び調達は、本部長（町長）が行う。

３　現況把握

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況は、資料編のとおりである。

４　緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者等の保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担等についても建設業者等と協議しておくものとする。

５　応援要請

町だけで建設機械の充分なる確保ができない場合は、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」）参照）も考慮する。

（１）応援を必要とする理由

（２）機械の種別、性能、台数
（３）作業内容
（４）就労予定期間（時間）
（５）運転操作員の有無
（６）その他必要な事項

第３２節　被害認定及びり災証明の発行計画

１ 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明の発行を、迅速確実に実施することを目的とする。

２　被害認定の実施

（１）実施主体

被害認定に係る現地調査及びり災証明の交付は、町が実施する。

（２）実施体制

ア　住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県生活環境部に派遣要請を行う。

イ　建築士の派遣を受けるに当たっては、社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ　現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じてり災証明として交付する。

（３）調査基準等

ア　り災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成30年3月内閣府 防災担当)等に従って判断することとする。

イ　被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

別表１ 住家の被害の程度と住家の被害認定基準

被害の程度	認　定　基　準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも

	の、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

３　り災証明の発行

り災証明は、災害対策基本法第２条第１号に定義される災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）にあった方が、保険金の請求や税の減免などでり災事実の証明が必要なときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

（１）り災証明の発行根拠等

り災証明書は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第９０条の２第１項及び地方自治法第２条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に、町長又は消防署長が証明を行う。

（２）り災証明書の発行

町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するり災証明書を交付する。

（３）実施体制の整備

町は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況の調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

４　地震被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確にするための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を強化し住民への周知を図る。

５　被災宅地危険度判定実施体制の整備

災害時において宅地に係る危険性を早期に判定し引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次被害に対して安全であるかどうかの判定を行うとともに住民への周知を図る。

（１） 地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、町災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
（２） 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
（３） 被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
（４） 町は必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。
（５） 町は被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化を図り、制度の住民への周知を行う。

第３３節　被災者台帳の作成及び安否情報の提供計画

１　目的

この計画は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための被災者台帳を作成し、照会があれば区分に応じて内容を限定して安否情報の提供することを目的とする。

２　被災者台帳の作成・利用

（１）被災者台帳の作成

町長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第90条の３に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

○氏名	○生年月日	○性別	○住所又は居所
○住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況			○援護の実施の状況
○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由			
○その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）			

総務課（情報連絡班）は、り災台帳（第３２節　被害認定及びり災証明の発行計画参照）等の被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

町長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

（２）被災者台帳の利用

町長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の４）。

○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
○町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合に情報提供を行う。

（３）安否情報の提供

町長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

総務課（情報連絡班）は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第３４節　広報・広聴

１　目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広報活動を行うことを目的とする。

２　住民への広報手段

防災行政無線・ケーブルテレビ・Ｌアラートを用いたテレビ放送、ラジオ放送・広報日南・臨時チラシ

３　広報の内容

（１）気象の状況に関すること

（２）災害の状況に関すること

（３）避難に関すること（避難指示等の避難情報、受け入れ施設）

（４）応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道の復旧、電話の利用と復旧）

（５）その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

４　被災者相談窓口の設置

必要に応じて被災者相談窓口を設置する。

第３５節　義援物資の受入・配分

１　町は義援物資の受入を行い、必要とする者に配分する。

２　町は円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

（１） 必要としている物資とその数量

（２） 義援物資の受付窓口

（３） 義援物資の送付先、送付方法

（４） 個人からは、原則義援金として受付

（５） 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

３　報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第３６節　災害応急対策活動従事者の損害賠償

１　災害応急対策活動従事者の損害補償

町は災害において応急対策に従事したものがそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となっときは条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

（１）災害対策基本法第８４条第１項に基づく損害

（２）消防法第３６条の3、第２５条第２項（第３６条８項において準用する場合を含む）又は第２９条第5項（第30条の２及び第３６条第８項において準用する場合を含む）の規定、第２５条第１項の規定による損害。

第３７節　職員の派遣

災害時の応急対策を実施する人員の確保のため職員の派遣を行う。

（１）県、他市町村等への職員派遣

県、協定を締結した市町村等からの要請を受けたとき、職員等を派遣する。

（２）県、他市町村等への応援要請体制の整備

災害時の応急対策を実施する人員が不足したとき県、他市町村に対して応援を要請する。

（３）県、他市町村等からの派遣要員の受け入れ体制の整備を行うため日南町受援計画を定める。

第38節　広域応援及び受援計画

１　目的

この計画は大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

２　応援・受援体制の準備

（１）　町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画を定め、その計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

（２）　関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。

（３）　町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関、ＤＭＡＴ等から応援を受けることができるよう、受援計画を定め、その計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

３　県内自治体への相互応援

（１）町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第６７条、第６８条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内他市町村に応援を要請する。

（２）応援の種類は以下のとおり

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ　救援、消火、救急活動に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

エ　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ　被災者を一時受け入れするための施設の提供

カ　その他特に要請のあった事項

（３）応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）

ア　被害の状況

イ　応援を必要とする物資、資機材の品名、数量等

ウ　応援を要する職種別人員

エ　応援職員を一時受入れするための施設の規模

オ　応援場所及び応援場所への経路

カ　応援の期間

キ　その他必要な事項

（４）また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を待たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村から要請があったものとみなす）

４　県外自治体への応援要請

町災害対策本部は、災害応急措置の実施のため必要がある場合は、災害対策基本法第６７条及び災害時の相互応援に関する協定に基づき、県を通じて他県の市町村に応援を要請するものとする。なお、他県の市町村に応援を要請する場合は、事前に県と調整するものとする。また、他県の市町村から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援要請に応じるものとする。

（１） 主な応援業務

ア　災害時における職員派遣

イ　災害時における物資の提供

（２） 応援要請の方法

応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする業務の種類

ウ　応援を必要とする場所

エ　応援を必要とする災害応急対策要員、労務、機械、物資の数量

オ　災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時等

カ　災害応急対策要員、労務、機械等の応援を必要とする期間

キ　その他応援に関し必要な事項

（３） 県外自治体は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を待たずに必要な応援を行うものとする。（被災県から要請があったものとみなす）

（４） 受援の際に配慮すべき事項

町は、応援職員の受入に当たり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできる限り自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。

（１）スペースの確保

応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供する。

（２）資器材の提供

執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資器材を可能な範囲で提供する。

（３）執務環境の整備

執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

（４）宿泊場所に関するあっせん等

応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の提供やあっせんなどを行う。

被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

５　連携備蓄の応援

（１）町は発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場

合、県（県本部事務局、又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

（２）町を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

（３）被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が予想される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

６　費用負担

（１） 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（２） 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第３９節　原子力災害対策計画

第１　総則

１．計画の目的

原子力災害（島根県の島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

２．計画において尊重すべき指針等

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（令和４年７月６日一部改正）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）が定められたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築するとともに、島根県の地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正するため、本町においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

３．計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本町（役場庁舎）からは約５０㎞の距離に位置している。また、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：原子力施設から概ね半径５km圏）や緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね３０km圏）には含まれていない。

島根原子力発電所から概ね３０km圏（ＵＰＺ）内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね３０km圏内で米子市地域防災計画に定める区域）となっている。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片句654－1		
発電機出力及び原子炉形式	１号機	４６万ｋＷ	沸とう水型軽水炉　BWR（営業運転終了・廃止措置中）
	２号機	８２万ｋＷ	沸とう水型軽水炉　BWR
	３号機	１３７.３万ｋＷ	改良型沸とう水型軽水炉　ＡBWR（建設中）

第２　原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び町等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

１．防災体制の整備

（１） 通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線、ＣＡＴＶ、エリアメール及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

（２） 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

２．防災知識の普及等

（１） 放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア．放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ．放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ．その他必要と認める事項に関すること

（２）原子力災害に関する防災意識の普及

ア．防災広報

町は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

（ア）全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

（イ）原子力災害とその特性に関すること

（ウ）緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

（エ）緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

（オ）その他必要と認める事項に関すること

イ．防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

（３）住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、町と連携し体制整備を図る。

第３　原子力災害応急計画

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

１．活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害特別措置法（平成１１年１２月１７日法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１５条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

２．屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第１５条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約５０㎞となっており、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね30㎞圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第１５条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

（１）住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（２）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア．原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

（ア）報道機関に対する緊急放送等の要請

（イ）町防災行政無線による広報

（ウ）広報車などによる広報

（エ）学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

（オ）バス事業者の車内放送等による乗客へ周知

イ．町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を

把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ．町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

３．ＰＡＺ圏内避難者・ＵＰＺ圏内避難者の受入れ

（１）県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画ではＰＡＺ（原子力施設から概ね半径５㎞圏）避難に続いて、あるいはＰＡＺ避難と同時に、国のＵＰＺ（原子力施設から概ね３０㎞圏）避難指示が出された場合、ＵＰＺ避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町を含む日野郡等の受入れ避難者数は、島根県住民の避難者約１.０万人となっている。（島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県において受け入れる）

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約３.６万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約３.７万人
島根県（緊急受入れ） [島根県のＵＰＺ圏内の住民が対象]	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、**日南町**	約１.０万人
	若桜町、智頭町	約０.5万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

（２）避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からＵＰＺ圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

（３）避難誘導

乳幼児など１８歳未満の者及び妊婦は、優先的に退避する。また、災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

（４）県及び町の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	１．県内における原子力災害に関する総合調整 ２．避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） ３．一時集結所から避難所までの住民の輸送 ４．広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） ５．一時集結所から避難所までのルート決定 ６．広域避難所運営の統括 ７．広域避難所（県営）の指定 ８．広域避難所（県営）の開設、運営 ９．住民の避難（広域輸送） １０．緊急時モニタリング（放射線の監視測定） １１．安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 １２．避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 １３．広報、情報伝達 １４．その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入れ市町村）	１．米子市、境港市への支援 ２．広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 ３．境港市役所の移転への支援 ４．避難手段（市町村バス等）の提供協力 ５．避難誘導等に対する職員の動員 ６．緊急時モニタリングの支援 ７．安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 ８．避難住民のスクリーニング、除染の支援 ９．避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

４．緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染調査及び除染等に協力する。

５．住民への情報伝達等

（１）住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア．事故の概要

イ．災害の状況

ウ．町、県及び防災関係機関の対策状況
エ．住民のとるべき措置及び注意事項
オ．その他必要と認める事項

（２）住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

６．風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業者が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第４　災害復旧計画

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

１．モニタリング情報の周知等

（１）モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

（２）放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

２．風評被害の軽減及び損害賠償請求等

（１）風評被害等の影響の低減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を低減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

（２）損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

第４０節　大規模事故応急対策

１．目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

２．各機関の体制及び対策

（１）各機関の体制

ア　道路管理者・鉄道事業者（ＪＲ西日本）・危険物取扱事業者

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定められている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

イ　町

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

ウ　県

（ア）事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

（イ）また、災害対策地方支部等から連絡要員を町対策本部又は町現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、町等で対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

エ　消防局

町対策本部（現地災害対策本部）・県対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要因・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。

オ　警察本部

（ア）事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

（イ）広域緊急援助隊の派遣要請について検討する。

カ　医療機関

（ア）テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

（イ）また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

（２）防災関係機関間の情報伝達及び共有

ア　町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

イ　特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

ウ　他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要となる情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

（３）避難誘導

ア　大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難

誘導の方法を基本として、旅客、鉄道利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

イ　応急対策に当たる防災関係者は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速的確な避難誘導が可能な方法がある場合は、適時その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

ウ　警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

（４）危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近住民の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限の措置を執るものとする。

（５）二次災害の発生防止

ア　応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

イ　応急対策に当たる防災機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

（６）各防災関係機関の連絡調整

ア　町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

イ　特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

３．大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

（１）大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。

（２）広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。

（３）事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。

（４）救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。

（５）大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（ＣＳＭ：Confined　Space　Medicine：進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。

ア　生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮静剤投与等の医療管理及び精神的援助
イ　生存者の四肢切断等、必要となる外科手術
ウ　生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施
エ　生存者の搬出を妨げる遺体の切断

（６）事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場付近の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。

（７）大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へすることがないよう、県が消防局・医療機関と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。

（８）消防局及び県は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第４１節　大規模道路災害応急対策

１．目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

２．想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

（１）道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等

（２）道路上での重大事故（交通事故等）

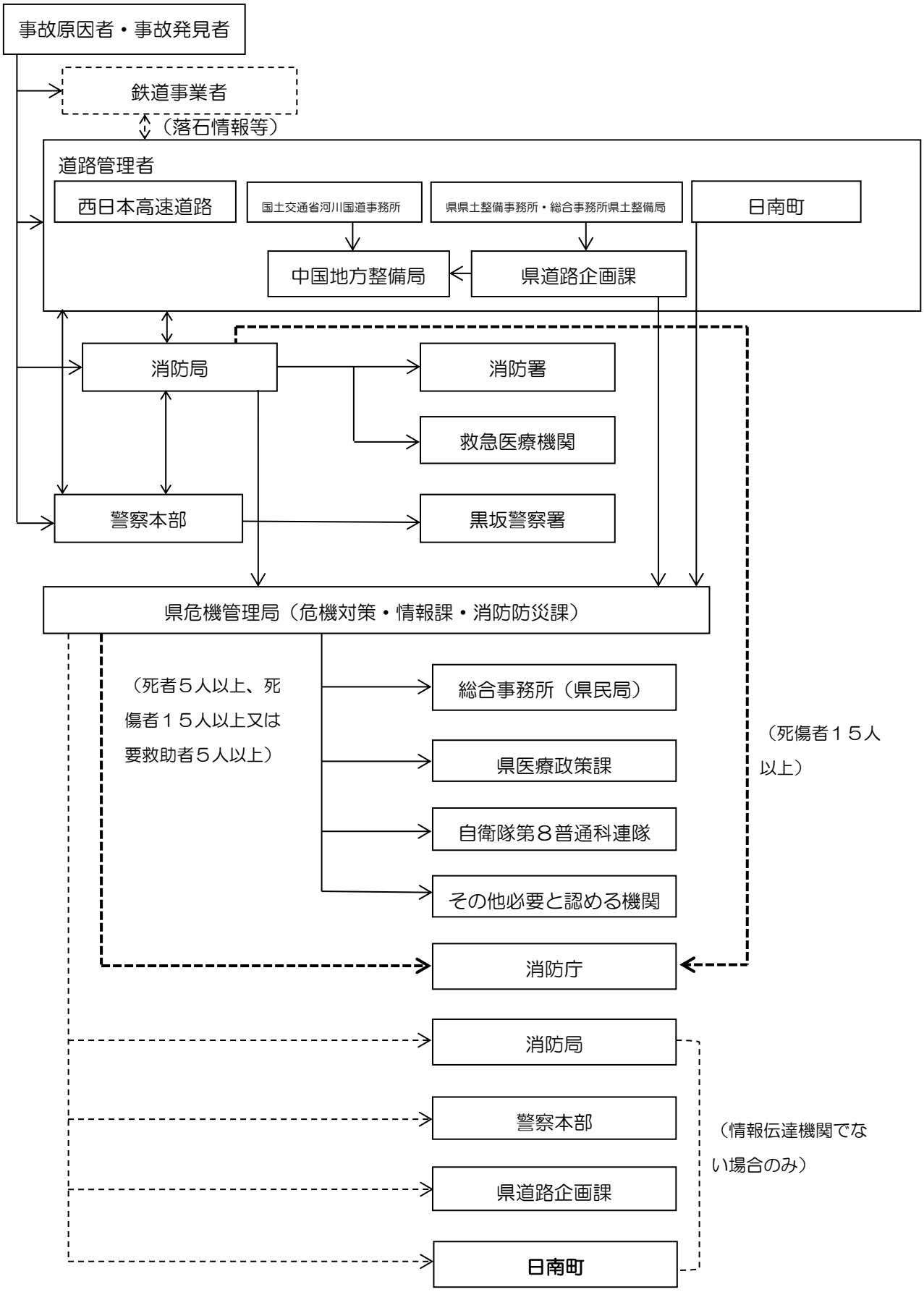
（３）車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

３．応急対策

（１）被害情報の収集・連絡

町、消防局及び警察署及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】


事故原因者・事故発見者
鉄道事業者
（落石情報等）
道路管理者
西日本高速道路
国土交通省河川国道事務所
県県土整備事務所・総合事務所県土整備局
日南町
中国地方整備局
県道路企画課
消防局
消防署
救急医療機関
警察本部
黒坂警察署
県危機管理局（危機対策・情報課・消防防災課）
（死者５人以上、死傷者１５人以上又は要救助者５人以上）
総合事務所（県民局）
県医療政策課
自衛隊第８普通科連隊
その他必要と認める機関
（死傷者１５人以上）
消防庁
消防局
警察本部
県道路企画課
日南町
（情報伝達機関でない場合のみ）

（２）道路災害にかかる応急対策

ア　町、警察署、消防局、道路管理者等は、住民から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

イ　道路管理者は、アの連絡を受けた場合又は道路の被災の情報を入手した場合は、道路管理者に対し、速やかに連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。

ウ　道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

エ　応急復旧

（ア）道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

（イ）また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

オ　危険物の流出等への対応

（ア）道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

（イ）また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

カ　広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報を１の連絡経路により関係機関に連絡するほか、インターネット等を通じ、速やかに住民に提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。（災害応急対策計画第４章３４節「広報・広聴」参照）

キ　その他、各関係機関は、第４０節「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第４２節　大規模鉄道災害応急対策

１．目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

2．想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生した恐れがある場合とする。

（１）鉄道車両の衝突、転覆、火災等

（２）鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害

（３）鉄道車両と自動車、歩行者等の衝突等

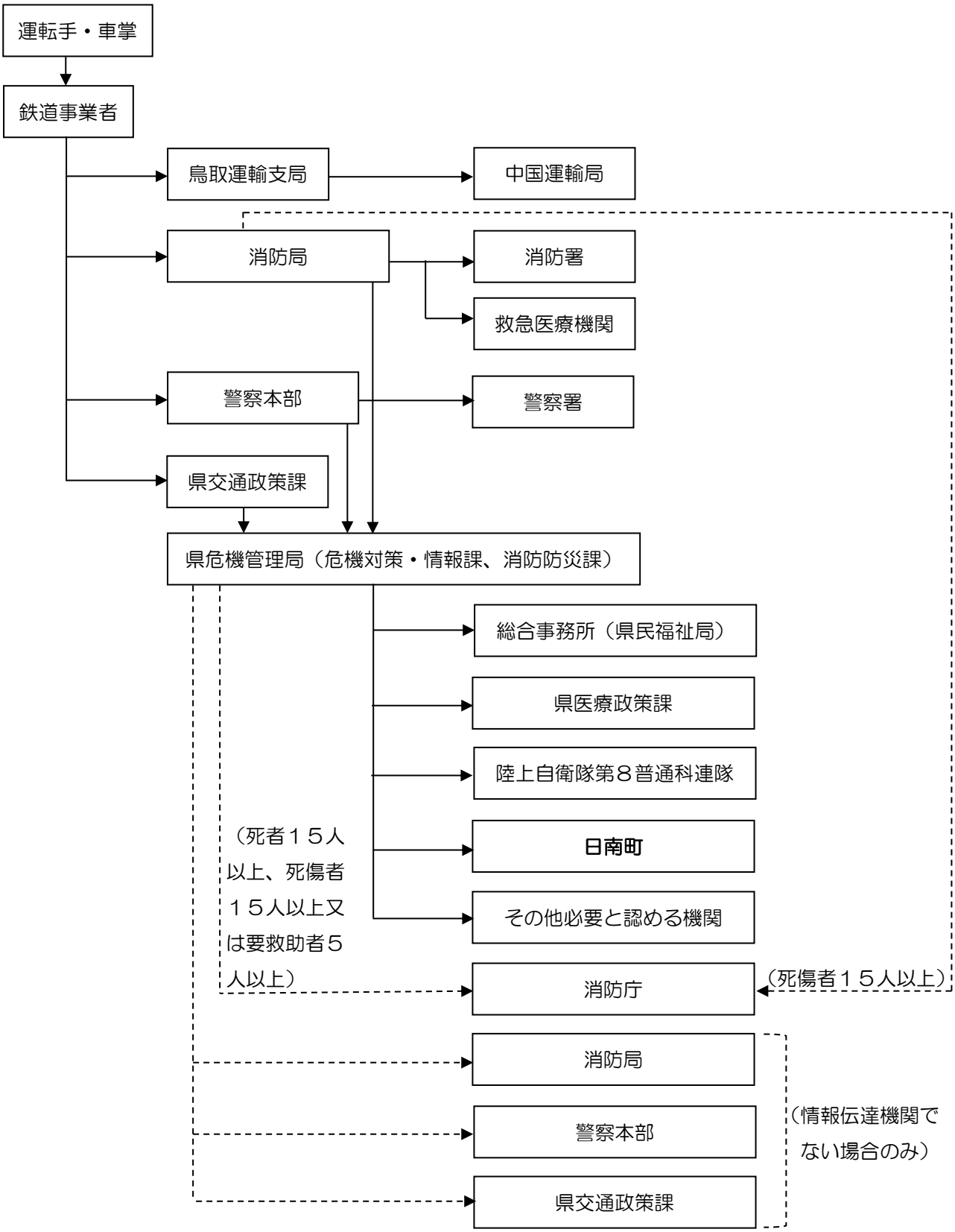
（４）鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

３．応急対策

（１）災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

【情報伝達経路】



（２）落石に係る応急対策

ア　町、警察署、消防局等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者に対し、速やかに連絡するものとする。

イ　鉄道事業者は（ア）の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、（１）の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合、（１）の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。

ウ　鉄道事業者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、（１）の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

（３）その他の応急対策

ア　関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

イ　交通規制及び立入禁止区域の設定

（ア）道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

（イ）道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ウ　広報活動

各鉄道事業者は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

エ　その他、各関係機関は、第４２節「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第４３節　危険物等災害応急対策

１．目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

２．想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

ア　危険物（消防法第２条第１項）の漏えい・流出・火災及び爆発

イ　高圧ガス（高圧ガス保安法第２条）、液化石油ガス（液石法第２条）の漏えい・流出、火災及び爆発

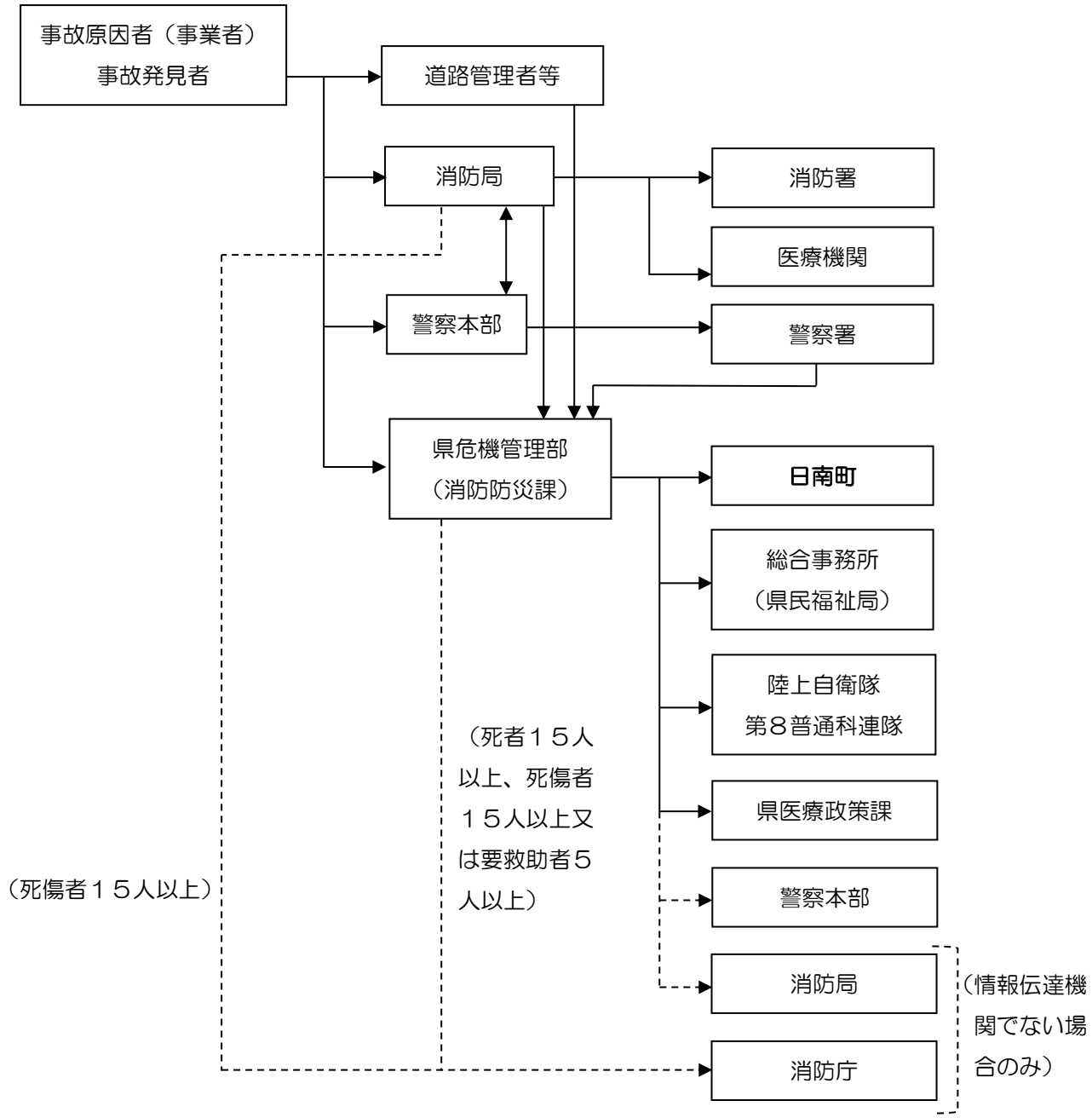
ウ　火薬類（火薬類取締法第２条第１項、第２項）の火災及び爆発

エ　毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条第１項、第２項）の漏えい、飛散、流出等

３．危険物事故災害対策

ア　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

（ア）被害情報の系統は以下のとおり



（イ）施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、警察本部、消防局、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

（ウ）消防局は、災害発生について、火災・災害等速報要領に基づき、県に速やかに通報する。

（エ）県（機器管理部）は、災害発生について火災・災害等即報要領に基づき国へ速やかに通報し、また、国から受けた情報を関係消防局、関係市町村等へ連絡する。

（オ）県、警察本部、消防局、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（カ）河川にかかるものにあっては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

（キ）県、町、警察本部、消防局、及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第 40 節「大規模事故等応急対策」参照）

イ　災害応急措置

（ア）施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

（イ）県の措置

関係機関との連絡調整を行うとともに、市町村、消防局から必要資器材の確保等について応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

（ウ）消防局の措置

ア）事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。

イ）危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

ウ）前項の応急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置を取らせるものとする。

エ）事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

（エ）警察の措置

ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

イ）県、町、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

ウ）町長から要求があった場合には、災害対策基本法第 59 条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

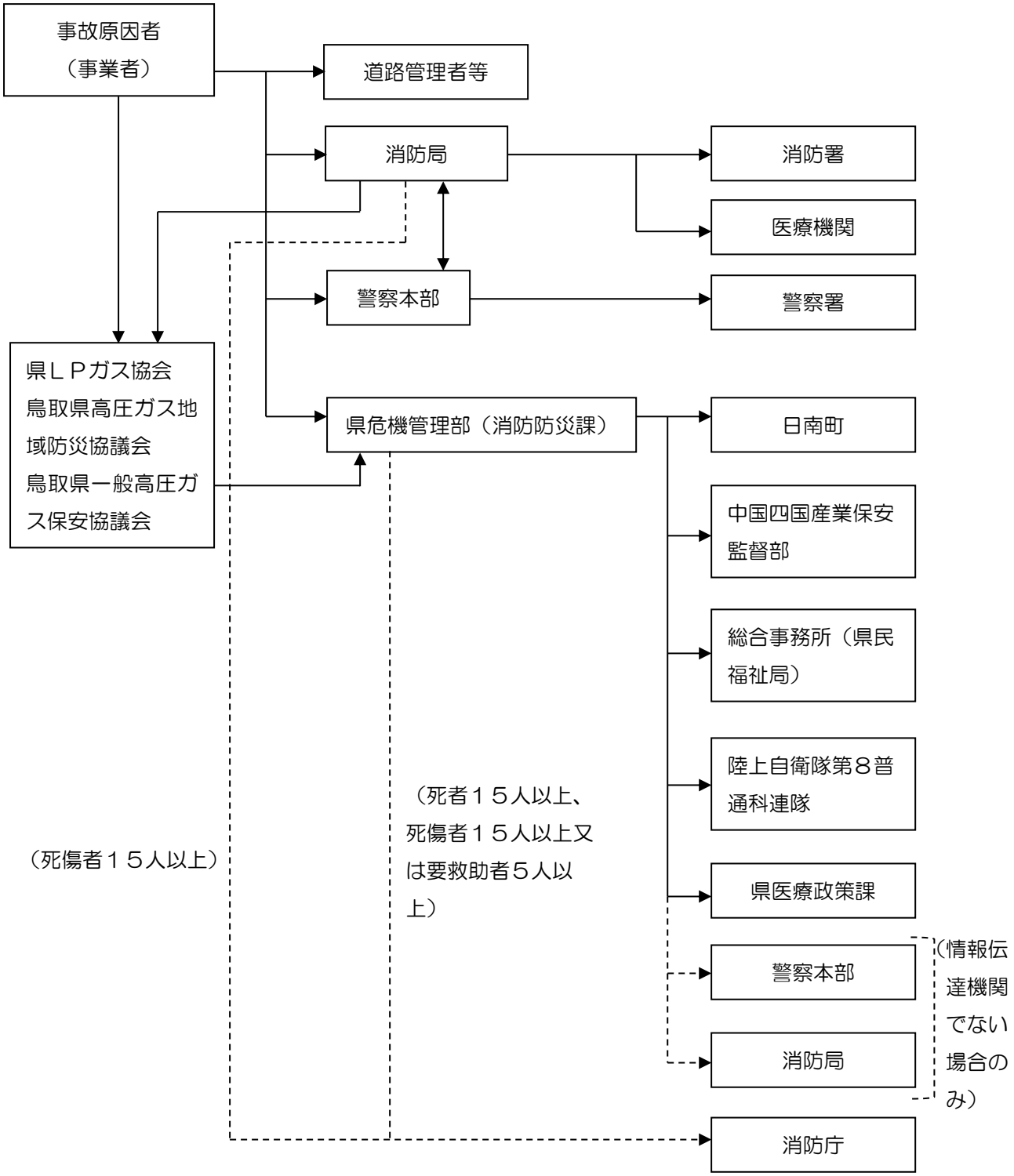
エ）死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第４４節　高圧ガス事故災害対策

１　高圧ガスに係る応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。



イ　高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、速やかに道路管理者等又は県又は消防機関又は警察に通報する。

ウ　県は高圧ガス保安法に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ　県、警察本部、消防局及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報等を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ　県、町、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第４０節「大規模事故応急対策」参照）

（２）災害応急措置

ア　事業者の措置

（ア）製造、消費施設が危険な状態となったときは、製造又は消費作業を停止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

（イ）貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

（ウ）その他、４３節　３　イ（ア）の措置に準ずる。

イ　県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧外保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

（ア）事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

（イ）事故の発生原因が不明であり、かつ操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

（ウ）事故の原因となった状況が、当該事業所内の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

（ア）事業者により災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

（イ）関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

エ　消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

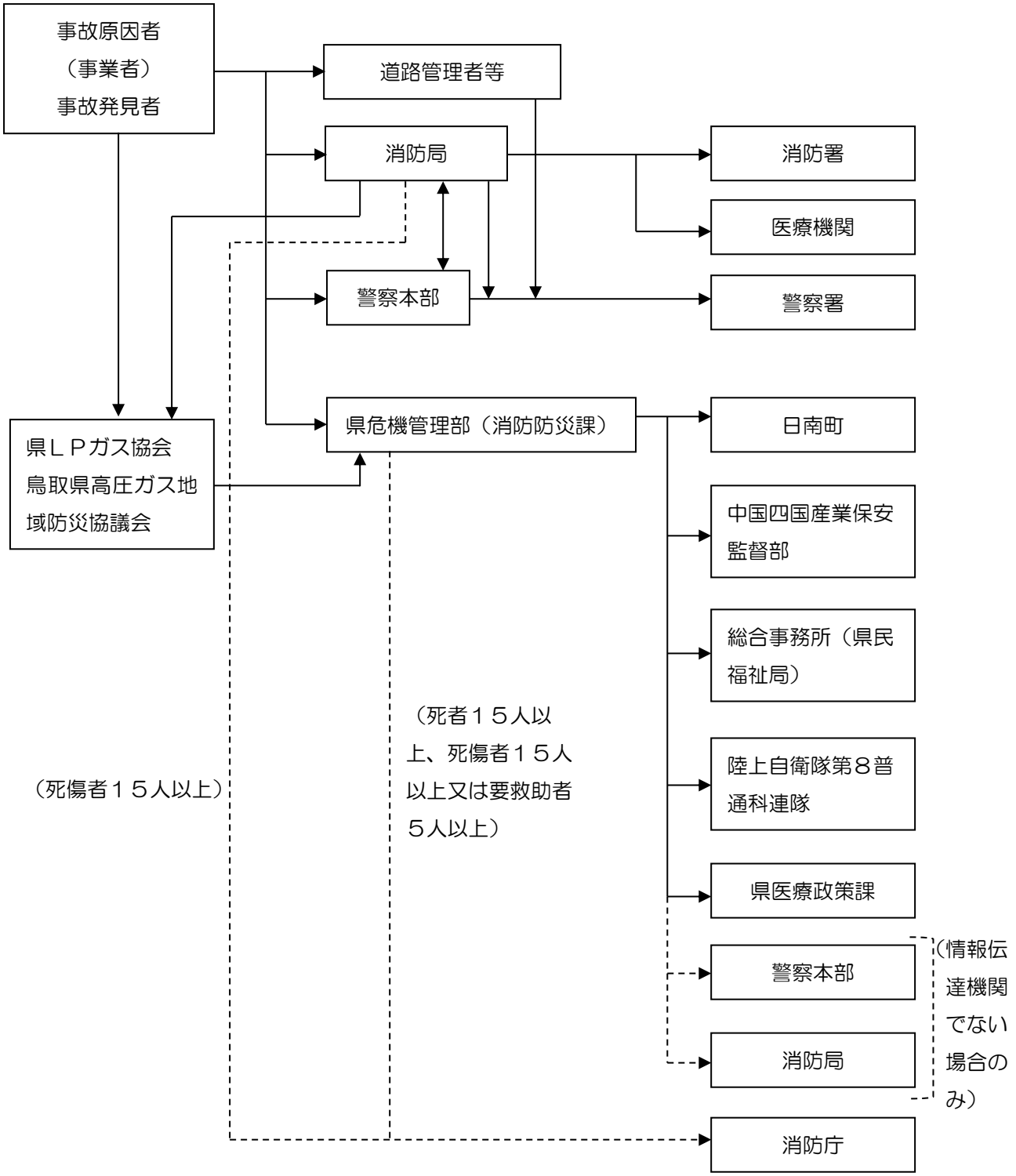
オ　警察の措置

第４３節イ（エ）の措置に準ずる。

２　液化石油ガスに係る応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。



イ　保安機関は自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県または警察官に届け出なければならない。

ウ　県、警察本部、消防局、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ　県は、事故が発生したことを各地したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

オ　なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

カ　県、町、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第４０節「大規模災害対策」参照）

（２）災害応急措置

ア　ガス消費者の措置

（ア）ガス漏れ事故等を各地したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

（イ）ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ　ガス販売事業者の措置

（ア）ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

（イ）ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ　保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

（ア）ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

（イ）必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

（ウ）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ　県の措置

（ア）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（イ）県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明する

ための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

（ウ）県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

カ　消防局の措置

（ア）ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（イ）状況に応じ、関係機関と連携をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立ち入り制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

（ウ）共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

キ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

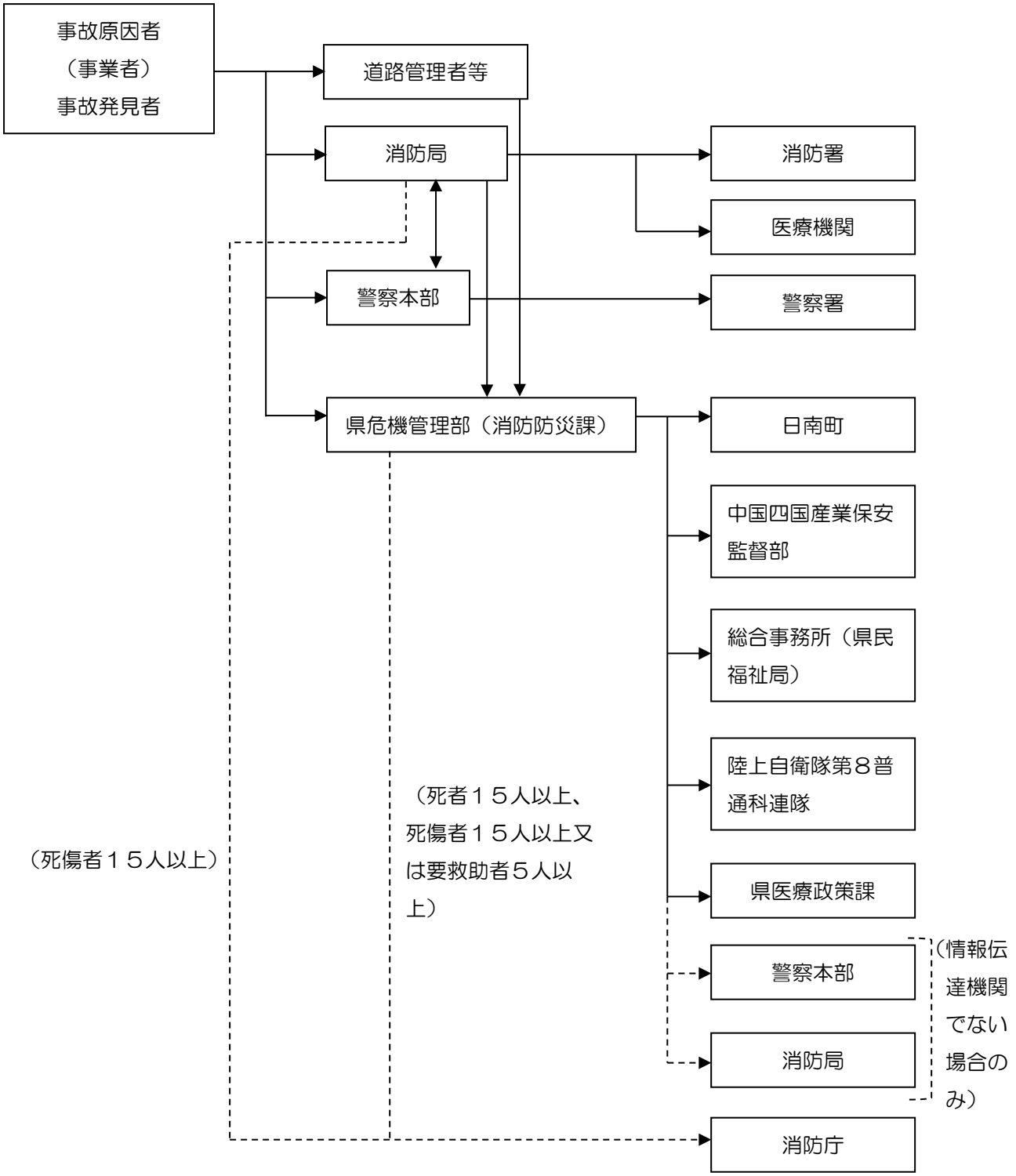
（ウ）死傷者等発生又は、その発生の恐れがある場合、救出救助活動を行う。

（エ）死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

３　ガス事業に係る応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。



イ　鳥取ガス、米子瓦斯、特定発生設備を有するガス小売事業者、国、県、警察本部、消防局、警察署及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（2）災害応急措置

ガス事業者の措置

ア　事故の状況、内容により警察本部、消防署、関係官庁への連絡、通報し協力、指示を求めるものとする。

イ　あらかじめ確立しておいた出動体制、連絡体制及び資材機材により、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ウ　供給を停止する場合には、供給先へ周知徹底を図り二次災害防止に努める。

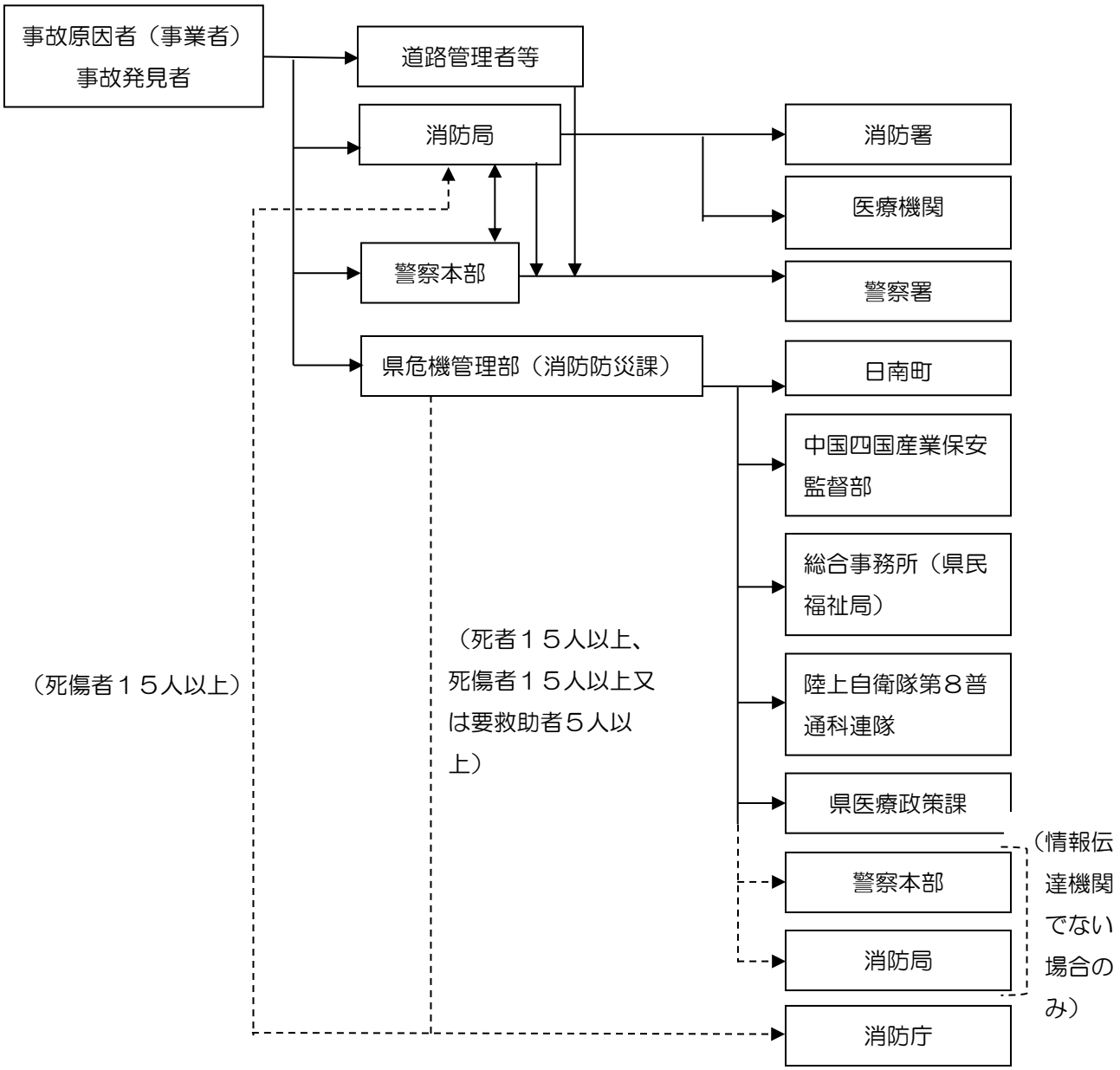
エ　供給停止後は、早期に供給を再開できるよう努める。

第４５節　火薬類事故災害対策

１　応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。



イ　県、警察本部、消防局、火薬取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ　県は、火薬類取締法の適用を受ける火薬類に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ　県、市町村、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

（２）災害応急措置

ア　火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

（ア）発生した事故について、直ちに、引き続く爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

（イ）事故の状況に応じて、付近住民の避難の警告を行う。

イ　県の措置

県は、次の場合で災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要を認めるときは、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

（ア）事故が再発する恐れがあるとき

（イ）事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続ないし再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき。

（ウ）事故の原因となった状況が当該事業所内の他の同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき。

ウ　消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

エ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、町、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

（ウ）死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。

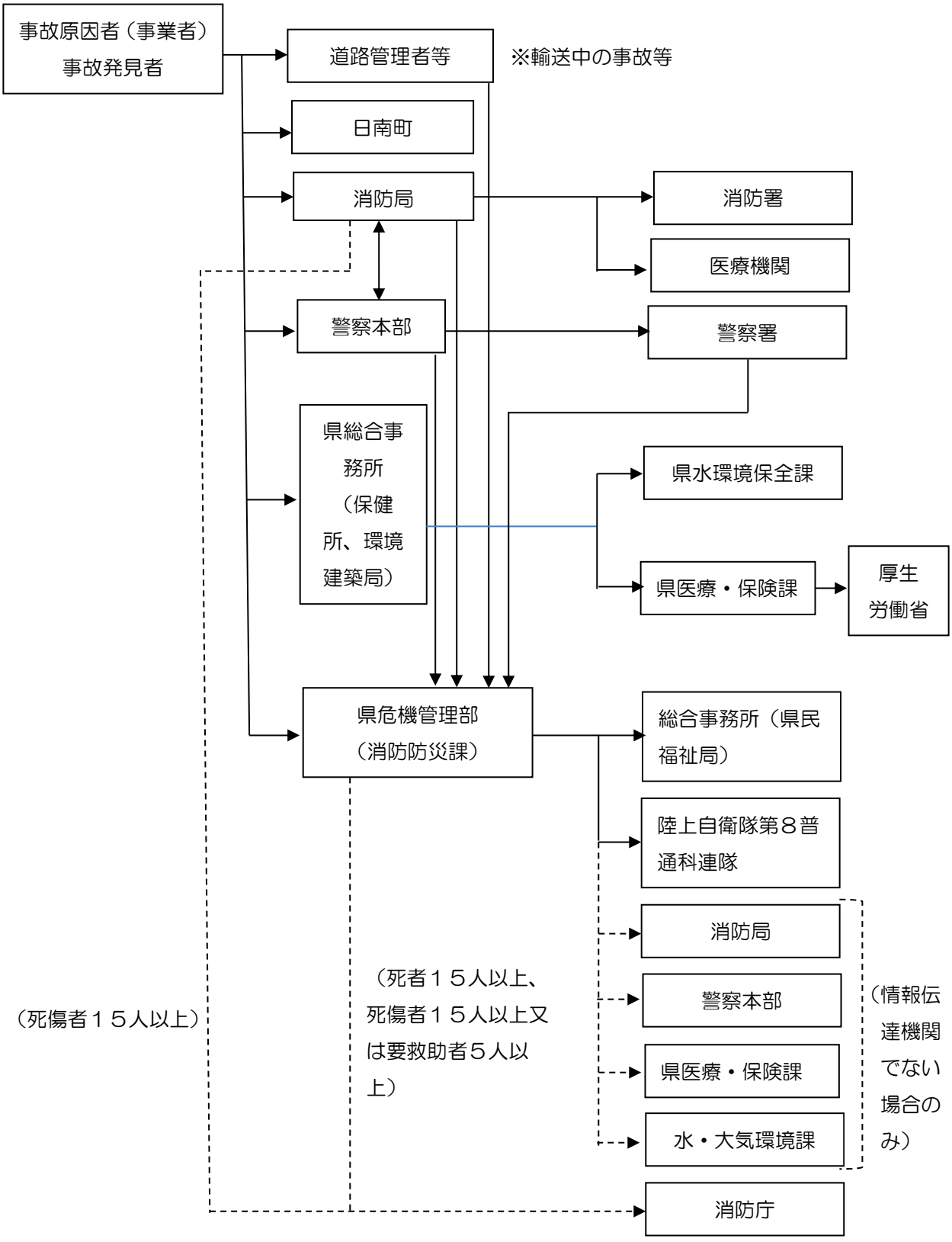
（エ）死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第４６節　毒物・劇物事故災害対策

１　応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。



イ　県、警察本部、消防局、毒物・劇物営業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ　県、町、警察本部、消防局及び毒物・劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

（２）災害応急措置

ア　毒物・劇物営業車の措置

毒物・劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置（劇毒物の中和等）を講じる。

イ　県及び町の措置

（ア）県は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。

（イ）県は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物営業車に対して指示する。また、必要に応じて自ら実施する。

（ウ）県及び町は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あっせんを行う。

（エ）県及び町は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

ウ　消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。

エ　警察の措置

（ア）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

（イ）県、町、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第４７節　その他の毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏えいし、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次の通り対応するものとする。

１　各機関の役割

機関等	役割
警察本部	二次災害の防止、捜査
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等
日南町	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理
県	総合調整、市町村の支援、資器材の確保
その他	資器材（中和剤）の確保、県民の協力

２　実施要領

（１）情報の共有

ア　住民に提供する情報について事前に検討し共有

イ　現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有

（２）避難者対応

ア　周辺住民の避難誘導

イ　状況に応じて避難所の開設と運営

ウ　将来予測と情報の提供（安心感の付与）

エ　健康管理

（３）現地調整

ア　現地調整所の設置と運営（基本的に町）

イ　警察本部、消防、自治体職員の派遣

ウ　情報の共有と活動調整

（４）現場活動

ア　立ち入り禁止区域の設定

イ　二次災害の防止

ウ　活動者の安全の確保・確認

エ　物質への対処にあたり専門家の情報を共有

（５）広報

ア　現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置

イ　情報の一元的かつ積極的な提供

第４８節　その他住民等の安全の確保に係る応急対策

１　避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大する恐れがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立ち入り禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

２　交通規制及び立入禁止区域の設定

（１）道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止または制限する。

（２）道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

３　消火活動

消火にあたっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

４　救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により機動隊等を出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

５　医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置にあたるものとする。（第４０節「大規模事故応急対策）参照）

６　広報活動

（１）関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

（２）広報項目

ア　県、町、関係機関の措置状況

イ　保管物質の種類・周辺への危険性

ウ　応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）

エ　環境影響等に関する調査結果

オ　その他必要と認められる事項

７　調査検討

県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当時者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第5章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画

１　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧計画は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規程により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その計画はおおむね次のとおりとする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

（ア）河川

（イ）海岸

（ウ）砂防設備

（エ）林地荒廃防止施設

（オ）地すべり防止施設

（カ）急傾斜地崩壊防止施設

（キ）道路

（ク）下水道

（ケ）公園

（２） 農林水産業施設災害復旧事業計画
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
（３） 都市災害復旧事業計画
（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
（４） 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画
（水道法、清掃法）
（５） 社会福祉施設災害復旧事業計画
（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
（６） 公立学校施設災害復旧事業計画
（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
（７） 公営住宅災害復旧事業計画
（公営住宅法）
（８） 公立医療施設災害復旧事業計画
（医療法、伝染病予防法）
（９） その他の災害復旧事業計画

２ 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置

災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や転作の可能性も勘案し、耕作者、林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

（１） 地震後のため池の点検

県、市町村、ため池所有者（管理者含む、以下「所有者等」という。）等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度が４（堤高が１５m未満のため池にあっては５弱）以上の地震の場合、防災重点ため池等の点検を行うものとする。

（ア）県、市町村、所有者等は、目視による外観点検により被害の有無、緊急度を把握することとする。

（イ）県、市町村、所有者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊の恐れがある場合は、避難命令を伝達する。

３ 病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

（ア） 実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除担当者は、区域内の農作物の被害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

（イ） 防除の指示及び実施

県は、市町村、農業団体等から報告された災害状況により、病害虫の防除対策を検討

し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

（ウ） 防除の指導

県は特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

（エ） 農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じたときには、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

また、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除器具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

第２節　労働力供給計画

１　目的

この計画は、災害復旧に必要な労務者及び技術者の動員をおこない、円滑な災害復旧のため万全を図ることを目的とする。

なお、災害復旧において、なお緊急性が必要な場合は、第３編災害応急対策計画第９章「労働供給計画」を準用する。

２　実施責任者

災害対策を実施するために必要な職員の人員確保は、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関においてそれぞれおこなうものとする。

３　派遣（応援）の要請決定

市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村に対し、必要職員の派遣（応援）を要請し、職員の確保を図るものとする。

なお、派遣（応援）の要請を迅速かつ円滑に実施するため、県が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣（応援）を要請するものとする。（町が締結する災害時応援協定については資料編のとおり）災対法第２９条、６７条、６８条、７４条

（１） 災害対策を実施する各部局は、職員の確保状況について状況の把握に努める。

（２） 災害対策本部は、職員の派遣（応援）の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、派遣（応援）の要請先を決定するものとする。

（３） 派遣（応援）の要請先との連絡調整は、主として各部局においておこなう。

４　派遣（応援）の要請の手続き

（１）　指定行政機関等に対する職員派遣（応援）の要請の手続き

県及び市町村は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣について必要な事項

（２）　国または他の都道府県に対する職員のあっせん要求

県及び市町村は、派遣要請が不調な場合においては、国または他の都道府県に対し、当該派遣についてあっせんを求めることができる。（災害対策基本法第３０条）

５　県内市町村と県外市町村との相互応援協定

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。

第３節　県・市町村の資金計画

１　資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達をおこなうため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

（１）災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

（２）一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

（３）地方交付税の繰上交付を国へ要請する。

（４）歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

２　激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、県または市町村において災害状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑におこなわれるよう努めるものとする。この法律に基づき国が援助する事業は次のとおりである。

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に対する特別の財政援助

（ア）公共土木施設災害復旧事業

（イ）公共土木施設災害関連事業

（ウ）公立学校施設災害復旧事業
（エ）公営住宅施設災害復旧事業
（オ）生活保護施設災害復旧事業
（カ）児童福祉施設災害復旧事業
（キ）老人福祉施設災害復旧事業
（ク）身体障がい者厚生援護施設災害復旧事業
（ケ）知的障がい者援護施設災害復旧事業
（コ）婦人保護施設災害復旧事業
（サ）感染症医療機関災害復旧事業
（シ）感染症予防事業
（ス）堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）
（セ）堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）
（ソ）たん水排除事業

（２） 農林水産業に関する特別の助成
（ア）農地、農林水産業施設に係る災害復旧事業
（イ）農業用施設または林道の新設または改良の災害関連事業
（ウ）開拓地における施設の災害復旧事業
（エ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（オ）森林組合等のおこなう堆積土砂の排除事業に対する補助
（カ）土地改良区等のおこなうたん水排除事業に対する補助
（キ）共同利用小型漁船の建造費の補助
（ク）森林災害復旧事業に対する補助

（３） 中小企業に関する特別の助成
（ア）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（イ）小規模企業者等設備導入資金助成金による貸付金の償還期間等の特例
（ウ）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
（エ）中小企業者に対する資金の融通に関する特例

（４） その他特別の財政援助及び助成
（ア）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（イ）私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（ウ）私立学校振興会の業務の特例
（エ）市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
（オ）母子福祉法による国の貸付けの特例
（カ）水防資材費の補助の特例
（キ）り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
（ク）産業労働者、住宅建設資金融通の特例
（ケ）公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
（コ）雇用保険法による失業保険金の支給に関する特例

第４節　被災者の生活確保対策

災害により被災した町民のために県、市町村等が行う生活確保対策及び事業経営安定のための措置の概要は次のとおりである。

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

１　住宅関連施策

名　　称	措　置　等　の　概　要	窓口・問い合わせ
住宅復興補助金	補助対象限度額（住宅新築300万円、住宅補修等150万円）詳細は、本章第5節の4「鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用」を参照すること。	県（住宅政策課） 町
災害復興住宅資金（住宅金融公庫等）の利子補給（※）	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1％までの利子補給（６年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資をうけられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 〈融資限度額〉400万円	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融公庫）と協議のうえ、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知する。	県（住宅政策課）
災害復興住宅資金のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融公庫）と連携し、資金のあっせん等を行う。	
地すべり関連住宅資金	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、町と県で家賃の一部を補助する。 〈補助限度額〉月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家へ	町が借り上げた民間空き家に被災された方が	県（住宅政策課）

の家賃補助（※）	入居された場合に、町と県で家賃の一部を補助する。 〈補助限度額〉月額3万円	
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与する。 〈貸付限度額〉350万円 （10年以内に償還、6年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与する。〈貸付限度額〉住宅改築等資金として226万円（6年間無利子）	県（子ども家庭課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の当否、その期間について判断する。（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる。	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

2　生活再建と心のケア対策

名　　称	措　置　等　の　概　要	窓口・問い合わせ
被災者生活再建支援金の支給	詳細は、本章第5節「被災者生活再建支援法の適用」を参照	町 県（危機管理局）
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給する。 〈見舞金上限額〉5万円	町 県（福祉保健課）
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与する。 〈対象事業〉住宅の改築、補修 〈貸付限度額〉350万円	県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生	被災されたひとり暮らしの高齢者、障がい	県（長寿社会課）

活支援	者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、町が自宅での生活が可能となるよう支援する。 〈上限助成額〉1世帯あたり10万円	
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金を貸与する。 〈貸付限度額〉10万円（1回限り）	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって7年未満）に生活資金として貸与する。 〈生活資金〉月額10.3万円 （2年間限度、8年間無利子）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方に対してメンタルケア相談を実施する。	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請があった場合、医師、保健師による健康相談を実施する。	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問による児童心理士、臨床心理士相談を実施する。 また、各中学校に配置されたスクールカウンセラーも可能な限り相談を実施する。	県（子ども家庭課） 県教委（小中学校課・体育保健課）

3　授業料などの負担軽減

名　　称	措　置　等　の　概　要	窓口・問い合わせ
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施する。	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除する。 〈全壊・半壊〉全額免除 〈上記以外の被害〉半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災による奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予。	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課）
専修学校等奨学資金等の年度中途申請の受付	災害等に基づく経済的理由により年度の中途において修学が困難となったとき、年度中途	県（人権・同和対策課）

	における奨学金の申請を受け付ける。	
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給する。	県教委（高等学校課）

4　農林水産業金融

（1）農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん

（2）天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

（3）農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん

（4）農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

（5）その他平成12年鳥取県西部地震における主な措置は次のとおりである。

名　　称	措　置　等　の　概　要	窓口・問い合わせ
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロとする。	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子とする。 〈貸付限度額〉120万円/ha （貸付期間5年）	県（林政企画課）

5　商工業金融

（1）中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

（2）金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

（3）町及び商工団体は、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

（4）金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。

（５）鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。
（６）鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。
（７）その他

平成12年鳥取県西部地震における主な措置は次表のとおりである。

名　　称	措　置　等　の　概　要	窓口・問い合わせ
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付（利子及び信用保証料を６年間０％とする。）。 〈貸付限度額〉5,000万円 （償還期限10年）	県（経済産業総室）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施する。	県（経済産業総室）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与する。 〈貸付限度額〉5,000万円 （償還期限７年）	県（経済産業総室）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与する。 〈貸付限度額〉5,000万円 （償還期限12年）	県（経済産業総室）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施する。 〈貸付限度額〉1,500万円 （信用保証0.6%）	県（経済産業総室）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施する。 〈貸付限度額〉1,500万円 （信用保証0.5%）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備資金の貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に係る経費を貸与する。 〈貸付限度額〉4,000万円 （償還期限７年）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及び	県（経済産業総室）

	リースを実施する。 〈貸付限度額〉6,000万円 （割賦払期間７年、リースは3～7年）	
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施する。 〈貸付限度額〉8,000万円 （割賦払期間７年）	県（経済産業総室）

６　その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、前記１から５のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

（１）り災証明の交付

り災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などでり災事実の証明が必要なときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

（２）被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

（３）簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

（４）小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱に基づき実施）

（５）被災者が心身ともに健康を保つことができるよう医師、保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

（６）日本赤十字社が被災地に派遣する「心のケアチーム」に協力を行う。

（７）被災児童等の援護体制の整備を行い、メンタルケアや保育所等の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

（８）町は、被災者の生活復興支援について、必要に応じて災害ケースマネジメント※の手法を活用して行うこととし、県、市町村、県社会福祉協議会及び専門士業団体等の関係機関で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を通じて関係機関が相互に連携した災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

鳥取県災害ケースマネジメント協議会では、災害ケースマネジメントの標準的な手順等を示した手引きを作成・共有するほか、研修を実施する等して、人材育成を図るものとする。

また、被災者の生活復興支援体制の検討にあたっては鳥取県中部地震被災者への対応で培ったノウハウを活かすよう努めるものとする。

※災害ケースマネジメント：

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必

要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成し、継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取り組みをいう。

第５節　被災者生活再建支援法の適用

１　目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

２　法適用の要件

（１）　対象となる自然災害

（ア）災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

（イ）１０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

（ウ）１００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①（ア）又は（イ）の市町村を含む県内で５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、②（ア）から（ウ）に隣接している人口１０万人未満で全壊５世帯以上の市町村については適用がある。

（エ）（ア）もしくは（イ）の市町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、及び２世帯以上の全壊が発生した５万人未満の市町村。

（２）　支給対象世帯

（ア）住宅が全壊した世帯

（イ）住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

（ウ）居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修をおこなわなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

（エ）被害が継続し、長期に渡り居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（３）　大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の２０％以上７０％未満のもの	５０％以上７０％未満
損壊割合（経済的被害）が２０％以上５０％未満のもの	４０％以上５０％未満

（４）中規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の２０％以上５０％未満のもの	３０％以上５０％未満
損壊割合（経済的被害）が２０％以上５０％未満のもの	３０％以上４０％未満

（５） 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用をはかる。

（ア）畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、大規模半壊または全壊として取り扱う。

（イ）半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱う。

（ウ）浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のため、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊として取り扱う。

３　支給条件

ア　対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		①基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	１００	２００	１００	５０
	単数	７５	１５０	７５	37.5
大規模半壊世帯	複数	５０	２００	１００	５０
	単数	37.5	１５０	７５	37.5
中規模半壊世帯	複数	０	１００	５０	２５
	単数	０	７５	37.5	１８.７５

イ　対象経費

使途の制限なし

４　被災者生活再建支援法の適用事務

（１） 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等をおこなう。

（２） 市町村

（ア）住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等をおこなう。

（イ）被災者生活再建支援法の適用にあたり、住民に対し同対策の広報、周知を行う。

（３） 申請期間

（ア）住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記（６）ア②）・・・災害発生後37月以内

（イ）その他の経費（上記（６）ア①）・・・災害発生後１３月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。

第６節　鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

１　目的

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し地域の維持と再生を図る。

２　条例適用の要件

（１） 対象となる自然災害

ア　県内で１０戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ　１の市町村の区域において５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ　１の集落においてその世帯数の２分の１以上で、かつ、２以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ　アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

（２） 支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

ア　全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設または購入

イ　全壊世帯の居宅の補修

ウ　大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の再建又は購入

エ　大規模半壊世帯の居宅の補修

オ　半壊世帯の居宅に代わる住宅の再建又は購入

カ　半壊世帯の居宅の補修

キ　一部損壊世帯の居宅の補修

ク　住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

ケ　小規模な損壊の居宅の修繕の促進

コ　その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※賃貸住宅にあっては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

※住宅の再建又は購入にあたっては、被災した市町村と同一の市町村に建設または購入した場合に限る。

（支給条件）

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記（２）支給対象　アの場合	３年	２年	300万円　（225万円）
上記（２）支給対象　イの場合			200万円　（150万円）
上記（２）支給対象　ウの場合			250万円　（187.5万円）
上記（２）支給対象　エの場合			150万円　（112.5万円）
上記（２）支給対象　オの場合			100万円　（75万円）
上記（２）支給対象　カの場合	２年	１年	100万円　（75万円）
上記（２）支給対象　キの場合			30万円
上記（２）支給対象　クの場合			100万円
上記（２）支給対象　ケの場合		１年	2万円
上記（２）支給対象　コの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める		

４　鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

（１）　県

鳥取県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

（２）　市町村

ア　住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等をおこなう。

イ　住宅関連施策の住民への広報、周知を行う。

第７節　災害復興計画

１　目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

２　災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、町民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順でおこなうものとする。

（１）　復興対策組織・体制の整備

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

（２）　復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、早期に策定し公表するものとする。

（３） 復興計画の策定

県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

計画作成にあたっては、関係機関と調整をはかりながら、既存の計画・事業等との整合性をはかりつつ実施するものとする。

（４） 復興事業の実施

復興事業の実施にあたっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと円滑な事業遂行に努めるものとする。

（５）復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

３　留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために次の事項に留意するものとする。

（１） 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

（２） 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。

（３） 技術的・財政的支援

町は、円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を現地に派遣させるものとする。また必要に応じ国・県・他の市町村に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

４　資金融資、調達のための措置

県、市町村は災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

（１） 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

（２） 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

（３） 地方交付税の繰上げ交付を国に要請する。

（４） 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。